

平成26年度 第三者評価

目白大学短期大学部 自己点検・評価報告書

平成26年6月

目次

自己点検・評価報告書	3
1. 自己点検・評価の基礎資料	4
2. 自己点検・評価報告書の概要	25
3. 自己点検・評価の組織と活動	26
4. 提出資料・備付資料一覧	29
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	36
基準Ⅰ-A 建学の精神	38
基準Ⅰ-B 教育の効果	40
基準Ⅰ-C 自己点検・評価	51
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	54
基準Ⅱ-A 教育課程	57
基準Ⅱ-B 学生支援	71
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	86
基準Ⅲ-A 人的資源	89
基準Ⅲ-B 物的資源	99
基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源	107
基準Ⅲ-D 財的資源	111
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	115
基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ	117
基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ	122
基準Ⅳ-C ガバナンス	125
【選択的評価基準 2. 職業教育の取り組みについて】	130

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人短期大学基準協会の第三者評価を受けるために、目白大学短期大学部の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

平成 26 年 6 月 27 日

理事長

逸見 博昌

学長

油谷 純子

ALO

西谷 正弘

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

目白大学短期大学部の母体である目白学園は、大正 12 年（1923 年）に現在の新宿キャンパスに創建された研心学園を起源としている。昭和 4 年（1929 年）に財団法人目白学園として文部大臣から認可され、尋常小学校または高等小学校の卒業者を対象とする男子のみの目白商業学校を設置したが、第 2 次世界大戦の戦局が悪化して男子商業学校の存続が困難になったことから、昭和 19 年（1944 年）に目白女子商業学校を設立して女子校へと生まれ変わった。戦後の学制改革によりこの学校が目白学園中学校・高等学校へと転換され、平成 21 年（2009 年）からは男女共学の目白研心中学校・高等学校になっている。昭和 26 年（1951 年）には財団法人から学校法人へと組織変更している。

目白大学短期大学部は、学園創立 40 周年にあたる昭和 38 年（1963 年）に目白学園女子短期大学として開学した。平成 12 年（2000 年）に目白大学短期大学部と改称し、平成 6 年（1994 年）に開学した目白大学とキャンパスを共有している。学園創立から現在までの学校法人及び短期大学部の沿革は以下の通りである。

大正 12 年	研心学園創設
昭和 4 年	財団法人目白学園設立 目白商業学校を設置
昭和 19 年	目白女子商業学校を設置
昭和 23 年	学制改革により目白女子商業学校を目白学園高等学校・中学校に改組転換
昭和 26 年	財団法人目白学園を学校法人目白学園に組織変更
昭和 34 年	目白学園幼稚園を設置
昭和 38 年	目白学園女子短期大学を設置 英語英文科（入学定員 80 名）を開設
昭和 39 年	国語国文科（入学定員 40 名）・生活科学科（入学定員 40 名）を開設
昭和 51 年	全学科で入学定員を変更（英語英文科 80 名→200 名／国語国文科 40 名→200 名／生活科学科 40 名→100 名）
昭和 61 年	全学科で期限を付して入学定員を変更（英語英文科 200 名→300 名／国語国文科 200 名→300 名／生活科学科 100 名→200 名）
昭和 63 年	全学科で入学定員を変更（英語英文科 300 名→325 名／国語国文科 300 名→310 名／生活科学科 200 名→230 名）
平成 6 年	全学科で入学定員を変更（英語英文科 325 名→290 名／国語国文科 310 名→260 名／生活科学科 230 名→210 名） 岩槻キャンパスに目白大学を設置
平成 8 年	全学科で入学定員を変更（英語英文科 290 名→310 名／国語国文科 260 名→280 名／生活科学科 210 名→240 名）

目白大学短期大学部

平成 12 年	目白学園女子短期大学から目白大学短期大学部に校名変更 英語英文科と国語国文科を言語表現学科（入学定員 300 名）に改組転換 生活科学科の入学定員を変更（240 名→180 名） 新宿キャンパスに大学の学部が開設されて短大と共用のキャンパスになる 目白学園幼稚園を廃止
平成 13 年	国語国文科を廃止
平成 14 年	英語英文科を廃止 生活科学科の入学定員を変更（180 名→120 名）
平成 15 年	言語表現学科を募集停止 子ども学科（入学定員 50 名）を開設 生活科学科の入学定員を変更（120 名→140 名）
平成 16 年	言語表現学科を廃止
平成 17 年	専攻科保育専攻（入学定員 50 名）を開設 生活科学科の入学定員を変更（140 名→150 名）
平成 19 年	子ども学科を募集停止（目白大学人間学部子ども学科を開設） 製菓学科（入学定員 80 名）を開設 生活科学科の入学定員を変更（150 名→120 名） 生活科学科に介護福祉士養成課程を開設
平成 20 年	財団法人短期大学基準協会による第三者評価で「適格」の認定を受ける 子ども学科を廃止
平成 21 年	専攻科保育専攻を廃止 国立埼玉病院キャンパスを開設（大学院看護学研究科を設置） 目白学園中学校・高等学校を目白研心中学校・高等学校に改称し男女共学化 を実施
平成 22 年	ビジネス社会学科（入学定員 60 名）を開設 生活科学科の入学定員を変更（120 名→60 名）
平成 24 年	生活科学科の入学定員を変更（60 名→80 名）

(2) 学校法人の概要

学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数

(平成26年5月1日現在)

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
目白大学 短期大学部	東京都新宿区中落合 4-31-1	220	440	367
目白大学	東京都新宿区中落合 4-31-1	1376	4778	4846
	埼玉県さいたま市 岩槻区浮谷 320	280	1100	1253
	埼玉県和光市諏訪 2-12	15	30	24
目白研心 高等学校	東京都新宿区中落合 4-31-1	240	720	623
目白研心 中学校	東京都新宿区中落合 4-31-1	120	360	142

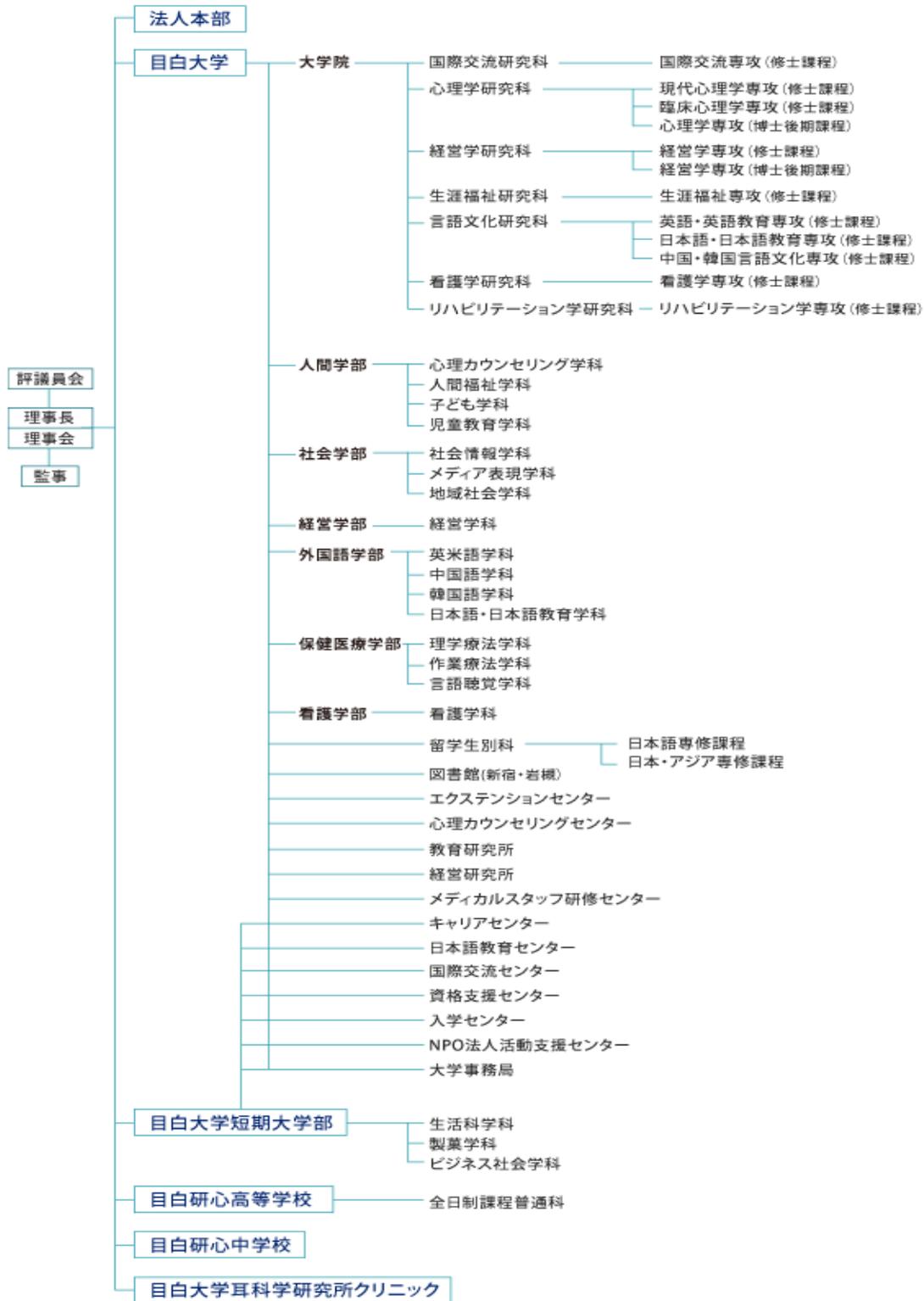
(3) 学校法人・短期大学の組織図

(平成26年5月1日現在)

	専任	非常勤
教員数	30	48
職員数	57	33

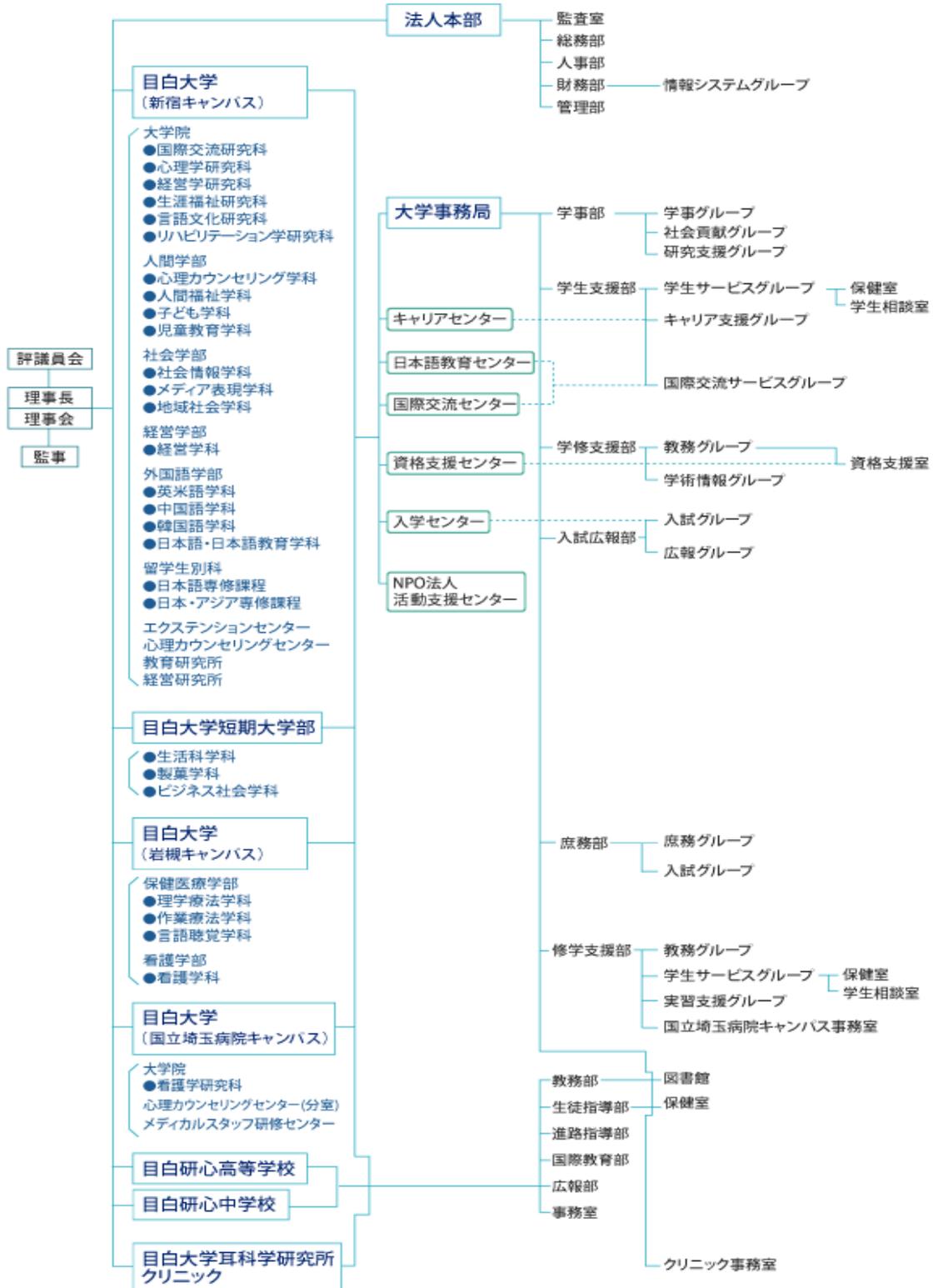
■学校法人目白学園 組織図（平成26年5月1日現在）

学校法人目白学園 組織図



■学校法人目白学園 事務組織図（平成26年5月1日現在）

学校法人目白学園 事務組織図



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

本学は東京都新宿区に所在する。平成 26 年 6 月 1 日現在の区内の人口は 326,479 人、住民基本台帳に基づく世帯数は 203,577 世帯（いずれも新宿区公式ウェブサイトによる）である。人口の約 9 人に 1 人が外国人で、外国人居住者の割合が東京都内で最も高い点が特色の一つとされる。また、平成 22 年の国勢調査によれば、区内の昼間人口は 750,120 人と夜間人口の 2 倍以上で、この比率は東京 23 区で第 5 位、全国の自治体の中でも 9 番目に高い。東京都庁を有する都政の中心地として、また多数の企業が集まる日本有数の商業都市として活況を呈している。

本学の新宿キャンパスは、その東京都庁をはじめとする新宿高層ビル群を間近に望む閑静な住宅街の中にある。キャンパスまで徒歩 8 分の最寄り駅である中井駅へは西武新宿駅から西武新宿線で所要 7 分、新宿駅から都営地下鉄大江戸線で所要 10 分と、高地位至便な立地に恵まれている。

■学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	人数 (人)	割合 (%)								
東京	77	37.2	83	36.4	73	38.4	67	34.0	83	43.2
埼玉	40	19.3	47	20.6	37	19.5	51	25.9	32	16.7
神奈川	16	7.7	21	9.2	19	10.0	19	9.6	13	6.8
千葉	20	9.7	26	11.4	15	7.9	25	12.7	27	14.1
茨城	6	2.9	11	4.8	8	4.2	8	4.1	8	4.2
栃木	3	1.4	4	1.8	3	1.6	5	2.5	1	0.5
群馬	1	0.5	4	1.8	2	1.1	0	0	1	0.5
山梨	5	2.4	2	0.9	0	0	0	0	4	2.1
その他	39	18.8	30	13.2	33	17.4	22	11.2	23	12.0
合計	207	100.0	228	100.0	190	100.0	197	100.0	192	100.0

※各地域の割合（%）は小数点第2位を四捨五入しているため、全地域の数値を加算した合計が100.0%にならない場合がある。

本学の近年の入学者は上表の通り、概ね 3～4 割が東京都内、また関東 7 都県に山梨県を加えた首都圏の高等学校出身者が全体の 8 割以上を占めており、大半の学生は自宅から本学キャンパスへ通学可能な地域の出身者であると言える。本学では平成 23 年度以降、

入学定員充足率が 100%を割り込む厳しい募集状況が続いている（入学定員は平成 23 年度までが 200 名、平成 24 年度から 220 名に増加）が、これは新宿区外から区内へ通勤・通学する流入人口が平成 17～22 年の 5 年間で 54,923 人（約 10%）減少している（新宿区新宿自治創造研究所編『2010（平成 22）年国勢調査 従業地・通学地による人口・産業等集計結果～新宿区の概要～』による）傾向と概ね軌を一にしている。

■地域社会の産業の状況及び地域社会のニーズ

新宿では明治時代から出版・印刷関連業が盛んになり、また大正時代になると染物に適した水を求める職人が神田川や妙正寺川周辺に移り住んで染色業が盛んになった。現在でも新宿の地場産業として定着しているが、事業者数は年々減りつつある。区内の就業者の 89.1%は第 3 次産業に従事しており、特に情報通信業、不動産業・物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、金融業・保険業の割合が高い。

区内在住の高校・短大・大学の在学生数（15 歳以上の人口総数から卒業者数を引いた数）も、平成 2 年から平成 22 年までの 20 年間で 32,331 人から 23,431 人へと大きく減少している。その一方で、短大以上の卒業生数は実数こそ減っているものの、短大・高専の卒業生数は平成 2 年の 15.0%が平成 22 年には 16.3%へと微増している。平成 22 年には初めて短大以上の卒業生の割合が全体の 6 割を越えており、区内在住者の高学歴化が進行している（以上の数値は「2010（平成 22）年国勢調査 産業等基本集計結果～新宿区の概要～」平成 24 年 8 月・新宿区新宿自治創造研究所編に基づく）。

もともと、昼間人口が夜間人口の 2 倍以上で通勤・通学による流入人口が多いという実態、そしてその実態を支える JR 線や地下鉄など発達した公共交通機関の存在に鑑みれば、在住者そのものが減少を続けるキャンパス所在の新宿区に限ることなく、東京都内全体、さらに埼玉県など隣接する他県も含めた範囲での高校生向けの募集活動の強化、さらには社会人を対象とするリカレント教育の需要を喚起する努力が重要であると考えられる。

■短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

- ① 前回の第三者評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について（領域別評価票における指摘への対応は任意）

改善を要する事項 (向上・充実のための課題)	対策	成果
科目によって授業シラバスに粗密がみられるので、体裁や記載内容の統一に向けた工夫・改善が望まれる。	シラバスはウェブと印刷媒体を併用している。科目担当者が作成した内容を学科長、学長がすべて確認し、均質化を図っている。	粗密は解消することができた。さらに本学独自の項目を設け、学生の科目選択に資することにより、学習成果の向上が期待できる。
生活科学科において、秘書ビジネスコース関連を除く資格コースの受講生が少ないように見受けられるので、学生のモチベーションを高める工夫・改善が望まれる。	無理なく資格取得が可能となるよう教育課程の編成にも配慮している。主に全国実務教育協会の資格取得が学生の過剰負担とならないよう努めている。	可視化された学習成果の一つとして全学共通の資格、及び学科の特色に合わせた種々の資格をまんべんなく学生が取得している。
一部に単位取得率が低く、また不可となっている科目も少なくないので、授業運営の工夫・改善を含めて検討することが望まれる。	「目白大学短期大学部試験及び学習成績の評価に関する規程」の運用の厳格化、学生による授業評価アンケートの活用、全学FD研修会の実施などを通して授業運営の工夫・改善を行っている。	単位不認定者の割合は全科目で4～5%であり、単位の修得状況は改善した。また、全科目の成績分布はB以上が70～80%を占め、学習成果が向上していると思われる。
セクシュアルハラスメント以外のパワーハラスメント、アカデミックハラスメントを含めた総合的な防止規程が整備されていないので、その制定及び周知・徹底が望まれる。	各種ハラスメントの未然防止及び事案発生時の対応などを定めた「学校法人目白学園ハラスメント防止などに関する規則」を制定した。同規則に従って学内に相談員を配置し、対応している。	相談員の配置により事案の潜在化を防ぐことがハラスメントの発生を抑制しており、深刻な具体的事案は生まれていない。

- ② 上記以外で、改善を図った事項について

特になし。

- ③ 過去7年間に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において留意事項が付された短期大学は、留意事項及びその履行状況を記述する。

留意事項	履行状況
<p>ビジネス社会学科の定員充足率の平均が0.7倍未満となっていることから、学生の確保に努めるとともに、入学定員の見直しについて検討すること。(平成25年度併設大学大学院リハビリテーション学研究所の履行状況報告における留意事項)</p>	<p>本学科の入学者は平成24年度に前年度の59名から43名へと減少し、翌平成25年度はさらに40名へと減少して定員充足率の平均が0.69となった。これは、全国的な短期大学への進学率低下の影響を受けたことに加え、平成22年度に生活科学科から分化・独立した後も本学科の特性等につき受験生向けアピールが必ずしも十分ではなかったと考えられる。</p> <p>そこで平成26年度入学者の選抜では、まずAO入試について以下の改善措置をとることで、本学科に強い関心を抱く受験生のより確実な確保を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 従来は未実施の時期に選考日を設定した。 ② エントリー手続きを簡略化した。 ③ 複数の選考方式を受験生が選択可能とした。 <p>この結果、AO入試による入学予定者数が前年の14名から25名に増加し、学科全体の入学予定者数は3月7日現在44名となり定員充足率の平均は0.7倍に達している。</p> <p>また、平成27年度入学者の確保に向けて、本学科の特性の周知を強化し受験生を増やすための対策として、以下の措置を新たに実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 推薦入試における指定校の増加 ② 大学入試センター試験利用入試の導入 ③ 専門分野の類似性が強い社会学部社会情報学科や経営学部経営学科を中心とする併設大学受験者への短大併願PRの強化 ④ 入学者数が多い高校への卒業生状況報告 ⑤ 入学金の10万円引き下げ <p>これらの諸対策を実施することで、現在の入学定員を充足する学生の確保に努めたい。</p>

(6) 学生データ

① 入学定員、入学者数、入学定員充足率、収容定員、在籍者数、収容定員充足率

学科等の名称	事項	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	備考
生活科学科	入学定員	60	60	80	80	80	入学者には東京都の「介護福祉士養成科」職業委託訓練生を含む。
	入学者数	86	69	88	97	80	
	入学定員充足率 (%)	143	115	110	121	100	
	収容定員	180	120	140	160	160	
	在籍者数	192	154	154	178	172	
	収容定員充足率 (%)	106	128	110	111	107	
製菓学科	入学定員	80	80	80	80	80	
	入学者数	83	62	66	55	59	
	入学定員充足率 (%)	103	77	82	68	73	
	収容定員	160	160	160	160	160	
	在籍者数	179	147	127	117	115	
	収容定員充足率 (%)	111	91	79	73	71	
ビジネス社会学科	入学定員	[新設] 60	60	60	60	60	
	入学者数	59	59	43	40	43	
	入学定員充足率 (%)	98	98	71	66	71	
	収容定員	60	120	120	120	120	
	在籍者数	59	114	98	77	80	
	収容定員充足率 (%)	98	95	81	64	66	

② 卒業者数 (人)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
生活科学科	100	90	78	60	80
製菓学科	74	90	79	60	57
ビジネス社会学科	-	-	48	52	35

③ 退学者数 (人)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
生活科学科	11	13	4	10	5
製菓学科	7	3	6	5	4
ビジネス社会学科	-	4	5	6	5

④ 休学者数 (人)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
生活科学科	2	2	0	2	3
製菓学科	2	2	3	0	3
ビジネス社会学科	-	0	2	1	3

⑤ 就職者数 (人)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
生活科学科	71	61	43	52	56
製菓学科	46	67	66	48	49
ビジネス社会学科	-	-	35	35	31

⑥ 進学者数 (人)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
生活科学科	7	11	6	3	7
製菓学科	1	4	5	4	6
ビジネス社会学科	-	-	4	2	1

(7) 短期大学設置基準を上回っている状況・短期大学の概要 (平成26年5月1日現在)

① 教員組織の概要 (人)

学科等名	専任教員数					設置基準で定める教員数 〔イ〕	短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数 〔ロ〕	設置基準で定める教授数	助手	非常勤教員	備考
	教授	准教授	講師	助教	計						
生活科学科	3	3	2	0	8	4		2	4	29	家政関係、 社会学・社会福祉学 関係
製菓学科	2	2	2	0	6	4		2	4	11	家政関係
ビジネス社会学科	3	2	2	0	7	6		2	1	8	経済学関係、 社会学・社会福祉学 関係
(小計)	8	7	6	0	21	14		6	9	48	
〔その他の組織等〕											
短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数 〔ロ〕							4	2			
(合計)	8	7	6	0	21		18	8	9	48	

② 教員以外の職員の概要 (人)

	専任	兼任	計
事務職員	57	25	82
技術職員	0	0	0
図書館・学習資源センター等の専門事務職員	0	8	8
その他の職員	0	0	0
計	57	33	90

③ 校地等 (㎡)

校地等	区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	共用する他の学校等の専用 (㎡)	計 (㎡)	基準面積 (㎡)	在籍学生一人当たりの面積 (㎡)	備考 (共有の状況等)
	校舎敷地	3,294.00	23,095.99	60,506.16	86,896.15	4,400	[イ] 15.78	共用する学校等の名称 ・目白大学 ・目白大学短期大学部 共用する他の学校等の名称 ・目白研心高等学校 ・目白研心中学校
	運動場用地	0.00	13,351.00	13,800.00	27,151.00			
	小計	3,294.00	36,446.99	74,306.16	[ロ] 114,047.15			
	その他	0.00	0.00	0.00	0.00			
	合計	3,294.00	36,446.99	74,306.16	114,047.15			

④ 校舎 (㎡)

区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	共用する他の学校等の専用 (㎡)	計 (㎡)	基準面積 (㎡)	備考 (共有の状況等)
校舎	2,745.42	41,747.11	36,377.13	80,869.66	5,075	共用する学校等の名称 ・目白大学 ・目白大学短期大学部 共用する他の学校等の名称 ・目白研心高等学校 ・目白研心中学校

⑤ 教室等 (室)

講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習室	語学学習施設	備考
112	29	54	11	3	大学全体

⑥ 専任教員研究室 (室)

専任教員研究室	
21	生活⑧ 製菓⑥ ビジネス⑦

⑦ 図書・設備

学科・専攻課程	図書 〔うち外国書〕	学術雑誌 〔うち外国書〕 (種)		視聴覚資料 (点)	機械・器具 (点)	標本 (点)
	(冊)		電子ジャーナル 〔うち外国書〕			
	329,343	1,194	185 (185)	11,184	55 (PC)	0
	(31,233)	(321)			32 (AV)	
計	329,343	1,194				0

図書館	面積 (㎡)	閲覧席数	収納可能冊数	備考
		4,393.13	684 席	
体育館	面積 (㎡)	体育館以外のスポーツ施設の概要		大学全体
		4,636.70	テニスコート5面、グラウンド2面	

(8) 短期大学の情報の公表について

① 教育情報の公表について

	事項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	本学公式ウェブサイト並びに『学生便覧』で公表している。 http://www.mejiro.ac.jp/about/kengaku.html http://www.mejiro.ac.jp/jyukensei/college/metan/kengaku.html
2	教育研究上の基本組織に関すること	本学公式ウェブサイト並びに『学生便覧』で公表している。 http://www.mejiro.ac.jp/about/organization.html http://www.mejiro.ac.jp/about/pdf/mejiro_orgt.pdf
3	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	本学公式ウェブサイトで公表している。 http://www.mejiro.ac.jp/hojin/gakuen_info.html http://www.mejiro.ac.jp/college/professor.html
4	入学者に関する受け入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	本学公式ウェブサイトで公表している。 http://www.mejiro.ac.jp/about/ap/coll.html http://www.mejiro.ac.jp/hojin/gakuen_info.html http://www.mejiro.ac.jp/employment/index.html なお、入学者に関する受け入れ方針は学生募集要項など受験生向け配布資料にも掲載している。
5	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	本学公式ウェブサイト並びに『Syllabus (授業計画)』で公表している。 http://www.mejiro.ac.jp/syllabus/index.php
6	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	本学公式ウェブサイト並びに『学生便覧』で公表している。 http://www.mejiro.ac.jp/about/cp/coll.html http://www.mejiro.ac.jp/about/dp.html
7	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	本学公式ウェブサイト並びに『学生便覧』で公表している。 http://www.mejiro.ac.jp/jyukensei/college/campuslife/index.html http://www.mejiro.ac.jp/map/s_campus.html

8	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	本学公式ウェブサイトで公表している。 http://www.mejiro.ac.jp/jyukensei/college/gs/index.html
9	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	本学公式ウェブサイト並びに『学生便覧』で公表している。 http://www.mejiro.ac.jp/medai/index.html

②学校法人の財務情報の公開について

事項	公開方法等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	本学公式ウェブサイトで公表している。 http://www.mejiro.ac.jp/hojin/gakuen_info.html

(9) 各学科・専攻課程ごとの学習成果について

学習成果は建学の精神に基づく教育方針に合致するように定めた各学科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）、及び学位授与の方針（ディプロマポリシー）において明確に示している。この両ポリシーを前提とするカリキュラムを設定し、冊子として学生に配付する『Syllabus（授業計画）』及びウェブ版「シラバス」に個々の科目が目指す具体的な学習成果を記載している。

個々の授業については全ての教員がFD活動を通じて自ら研鑽を図るとともに、カリキュラムの内容は全学規模での教務委員会と各学科の学科会議で継続的に改善を検討している。また、毎年自己点検・評価活動において各学科が教育内容に関する前年度の検証を行い、今後の課題を明らかにして学習成果の向上・充実に繋げている。

(10) オフキャンパス、遠隔教育、通信教育のその他の教育プログラム

実施していない。

(11) 公的資金の適正管理の状況

科学研究費補助金をはじめとする競争的資金等は税金により賄われている公金であることに鑑み、「目白大学・目白大学短期大学部における公的研究費補助金の取扱いに関する規程」、「目白大学・目白大学短期大学部の研究活動に係る不正防止規程」等を定めてその適正な管理体制を整えている。具体的には、競争的資金等の入出金の管理は財務部で行うとともに、不正が発生しやすい物品購入の発注や出張時の乗車券等の購入については、原則として、教員自身による業者選定、発注及び購入を認めないこととしており、研究者と業者との癒着を防ぎ、もって公的資金の適正な使用を担保している。

(12) 理事会・評議員会ごとの開催状況（平成23～25年度）

平成23年度

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
	定員	現員(a)		出席理事数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
理事会	理事 9～12 人	9人	平成23年4月8日 14:30～15:00	9人	100%	9人	2/2
		9人	平成23年5月2日 15:00～18:30	7人	77.8%	7人	2/2
		9人	平成23年5月24日 15:00～18:05	9人	100%	9人	1/2
		9人	平成23年5月24日 20:30～20:50	8人	88.9%	9人	0/2
		10人	平成23年6月2日 19:20～20:10	8人	80%	10人	2/2
		10人	平成23年6月28日 10:00～11:10	8人	80%	10人	2/2
		10人	平成23年8月3日 10:00～12:15	9人	90%	10人	1/2
		10人	平成23年10月21日 13:30～14:35	9人	90%	10人	1/2
		10人	平成23年12月9日 13:30～15:10	10人	100%	10人	1/2
		10人	平成23年12月9日 16:15～16:30	9人	90%	10人	1/2
		10人	平成24年2月24日 13:30～14:40	9人	90%	10人	2/2
		10人	平成24年3月23日 13:30～15:45	10人	100%	10人	2/2
		10人	平成24年3月23日 17:00～17:10	9人	90%	10人	1/2

平成 24 年度

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
	定員	現員(a)		出席理事数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
理事会	理事 9~12 人	11人	平成24年4月1日 13:30~13:32	8人	72.7%	8人	0/2
		11人	平成24年5月28日 13:30~15:15	9人	81.8%	11人	2/2
		11人	平成24年5月28日 17:12~17:15	8人	72.7%	10人	2/2
		11人	平成24年7月31日 15:00~16:05	9人	81.8%	11人	1/2
		10人	平成24年10月16日 15:00~16:55	9人	90%	10人	2/2
		10人	平成24年12月11日 14:30~16:10	9人	90%	10人	1/2
		10人	平成24年12月11日 17:30~17:33	9人	90%	10人	1/2
		10人	平成25年2月19日 14:57~16:12	10人	100%	10人	2/2
		10人	平成25年3月22日 13:30~15:30	9人	90%	10人	2/2
		10人	平成25年3月22日 17:15~17:22	9人	90%	10人	2/2

平成 25 年度

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
	定員	現員(a)		出席理事数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
理事会	理事 9~12 人	10人	平成25年5月28日 14:00~15:55	10人	100%	10人	2/2
		10人	平成25年5月28日 17:20~17:29	10人	100%	10人	2/2
		10人	平成25年7月30日 15:05~15:45	9人	90%	10人	2/2
		11人	平成25年10月22日 15:00~15:43	10人	90.9%	11人	2/2
		11人	平成25年12月17日 14:30~15:12	9人	81.8%	11人	2/2
		11人	平成25年12月17日 17:13~17:18	9人	81.8%	11人	2/2
		11人	平成26年2月18日 15:00~16:26	11人	100%	11人	1/2
		11人	平成26年3月25日 14:00~15:58	11人	100%	11人	2/2
		11人	平成26年3月25日 17:20~17:25	11人	100%	11人	1/2

平成 23 年度

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
	定員	現員(a)		出席評議員 数(b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
評議員会	22~25 人	21人	平成23年5月24日 18:20~20:20	19人	90.5%	21人	0/2
		22人	平成23年12月9日 15:20~16:05	21人	95.5%	22人	1/2
		22人	平成24年3月23日 15:55~16:55	20人	90.9%	22人	1/2

平成 24 年度

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
	定員	現員(a)		出席評議員 数(b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
評議員会	22~25 人	22人	平成24年5月28日 16:00~17:08	20人	90.9%	22人	2/2
		22人	平成24年12月11日 16:17~17:25	19人	86.4%	22人	1/2
		22人	平成25年3月22日 16:00~17:10	18人	81.8%	22人	2/2

平成 25 年度

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
	定員	現員(a)		出席評議員 数(b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
評議員会	22~25 人	22人	平成25年5月28日 16:05~17:14	21人	95.5%	22人	2/2
		23人	平成25年12月17日 16:01~17:12	20人	87%	23人	2/2
		23人	平成26年3月25日 16:10~17:16	21人	91.3%	23人	1/2

(13) その他

特になし。

2. 自己点検・評価報告書の概要

本学は「主師親」という建学の精神とこれに基づく教育方針に合致した教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）及び学位授与の方針（ディプロマポリシー）を学内外に公開し、これらの方針に則り学習成果の獲得を見据えた基礎教育科目と専門教育科目による教育課程を体系的に編成している。教員はFD活動等を通じて日々の授業運営の質の向上に尽力し、事務職員は学内外のSD活動等を通じて教育活動支援のための職能の向上に精励し、また教職員の協働によりカリキュラムの改善を図ることなどを通じて、全学体制で学習成果の向上を図っている。学習成果の獲得は客観的かつ厳格な成績評価システムにより判定し、学位を授与している。

また、充実した学生生活のため、各学科のカリキュラムポリシーに対応した特殊設備や教室をはじめとする学内施設を整備するとともに、独自の奨学金制度を設けたり、キャリアセンターを中心とした就職活動等の支援を充実させている。短大生特有の就職活動環境に配慮したキャリアセンターの対応、留学支援、社会人向けのリカレント教育などは今後なお改善の余地があると考えている。このように、本学では教育課程や学生支援に関する諸方策についての自己点検・評価活動を恒常的に実施し、教育の質を高める努力を続けている。

さらに、入学者受け入れ方針（アドミッションポリシー）に合致した受験生を増やすことで、学生がより高度な学習成果を獲得できるよう、これらの教育課程や学生支援に関する効果的な広報活動に努めたい。財政状況は、法人全体でも短期大学部門単独でも過去3年間黒字を維持している。もともと、短期大学部は入学定員を充足できていない状態が続いているため、入試方法の改善や学納金の一部引き下げなどを図るとともに、教職員が学園の経営情報を理解して危機意識を共有できるようにしている。

カリキュラムポリシー及びディプロマポリシーに基づく学習成果を学生が獲得するための教員と職員の相互連携は緊密である。教職員がともに安定的に教育・研究活動に集中できる環境の実現を目指して、施設面、制度面、及び危機管理対策などさまざまな角度からの配慮を行っている。併設の大学と諸施設や事務局機能を共有することには多くのメリットがあるが、一方で、専任教員の校務負担の軽減、事務職員の学内でのSD活動や業務研修の在り方などには改善の余地があり、それぞれ具体的な対応策が計画されている。

本学では平成26年度から新たな学長が就任し、同時に教授会をはじめとする教学部門全体の運営方式が大幅に変わったことから、新学長が適切なリーダーシップを発揮しつつ、新たな運営方式の早期定着を図ることが重要である。また、本法人を代表し、リーダーシップを発揮して学園運営を司る立場にある理事長が学長との緊密な連携を維持し、短期大学部及び学園全体に関する適切な経営判断が行われるように全教職員が意識していかなければならない。理事長を中心とするガバナンスは全体として適切に機能している。ただし、業務監査や卒業生との連携による寄付金の募集強化など、今後課題を残している事項もあり、不断の自己点検・評価活動を通じて随時改善を図っていく予定である。

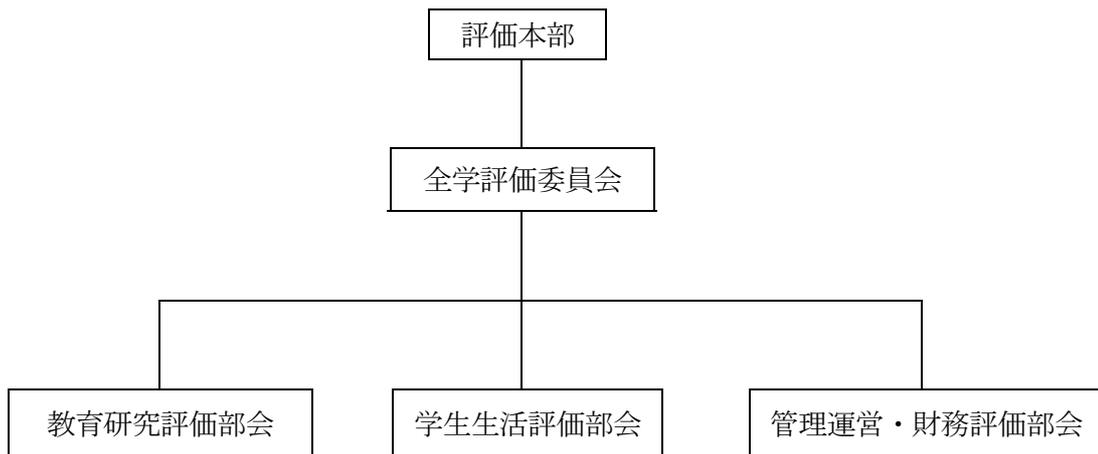
3. 自己点検・評価の組織と活動

■自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

本学では自己点検・評価活動を行う機関として評価本部、全学評価委員会を置き、その下に教育研究評価部会、学生生活評価部会及び管理運営・財務評価部会を設置している（目白大学・目白大学短期大学部の自己点検・評価及び第三者評価に関する規則第3条）。その構成員は以下の通りである。

本部・委員会・部会名	構成員
評価本部	学長、副学長、大学事務局長、その他学長が指名する者
全学評価委員会	評価本部構成員、学部長、研究科長、学事部長
教育研究評価部会	学部長、研究科長、学務部長（教務担当）、図書館長、学事部長、学修支援部長、修学支援部長、その他学長が指名する者
学生生活評価部会	学部長、学務部長（学生担当）、学務部長（入試担当）、学務部長（進路担当）、学事部長、学生支援部長、入試広報部長、庶務部長、修学支援部長、その他学長が指名する者
管理運営・財務評価部会	評価本部構成員、常務理事（総務担当）、常務理事（財務担当）、法人本部総務部長、人事部長、財務部長、管理部長

■自己点検・評価の組織図



■組織が機能していることの記述

本学では毎年、評価本部の下に設置されている全学評価委員会の主導により、併設の大学と合同で自己点検・評価活動を実施している。全学評価委員会は「目白大学・目白大学短期大学部の自己点検・評価及び第三者評価に関する規則」第5条第4項に基づき、各学科長や事務局各部長など評価単位責任者に自己点検評価シートの作成を指示し、委員会事務を所掌する学事グループ（同第14条）によって集約された当該シートをもとに自己点検及び評価に関する年次報告書を作成している（同第5条第5項）。全学評価委員会で審議・承認された報告書は、委員長であり評価本部長である学長（同第4条第2項、同第5条第2項）より理事会に報告されるとともに教職員へ配付され、図書館への配架により一般向けにも公開している（同第11条）。

ただし、本学の自己点検・評価活動は併設の大学と合同で行うことを前提としていることから、大学と規模が異なる短期大学部に特化した第三者評価受審のための活動を円滑に行うため、平成24年度より副学長・各学科長・各学科の担当教員・事務局長・学事部長及び学事グループによる「第三者評価準備委員会」を組織し、「学習成果」「職業教育の取り組み」「学修支援」の各検討チームを複数の教員で編成して準備活動が進められた。そして、平成25年6月の全学評価委員会においてこの準備委員会を基盤とする「短期大学部第三者評価実施委員会」を立ち上げ、教育研究、学生生活、管理運営・財務の3評価部会の活動をこの実施委員会に一任することが承認された。それを受けて、当該委員会で教務・学生生活・進路・入試の各担当教員チーム、及び事務局が分担して平成25年度の自己点検・評価活動を行い、その結果を本報告書に集約して平成26年6月に全学評価委員会の審議・承認を受けている。

■自己点検・評価報告書完成までの活動記録

【平成24年】

日付	全体会議	教員各チーム・事務局等の個別打合せ
5月16日	準備委員会	
6月27日	準備委員会	
7月25日	準備委員会	
7月31日		学習成果検討チーム会合
8月1日		学習成果検討チーム会合
9月13日	松本大学松商短期大学部訪問（研修）準備委員参加	
11月28日	準備委員会	
12月7日		学習成果検討チーム会合
12月19日	準備委員会	

【平成25年】

3月6日		学習成果検討チーム会合
5月13日		学事グループ会合
5月17日		学長・副学長・ALO・学事グループ会合
6月5日	全学評価委員会	

日付	全体会議	教員各チーム・事務局等の個別打合せ
7月31日	第三者評価実施委員会	
8月23日	一般財団法人短期大学基準協会主催 「平成26年度第三者評価 ALO 対象説明会」(アルカディア市ヶ谷) ALO・学事グループ参加	
10月23日	第三者評価実施委員会	
11月13日	第三者評価実施委員会	
11月17日	第三者評価実施委員会	
11月27日		入試関連チーム会合
11月29日		教務関連チーム会合 学生生活関連チーム会合
12月2日		教務関連チーム会合 進路関連チーム会合
12月3日		入試関連チーム会合
12月4日		教務関連チーム会合
12月6日		教務関連チーム会合
12月9日		学生生活関連チーム会合
12月11日	第三者評価実施委員会	教務関連チーム会合

【平成26年】

1月10日		教務関連チーム会合
2月3日		学事グループ会合
2月18日		入試関連チーム会合
2月21日	第三者評価実施委員会	
2月26日		教務関連チーム会合 副学長・ALO・学事グループ会合
3月6日		学習成果検討チーム会合
3月12日	第三者評価実施委員会	
3月14日		学事グループ会合
4月1日		進路関連チーム会合 各チーム代表者会合
4月10日		学事グループ・法人本部各部長会合
4月16日	第三者評価実施委員会	
5月19日		学事グループ会合
5月23日	第三者評価実施委員会	
6月12日		学長・ALO・学事グループ会合
6月16日		学長・ALO・学事グループ会合
6月25日	全学評価委員会	
6月26日	「自己点検・評価報告書」完成	

4. 提出資料・備付資料一覧

＜提出資料一覧表＞

報告書作成マニュアル記載の 提出資料	資料番号・資料名	ページ番号
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果		
A 建学の精神		
建学の精神・教育理念についての印刷物	1. 学生便覧（平成 25 年度版）	iv
	2. 学生便覧【学生生活編】（平成 26 年度版）	9
	3. 入学案内（2014Guidebook）	39
	4. ウェブサイト（情報公開） http://www.mejiro.ac.jp/about/kengaku.html http://www.mejiro.ac.jp/jyukensei/college/metan/kengaku.html	—
B 教育の効果		
教育目的・目標についての印刷物	1. 学生便覧（平成 25 年度版）	19～22
	5. 学生便覧【履修要項(短大編)】（平成 26 年度版）	38
	6. 学生便覧【規程一覧編】（平成 26 年度版）	12～15,122
	3. 入学案内（2014Guidebook）	13～31
	7. ウェブサイト（情報公開） http://www.mejiro.ac.jp/about/cp/coll.html	—
学生が獲得すべき学習成果についての印刷物	1. 学生便覧（平成 25 年度版）	19～22
	5. 学生便覧【履修要項(短大編)】（平成 26 年度版）	38
	6. 学生便覧【規程一覧編】（平成 26 年度版）	15
	3. 入学案内（2014Guidebook）	13～31
	8. Syllabus「授業計画」（平成 25 年度）	—
9. ウェブサイト（情報公開） http://www.mejiro.ac.jp/about/dp.html	—	
C 自己点検・評価		
自己点検・評価を実施するための規程	10. 目白大学・目白大学短期大学部の自己点検・評価及び第三者評価に関する規則	—
基準Ⅱ：教育課程と学生支援		
A 教育課程		
学位授与の方針に関する印刷物	1. 学生便覧（平成 25 年度版）	19～22
	5. 学生便覧【履修要項(短大編)】（平成 26 年度版）	38,39
	6. 学生便覧【規程一覧編】（平成 26 年度版）	12～15
	9. ウェブサイト（情報公開） http://www.mejiro.ac.jp/about/dp.html	—

報告書作成マニュアル記載の 提出資料	資料番号・資料名	ページ番号
教育課程編成・実施の方針に 関する印刷物	1. 学生便覧（平成 25 年度版）	19～22
	5. 学生便覧【履修要項(短大編)】（平成 26 年度版）	38,41,43,48,50
	6. 学生便覧【規程一覧編】（平成 26 年度版）	18～19
	7. ウェブサイト（情報公開） http://www.mejiro.ac.jp/about/cp/coll.html	—
入学者受け入れ方針に関する 印刷物	3. 入学案内（2014Guidebook）	13,21,27
	11. アドミッション・オフィス入試ガイド 2014 平成 26 年度	4,6,8
	6. 学生便覧【規程一覧編】（平成 26 年度版）	21
	12. ウェブサイト（情報公開） http://www.mejiro.ac.jp/about/ap/coll.html	—
カリキュラムに対応した授業 科目担当者一覧	13. 授業科目担当者一覧表	—
	14. 時間割	—
シラバス	8. Syllabus「授業計画」（平成 25 年度）	—
	15. ウェブサイト（情報公開） http://www.mejiro.ac.jp/syllabus/index.php	—
B 学生支援		
学生便覧等（学則を含む）、学 習支援のために配付している 印刷物	1. 学生便覧（平成 25 年度版）	—
	5. 学生便覧【履修要項(短大編)】（平成 26 年度版）	—
	16. 履修要項（平成 25 年度）	—
短期大学案内・募集要項・入 学願書（2 年分）平成 25・26 年度	3. 入学案内（2014Guidebook）	—
	17. 入学案内（2013Guidebook）	—
	18. 学生募集要項（入学願書）平成 26 年度	—
	19. 学生募集要項（入学願書）平成 25 年度	—
	11. アドミッション・オフィス入試ガイド 2014 平成 26 年度	—
	20. アドミッション・オフィス入試ガイド 2013 平成 25 年度	—
基準Ⅲ：教育資源と財的資源		
D 財的資源		
「資金収支計算書・消費収支 計算書の概要(過去 3 年)」[書 式 1]、「貸借対照表の概要(過 去 3 年)」[書式 2]、「財務状 況調べ」[書式 3] 及び「キャ	21. 資金収支計算書・消費収支計算書の概要	—
	22. 貸借対照表の概要	—
	23. 財務状況調べ	—
	24. キャッシュフロー計算書	—

報告書作成マニュアル記載の 提出資料	資料番号・資料名	ページ番号
キャッシュフロー計算書」[書式 4]		
資金収支計算書・消費収支計 算書（過去3年間）	25. 資金収支計算書・消費収支計算書（平成 23 ～平成 25 年度）	—
貸借対照表（過去3年間）	26. 貸借対照表（平成 23～平成 25 年度）	—
中・長期の財務計画	27. 中・長期の財務計画	—
事業報告書■平成 25 年度	28. 平成 25 年度事業報告書	—
	29. ウェブサイト http://www.mejiro.ac.jp/hojin/gakuen_info.html	—
事業計画書／予算書 ■平成 26 年度	30. 平成 26 年度事業計画書	—
	29. ウェブサイト http://www.mejiro.ac.jp/hojin/gakuen_info.html	—
	31. 平成 26 年度予算書	—
寄附行為	32. 学校法人目白学園寄附行為	—

※ 提出資料は特に指定が無ければ自己点検・評価を行う平成 25 年度のものとしてされているが、
本学では平成 26 年度に「学生便覧」に関し全面的にリニューアルを行ったため、平成
25 年度「学生便覧」と合わせて提出資料に含めている。
(記載内容には大幅な変更は行っていない)

<備付資料一覧表>

報告書作成マニュアル記載の備付資料	資料番号・資料名
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果	
A 建学の精神	
創立記念、周年誌等	1. 目白学園 80 年史
C 自己点検・評価	
過去 3 年間（平成 25 年度～平成 23 年度）に行 った自己点検・評価に係る報告書等	2. 自己点検・評価報告書（過去 3 年間）
第三者評価以外の外部評価についての印刷物	該当なし
基準Ⅱ：教育課程と学生支援	
A 教育課程	
単位認定の状況表 ■平成 25 年度に卒業した学生が在学中に履修 した科目について	3. 単位認定の状況表
学習成果を表す量的・質的データに関する印刷 物	4. 修得単位数・GPA 相関分布
B 学生支援	
学生支援の満足度についての調査結果	5. 学生生活に関する満足度調査結果
就職先からの卒業生に対する評価結果	6. 就職先からの卒業生に関するアンケート
卒業生アンケートの調査結果	7. 卒業生アンケート調査結果
入学志願者に対する入学までの情報提供のため の印刷物等	提出資料 17、20 No.17：入学案内（2013Guidebook） No.20：アドミッションオフィス入試ガイド 2014 8. 入試ガイド、オープンキャンパス案内等
入学手続者に対する入学までの学習支援のため の印刷物等	9. フォローアップセミナー資料
学生の履修指導（ガイダンス、オリエンテーシ ョン）等に関する資料	10. オリエンテーション資料
学生支援のための学生の個人情報記録する様 式	11. 学籍ファイル 12. 学生カード
進路一覧表等の実績についての印刷物 （過去 3 年間-平成 25～23 年度）	13. 入学案内（2015Guidebook）
GPA 等成績分布	4. 修得単位数・GPA 相関分布
学生による授業評価票及びその評価結果	14. 学生による授業評価アンケート用紙 15. 授業評価アンケート集計結果
社会人受け入れについての印刷物等	16. 科目等履修生募集要項 （平成 25 年度）
海外留学希望者に向けた印刷物等	17. 招待留学生募集（カナダ）

報告書作成マニュアル記載の備付資料	資料番号・資料名
FD 活動の記録	18. FD 活動の記録
SD 活動の記録	19. SD 活動の記録
基準Ⅲ：教育資源と財的資源	
A 教育課程	
教員の個人調書 専任教員：教員履歴書（平成 26 年 5 月 1 日現在で作成）、過去 5 年間（平成 25 年度～平成 21 年度）の業績調書 〈注〉学長・副学長の専任教員としての位置づけは当該短期大学の学生の授業を担当していること（シラバスに掲載されていること） 非常勤教員：過去 5 年間（平成 25 年度～平成 21 年度）の業績調書（担当授業科目に関係する主な業績）	20. 専任教員 個人調書 21. 非常勤講師 業績調書
教員の研究活動について公開している印刷物等 ■過去 3 年間（平成 25 年度～平成 23 年度）	22. 公式ウェブサイト（教員紹介）
専任教員の年齢構成表 ■第三者評価実施年度の平成 26 年 5 月 1 日現在	23. 専任教員の年齢構成票
科学研究費補助金等、外部研究資金の獲得状況一覧表 ■過去 3 年間（平成 25 年度～平成 23 年度）	24. 科学研究費補助金等、外部研究資金の獲得状況一覧表
研究紀要・論文集 ■過去 3 年間（平成 25 年度～平成 23 年度）	25. 目白大学短期大学部紀要
教員以外の専任職員の一覧表（氏名、職名） ■第三者評価実施年度の平成 26 年 5 月 1 日現在	26. 専任職員一覧
B 物的資源	
校地、校舎に関する図面 ■全体図、校舎等の位置を示す配置図、用途（室名）を示した各階の図面、校地間の距離、校地間の交通手段等	提出資料 1、2 No.1：学生便覧（平成 25 年度）P188～209 No.2：学生便覧【学生生活編】平成 26 年度 巻末、P58～77 27.キャンパス間の距離・交通手段
■図書館、学習資源センターの概要 平面図、蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数、座席数等	提出資料 1、2 No.1：学生便覧（平成 25 年度）P76～80 No.2：学生便覧【学生生活編】平成 26 年度 P77～82 28. 目白大学図書館 利用案内

報告書作成マニュアル記載の備付資料	資料番号・資料名
	29. 公式ウェブサイト http://www.mejiro.ac.jp/library/shinjyuku/index.html
C 技術的資源	
学内 LAN の敷設状況	30. 学内 LAN 敷設状況
マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図	31. PC 教室配置図
D 財的資源	
寄附金・学校債の募集についての印刷物等	32. 目白学園教育充実資金趣意書等
財産目録及び計算書類 ■ 過去3年間（平成25年度～平成23年度）	33. 財産目録等
基準Ⅳ：リーダーシップとガバナンス	
A 理事長のリーダーシップ	
理事長の履歴書	34. 理事長履歴書
現在の理事・監事・評議員名簿（外部役員の場合は職業・役職等を記載）	35. 理事・監事・評議員名簿
理事会議事録 ■ 過去3年間（平成25年度～平成23年度）	36. 理事会議事録
<p>諸規程集</p> <p>組織・総務関係 組織規程、事務分掌規程、稟議規程、文書取扱い（授受、保管）規程、公印取扱規程、個人情報保護に関する規程、情報公開に関する規程、公益通報に関する規程、情報セキュリティポリシー、防災管理規程、自己点検・評価に関する規程、SDに関する規程、図書館規程、各種委員会規程</p> <p>人事・給与関係 就業規則、教職員任免規程、定年規程、役員報酬規程、教職員給与規程、役員退職金支給規程、教職員退職金支給規程、旅費規程、育児・介護休職規程、懲罰規程、教員選考基準</p> <p>財務関係 会計・経理規程、固定資産管理規程、物品管理規程、資産運用に関する規程、監査基準、研究費（研究旅費を含む）等の支給規程、消耗品及び貯蔵品管理に関する規程</p> <p>教学関係 学則、学長候補者選考規程、学部（学科）長候補者選考規程、教員選考規程、教授会規程、入学者選抜規程、奨学金給付・貸与規程、研究倫理規程、ハラスメント防止規程、紀要投</p>	37. 諸規範

報告書作成マニュアル記載の備付資料	資料番号・資料名
稿規程、学位規程、研究活動不正行為の取扱規程、公的研究費補助金取扱に関する規程、公的研究費補助金の不正取扱防止規程、教員の研究活動に関する規程、FDに関する規程	
B 学長のリーダーシップ	
学長の履歴書・業績調書	38. 学長履歴書・業績調書
教授会議事録 ■過去3年間（平成25年度～平成23年度）	39. 教授会議事録
委員会等の議事録 ■過去3年間（平成25年度～平成23年度）	40. 委員会等記録
C ガバナンス	
監事の監査状況 ■過去3年間（平成25年度～平成23年度）	41. 監事の監査状況
評議員会議事録 ■過去3年間（平成25年度～平成23年度）	42. 評議員会議事録
選択的評価基準	
1. 教養教育の取り組みについて	該当なし
2. 職業教育の取り組みについて	43. 産学連携イベント開催等に関する資料 (チラシ・ポスターなど)

基準 I

建学の精神と教育の効果

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

(a) 基準 I の自己点検・評価の要約

目白学園の建学の精神は「主師親」である。本学ではこれに基づく教育方針を定めて教育課程を編成し、その学習成果を客観的かつ厳格な成績評価システムにより判定して学位を授与するとともに、これらの教育課程編成・実施や学位授与の方針を学内外に周知して学生・教職員による建学の精神や教育方針の共有を図っている。

この学習成果を査定するための諸方策、及び学内の諸活動に関する実施状況を検証する自己点検・評価活動の実施体制は整備されている。ただし、個々の方策や実践内容、及びその効果の活用方法等についてはなお改良の余地があり、具体的な改善策の実施を検討している。

(b) 基準 I の自己点検・評価に基づく行動計画

学内のあらゆる教育活動が建学の精神とこれに基づく教育方針を基礎として行われているかどうかについては、随時自己点検を続けていく。

教育の質を保証するための点検システムのうち、インターンシップの受け入れ先や卒業生の就職先など学外からの評価を把握して学習成果の査定に活用する恒常的なシステムを確立することは優先度の高い課題と位置付け、平成 25 年度より各学科やキャリアセンターなど関係部署との間で検討が行われ、早期の実施・定着を目指している。他方、教員相互の授業見学は平成 25 年度から各学科で試験的に開始した。今後も実践を重ねて、より有意義で効果的な方策へと発展させることを目指す。

成績評価の厳格化や客観性の確保も平成 25 年度から本格的な改善に取り組み始めたところであり、当面はその改善方策を継続しつつ、段階的に改善対象の範囲の拡大や新たな施策を検討していく予定である。この成績評価に関する課題や学生による授業評価アンケートの活用、また自己点検・評価活動の実効化については、大学・短大を通じた教育の質保証の観点から、可能な限り併設の 4 年制大学と足並みを揃えて同様に実施する必要がある。そのため、本学のみならず学部との連携・調整を図りながら、漸次具体的な改善を進めることを計画している。

【テーマ】

基準 I - A 建学の精神

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約

目白学園の建学の精神は「主師親」であり、本学ではその現代的意義を確立させた上で、これを基盤として「育てて送り出す」という教育方針を定めている。学位の授与や教育課程の編成・実施はこれらの精神や教育方針に基づくべきことを学内で規定化し、その内容は本学公式ウェブサイトや『学生便覧』等配付物の記述、並びに各種行事を通じて学内外に表明され、学生及び教職員に共有されている。

(b) 改善計画

建学の精神の理念的共有や学内外への表明が今後も永続して行われるために、現在実施している方策に加えて、学生向け各種行事や教職員の研修等の各プログラムが建学の精神や教育方針の具現化と言える内容であるかどうか、また、参加者が建学の精神や教育方針を意識できる内容であるかどうかを念頭に置いて企画する。また、学内外への表明についても、常により適切で効果的な表明方法を模索していく。

【区分】

基準 I-A-1 建学の精神が確立している。

(a) 自己点検・評価に基づく現状

目白学園の建学の精神は「主師親」である。これは、学園創立者の佐藤重遠が感銘を受けていた日蓮の著作『開目抄』の冒頭にある「夫れ一切衆生の尊敬すべき者三あり所謂主師親これなり」（全ての人々が尊び敬うべきものが三つある。いわゆる主・師・親である）という一節に由来している。昭和初期には創立者自らその意義について国家・学園・家庭の尊重を指す旨説いていたが、戦後、とりわけ創立者の没後になると、この建学の精神をどのように現代的視野の中で解釈し表現するかが課題となった。

そこで、昭和 52 年に当時の目白学園女子教育研究所内に「建学の精神研究部会」を設置して審議を重ね、学園として「主師親」を以下のように解釈することとした。すなわち、「主」とは、良識ある日本人として国を愛し、国家・社会の誠実な成員としての責任感と連帯意識を養い、また公共奉仕の念を培い、やがて国際社会に生きる日本の力強い担い手に成長すること、つまり「国家・社会への献身的態度」(①)を表す。「師」とは、自らを真理に向けて導いてくれる人に対して敬愛の念を持って接し、常に謙虚にものごとを学ぶ態度を養うこと、つまり「真理探究の熱意」(②)を示す。そして「親」とは、人が互いに慈しみ育む場である家庭を大切に、家族愛、人間愛の尊さを理解し実践すること、つまり「人間尊重の精神」(③)を意味する。

かかる解釈を基盤とした上で、本学では“何を学ぶか”ではなく“学んだことを将来にどう活かすか”を前提に個性ある人材育成を行う教育方針を掲げ、これを「育てて送り出す」と表現している。実際の教育課程の編成・実施や学位授与に関する方針などをこの建学の精神に則り、「育てて送り出す」の具現化を目指して定めることは、学則に基づく「目白大学・目白大学短期大学部の学位授与等の方針に関する規程」(平成25年度までは細則)で明示している。

以上に記した建学の精神とその意味するところは、本学公式ウェブサイトや入学案内などの各種パンフレット、入学後の全学生や教職員に毎年配付される『学生便覧』に掲載することで、学内外に広く表明されている。また、入学式や学位授与式での学長告辞や新入生オリエンテーション、フレッシュマンセミナーなど、毎年さまざまな機会において建学の精神とその意義が繰り返し解説されるとともに、ほぼ全ての教室に「主師親」の3文字を掲額して、学生や教職員が日常的に建学の精神に触れられるようになっている。

(b) 自己点検・評価に基づく課題

本学園の建学の精神「主師親」の現代的解釈が確定してからすでに 30 余年の星霜を重ねており、その字句並びに意義は短期大学部の教育方針とともに学内に定着し、学内外への周知・表明も十分に行われていると考える。この意義を今後も学生や教職員にさまざまな形で伝え、共有していくために、その時々教職員による不断の努力を怠らないことが、継続して意識すべき課題である。

【テーマ】

基準 I - B 教育の効果

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約

本学では建学の精神に基づく教育方針が確立し、これに基づく教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）や学位授与方針（ディプロマポリシー）という形で各学科の教育目的・目標が学内外に明確に示されている。そして、両ポリシーを前提とするカリキュラムを設定し、『Syllabus（授業計画）』において個々の科目が目指す学習成果を記載している。その学習成果は「目白大学短期大学部試験及び学習成績の評価に関する規程」で定める筆記、論文（レポート）、口述、実技及び作品等による試験や平常点等に基づき客観的かつ厳格に評価し、5段階で表示する方式を採っている。併せて、GPA（グレードポイントアベレージ）制度を導入し、学生の全成績の平均を数値化している。

これらの学習成果を査定する手法として、全ての授業における学生による授業評価アンケートの実施、FD研修会の開催、教員による相互の授業見学などを実施している。また、全ての教員が年1回、前年度の担当授業の自己点検・評価や当年度の授業運営に関する目標を学長に提出することで、教員自身による授業運営の自己点検の機会としている。ただし、個々の査定手法については今後も実践を重ねつつ、改良する余地がある。

教育活動全般の質の向上・充実を図るためのPDCAサイクルとして、教務委員会と各学科の学科会議を定期的で開催してカリキュラムの点検を随時行うとともに、大学と合同で毎年『自己点検評価報告書』を発行し、教育や学生指導における本学全体、及び各学科の前年度の状況と今後の課題を学内で共有する体制が整備されている。さらに、学長・副学長・各学科長による短大学科長会議を慣例として続けており、直近の各学科の諸状況を本学全体で随時共有し、自己点検を行っている。

学校教育法や短期大学設置基準等の関係法令の確認や順守についても、事務局で随時行う体制が整っている。

(b) 改善計画

本学が目指す学習成果はその時々の子会のニーズと適合したものであるべきことを、各学科のカリキュラムポリシーやディプロマポリシーに掲げている。そこで、成績評価の厳格化を今後も継続してその定着を図るとともに、インターンシップの受け入れ先や卒業生の就職先からの評価を把握・確認し、それらをカリキュラムの変更や各科目の授業内容の改良に随時反映させていくための具体的な体制を早急に構築し、実践していくことを計画している。

本学全体で公平・適正な成績評価を行うための具体策を立案・実行するためのワーキンググループを、平成26年度より設置した。今後はこのワーキンググループにおいて、各科目の成績評価の客観性を担保したり科目間の成績評価の適切なバランスを保つ方策などについて検討していく予定である。

また、教育の質を保証するための点検システムに関して、学生による授業評価アンケートの結果の活用方法をいっそう明確にし、そのための体制を整えることを検討する。教員

相互の授業見学はまだ始まったばかりであり、今後も実践を重ねてより有意義なものとすることを目指す。

大学と合同で行う年 1 回の自己点検・評価活動については、平成 25 年度から報告書の発行時期を前年度より約 2 ヶ月前倒しして、前年度の振り返りと当年度以降に向けた課題認識の意義を高めることを目指したが、平成 26 年度以降はさらに制作開始時期を前年度末まで早めて、発行時期を春学期中の 6 月とした。これにより、前年度の課題を学内全体で早期に把握・共有した上で、当年度中から直近の課題を踏まえた教育活動の改善・向上・充実が図りやすくなっている。今後は、この自己点検・評価活動によって顕在化した課題に早期に対応する毎年のサイクルを実際に全学的に定着させること、及び報告書に記載すべき事項とは何かを再検証して点検・評価活動の意義をさらに高めることについての努力が必要である。

【区分】

基準 I-B-1 教育目的・目標が確立している。

(a) 自己点検・評価に基づく現状

本学では「建学の精神に則り、本学の教育方針である『育てて送り出す』を具現化する体系的な教育課程を編成する」という、全学科に共通する教育課程編成・実施に関する基本方針を掲げ、これを本学公式ウェブサイトや『学生便覧』に掲載している。さらに、その基本方針を踏まえた上での学科ごと（生活科学科の介護福祉コースについては他のフィールドと区別して独自に規定）の教育目的となるカリキュラムポリシーと、教育目標となるディプロマポリシーを学則及びこれに基づく「目白大学・目白大学短期大学部の学位授与等の方針に関する規程」（平成 25 年度までは細則）で以下の通り定め、本学公式ウェブサイトや『学生便覧』に掲載している。

したがって、生活科学科・製菓学科・ビジネス社会学科の 3 学科の教育目的・目標はカリキュラムポリシーという形で建学の精神に基づき明確に示されているとともに、ディプロマポリシーという形で目指すべき学習成果を明確に示し、これを学内外に表明していると言える。

そして、毎年のカリキュラム編成時にカリキュラム変更の有無や変更内容を検討・決定する際には、既存のカリキュラムの実態や変更予定内容がこのカリキュラムポリシー・ディプロマポリシーと合致するかどうかを確認し、必要があれば所定の手続きを経て両ポリシーの変更も行うことができることとなっている。したがって、3 学科の教育目的・目標は定期的な点検が行われていると言える。

<カリキュラムポリシー>

【生活科学科】

1. 生活全般に関わる事柄についての多様な基礎的知識と基本的技能を習得するとともに、論理的思考力や問題解決力などの社会生活に必要な汎用的能力を育成するためのカリキュラムを編成する。
2. ファッション、フード、インテリア、心理・コミュニケーションの4フィールド編成に基づく専門教育科目を配置する。
3. 各フィールドを相互に関連させ、社会や学生の多様なニーズに応じた有機的な組み合わせが可能な幅広い学びを促す運用を図る。

【生活科学科介護福祉コース】

1. 対人援助の基礎となるさまざまな視点からの人間理解と社会福祉の歴史や制度の認識を踏まえて、利用者のニーズを的確に把握し適切な介護福祉援助を展開できる専門職を養成するカリキュラムとする。
2. 対人援助職の確立を目的に、必要な専門分野および学際的分野の幅広い専門教育科目と介護実習を系統的に配置する。
3. チームケアとして取り組める実践力を重視し、知識、技術、倫理をバランスよく学び、

座学と実習とを連動させるような運用を図る。

【製菓学科】

1. 製菓についての専門的な知識、技能を修得しながら、社会人基礎力として不可欠な基礎学力の充実、マナーやコミュニケーション能力の充実を図るカリキュラムを編成する。
2. 知識や理論、基礎的な技能の習得および知識と技能の連携を目的に、製菓の知識、製菓の技能および製菓の関連領域から構成される専門教育科目を配置する。
3. 社会や時代の要求に応えられるように、技能や知識、人間力の修得および考えて行動できる能力を高めるような運用を図る。

【ビジネス社会学科】

1. 社会人としての基本的知識と技能を習得し、ビジネス社会で活躍できる能力を育むカリキュラムを編成する。
2. 社会学の理論性を実現するためのビジネス社会科目群および実践性を兼ね備えた秘書・ビジネス、ショップマネジメント、観光・ホスピタリティの3フィールドを配置する。
3. 設定した3フィールドを相互に関連づけて、有機的かつ実践的に運用する。

<ディプロマポリシー>

【生活科学科】

1. 生活全般に関わる事柄について、基礎となる知識を身につけ、問題を適切に判断することができる。
2. 社会や家族のために修得した知識を活用し、健康で快適な生活を創造することができる。
3. 生活全般に対する好奇心と問題意識を持ち、豊かな人間性を身につけ、責任ある社会的行動をとることができる。

【生活科学科介護福祉コース】

1. 介護福祉についての基礎的な知識と技術を身につけ、適切な判断をすることができる。
2. 常に人間の尊厳、自己決定の尊重の立場に立って思考し行動することができる。
3. 社会福祉についての広い視野を持ち、専門職の立場から責任ある行動がとれる。

【製菓学科】

1. 食についての基礎的な知識、製菓に関する専門知識を修得し、適切な判断をすることができる。
2. 諸材料の特性を理解、把握し、それを活かした安全で美味しい菓子を製作することができる。
3. 食に関する好奇心と問題意識、新しい食文化を築き上げる創造力を持ち、責任ある社

会的行動をとることができる。

〔ビジネス社会学科〕

1. ビジネス社会に必要な基礎的な知識を身につけ、さまざまな物事の状況を適切に判断することができる。
2. 社会全般の諸問題について、情報リテラシーを活用してコミュニケーションを図ることができる。
3. 社会に対する関心を持ち、自らの立場から社会の変化に対応し、責任ある行動がとれる。

(b) 自己点検・評価に基づく課題

本学では従前より学内外に表明していたカリキュラムポリシー及びディプロマポリシーの各内容を改めて検討し、平成 25 年度に学則及び細則（平成 26 年度より規程）で規定化した。その際、両ポリシーの制定理念として「全体として互いに整合性がとれ、本学の建学の精神、人材養成の目的に合致していなければならない」（目白大学・目白大学短期大学の学位授与等の方針に関する規程第 2 条第 2 項）ことを明示するとともに、ディプロマポリシーが「学科等の設置目的、養成人材像に照らし、本学が学生に求める卒業時の学修到達目標を示す基本方針」（同第 3 条第 1 項）であること、カリキュラムポリシーが「（ディプロマポリシーを）実現するための教育課程編成及び実施に関する基本方針」（同第 4 条第 1 項）であることを明確に定めた。併せて、両ポリシーが今後も常時点検を受け、必要に応じて円滑に改正できるための改正手続きも細則（平成 26 年度より規程）の中で条文化した（同第 6 条）。

したがって、各学科の教育目的・目標を示すカリキュラムポリシー・ディプロマポリシーを定期的に確認・点検し、学内外への表明を継続し、必要に応じてその内容を改正する際には、この学則及び規程で明示した制定理念や定義、改正手続き等と適合するかどうかにつき常に留意することが、今後の課題である。

基準 I-B-2 学習成果を定めている。

(a) 自己点検・評価に基づく現状

各学科が目指すべき学習成果は、建学の精神及び各学科の人材養成の目的に合致するように定めたディプロマポリシーとカリキュラムポリシーによって明確に示されている。そして、この両ポリシーを前提とするカリキュラムに基づき、年度初めに学内で配付される『Syllabus (授業計画)』及び学外者も閲覧できるウェブ版の「シラバス」において個々の科目ごとに「授業のねらい」欄を、平成 26 年度からはこれに加えて「学生の学習目標」欄を設け、具体的にその科目が目指す学習成果を記載している。

また、中央教育審議会（中教審）での「学士課程教育の構築に向けて」（平成 20 年 12 月 24 日答申）に関する議論を踏まえつつ、本学では平成 20 年から約 2 年かけて、併設する大学も含めて「本学における学士力とは何か」を全学規模で検討した。その際、中教審答申で示された「1. 知識・理解」「2. 汎用的技能」「3. 態度・志向性」「4. 統合的な学習経験と創造的思考力」という「学士力」の 4 領域のうち、「2. 汎用的技能」と「3. 態度・志向性」の 2 領域が専攻分野を越えて「本学において全ての学生が獲得すべき能力」に関する概念であると捉えた。そこで、本学ではまずこの 2 領域の「学士力」について他の 2 つに先駆けて独自に分析・活用することとし、その内容を類型化して平成 23 年度より『Syllabus (授業計画)』（ウェブ版「シラバス」を含む）の策定時に使用している。各科目の担当教員は、当該科目の履修が「汎用的技能」と「態度・志向性」に関する以下の各 (1) ~ (5) のいずれと関係するのかを『Syllabus (授業計画)』の学士力項目において選択（複数選択可）し、全ての授業を「本学における学士力」のいずれの項目と関係するかを確定させた上で実施している。平成 26 年度からはウェブ版「シラバス」に「学士力」の項目を新たに表示し、学生にも当該授業を履修することで具体的にどのような学力・能力を獲得できるかを明示している。

「本学における学士力」の具体的内容（領域・大項目のみ）

領域〔汎用的技能〕	
大項目	(1) コミュニケーションスキル
	(2) 数量的スキル
	(3) 情報リテラシー
	(4) 論理的思考力
	(5) 問題解決能力
領域〔態度・志向性〕	
大項目	(1) 自己管理能力
	(2) チームワーク、リーダーシップ
	(3) 倫理観
	(4) 市民としての社会的責任
	(5) 生涯学習力

*大項目の下にさらに中項目→小項目→細目まで類型化されていて、毎年度の授業計画策定時に科目担当教員が大項目から 2 つまで選択して「シラバス」に入力している。

この学習成果は、『Syllabus (授業計画)』が個々の科目ごとに記載する「評価の方法および観点」欄、及び『学生便覧』の「履修要項 (短大) 編」が記載する「成績評価・単位認定について」に示した方法によって成績評価され、単位認定が行われている。具体的な評価方法は科目ごとに異なるが、『学生便覧』の「規程一覧編」にも掲載している「目白大学短期大学部試験及び学習成績の評価に関する規程」の第2条第2項は「試験の方法は、筆記、論文 (レポート)、口述、実技及び作品等により行なう。」と定めている。各担当教員はこれに従い期末試験、レポートその他の制作物、授業態度や授業への参加状況などの平常点を判断材料として、『Syllabus (授業計画)』にあらかじめ記載した「学生の学習目標」や「評価の方法および観点」に基づき客観的に評価を行う。その結果はS・A・B・C・Dの5段階で表示して各学生に通知している。このうち、Dは不合格であり単位を認定しない。通知された成績について疑義がある場合は、成績発表直後に限って学生本人が大学事務局へその旨を申し出ることを認めており、これによって担当教員による成績評価の客観化の担保を図っている。さらに、学生の全成績の平均を数値化するGPA制度を導入し、成績通知書に明記して各学生に通知している。したがって、本学は学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みを持っていると言える。

そして、本学ではこれらの仕組みを『学生便覧』の「履修要項 (短大) 編」に掲載しているほか、本学公式ウェブサイトに「試験と成績評価」というコンテンツを設け、「履修要項 (短大) 編」とほぼ同じ内容を誰でも閲覧できるようにしている。したがって、本学は学習成果を学内外に広く表明していると言える。

学習成果を含むカリキュラム内容の点検は各学科内で常時行われ、その検討結果を受けて、必要に応じて教授会の審議を経てカリキュラムを変更している。近年では、平成24年度に基礎教育科目について、平成25・26年度には基礎教育科目及び生活科学科、ビジネス社会学科の各専門教育科目についてカリキュラム変更を実施している。

また、学習成果の測定結果として表示される5段階での成績評価について平成24年度に学長補佐会議並びに教務委員会で現状を点検したところ、平成24年10月に実施した全学生対象の学生アンケートで授業以外の学習時間が総じて低いとの集計結果が出たにもかかわらず上位評価であるSとAが約半数を占める“成績のインフレーション”化が生じていること、及び学科間・科目間で成績のばらつきが大きいことが確認された。そこで、成績評価の厳格性・客観性を確保するため、平成25年度より「目白大学短期大学部試験及び学習成績の評価に関する規程」において成績評価の方法を明示するとともに、Sの割合を上限10%にするなどの対応を採った。この結果、平成25年度のSの割合は全体で6.08%に抑制された。

これらの状況に鑑みれば、本学は学習成果を定期的に点検していると言える。

(b) 自己点検・評価に基づく課題

基礎教育科目や各学科の専門教育科目から成るカリキュラム全体が目指す学習成果は、その時々学生の質や社会のニーズと適合していることが重要である。したがって、各科目の成績評価やインターンシップの受け入れ先からの評価、卒業生の就職先での評価などを継続的に把握・確認し、それらをカリキュラムの変更や各科目の授業内容の改良に随時

反映させていく体制を全学的かつ各学科内でよりいっそう整備し、実践していく必要がある。

学習成果の明確化と学内外への表明の一環として、平成 26 年度からウェブ版「シラバス」で「学士力」の項目を新設したが、本学が独自に分析・類型化した「汎用的技能」と「態度・志向性」の両領域の全容を示す凡例が閲覧者向けに明らかにされていない。学生をはじめとする閲覧者がこの「学士力」項目の意義を十分に理解できるよう、学習成果の明示化と関連付けながら、「本学における学士力」の全体像をわかりやすく表明する工夫が必要である。

また、平成 25 年度から成績評価の S の割合を上限 10%程度とする旨を規定化し、実際に S の割合が 6.08%に抑制される効果を上げたものの、その代わりに A 評価の割合が急増したため、S と A が併せて約半数を占める状況はほとんど変わっていない。これは、S が相対評価の数値であるのに対し、A 以下は絶対評価の数値であり、評価方法が異なる数値が混在している状況でひとまず一方の割合だけを先行して是正しようとした帰結とも言える。A 以下の評価の厳格化や客観性の確保については、まだ具体的な対応ができていない。A 以下も含めた成績評価を全体的に厳格化・客観化する措置を検討し、実行に移していくことが今後の課題である。

基準 I-B-3 教育の質を保証している。

(a) 自己点検・評価に基づく現状

本学の事業が関係法令に基づき適正に行われ、法令改正にも遺漏なく対応できるように、本学宛ての文部科学省等からの公文書は全て大学及び短期大学部の事務処理を担当する大学事務局の学事グループが一括して管理・確認し、その内容に応じて関係部署へ配付・回覧して教職員への周知を徹底している。送付された文書以外に諸官庁のウェブサイトも学事グループで随時閲覧し、本学の事業と関係法令との適合性を常時確認している。カリキュラムの変更を行う場合は教授会での審議（平成 26 年度からはさらに大学運営評議会の承認）を経た上で、理事会の承認を得て学校教育法施行規則に基づき文部科学省への学則変更の届出を遅滞なく行い、法令順守に努めている。

本学が実施している学習成果を焦点とした査定（アセスメント）の手法は以下の通りである。

各科目において目指すべき学習成果を獲得するための大前提として、授業への出席管理を厳格に実施している。ほとんどの授業で「授業への取り組み」姿勢を評価基準の一部としているだけでなく、遅刻や欠席を少なくするために、原則として授業開始から 10 分までの入室は遅刻、10 分を過ぎたら欠席扱いとする「10 分ルール」を全学科共通で導入している。その上で、遅刻や欠席回数が多い学生に対しては、担任教員が個別面談で改善に向けて指導している。

授業改善のための手法として、学生による授業評価アンケートを学期末に実施しており、全ての授業が 2 年に 1 回の割合で学生の評価を受けることになっている。受講した学生による授業の難易度や満足度など 10 項目についての 4 段階評価の平均値と、「授業の良かった点」「授業の改善点」についての自由記述回答が担当教員本人にフィードバックされる。各教員はその結果を踏まえた自己評価と今後の授業改善を、学内教職員がアクセスできる教職員ネットサービス「Staff-Net」（以下、「スタッフネット」）経由で学内に登録している。また、大学学部と共同で全学的に行われる年 2～3 回の FD 研修会には、全ての常勤教員が参加する。さらに、平成 25 年度から各学科内で教員が相互の授業を見学して各々の授業改善に役立てる機会を設けている。

教育課程は本学共通の基礎教育科目と各学科の専門教育科目で編成され、生活科学科介護福祉コースではこれに介護福祉士関連科目が加わる。各科目の成績は担当教員が期末試験、レポートその他の制作物、授業態度などの平常点を判断材料として判定する。『Syllabus（授業計画）』の「評価の方法および観点」欄には科目ごとの評価方法と、複数の判断材料を用いる場合の評価割合を数値で明示している。成績は S・A・B・C・D の 5 段階で評価され、C 以上が合格となる。評価方法はいわゆる絶対評価だが、成績評価の厳格性を保つため、最上位の S 評価は総履修者数の概ね 10%以内に限るべき旨が規定化されている。

この教育課程の集大成と位置付けられているのが、2 年次に各学科が設定するセミナー（「生活科学セミナー I・II」「製菓学セミナー I・II」「ビジネス社会セミナー I・II」）である。必修科目であり、全学生が卒業論文や卒業作品の制作など卒業研究に取り組むことから、その成果に対する評価は、教育課程を通して本学の学生が獲得すべき学習成果そのものの査定をも意味している。

卒業研究の評価方法について、生活科学科では卒業論文・卒業制作の中間発表会及び最終発表会を、ビジネス社会学科では論文発表会を全てのセミナーで実施し、いずれも論文の内容自体のみならず、その発表行為を評価対象に含めている。製菓学科では学びの特性上、卒業研究は個々の作品制作を重視しており、作品の完成度が評価割合の9割という高い比率を占めるようにしている。

こうした学習成果の査定方法を含む教育活動全般の質の向上・充実を図るため、本学では次のようなPDCAサイクルを有している。

教育課程については、月1回の開催を原則とする教務委員会と各学科の学科会議で継続的に検討を行っている。また、学科を越えて本学全体で情報共有を図るため、学内諸規程上の組織とは別の任意会合として学長・副学長・各学科長が直近の各学科の諸状況について報告や意見交換を行う短大学科長会議を、慣例として概ね月1回のペースで開催している。

年度ごとの教育活動全般を総括して現下の課題を認識し、翌年度以降にその課題の解決を目指して継続的に教育の向上・充実を図る仕組みとしては、「目白大学・目白大学短期大学の自己点検・評価及び第三者評価に関する規則」に基づく年1回の自己点検・評価活動がある。毎年発行する『自己点検評価報告書』を構成する自己点検シートにおいて、「教育」「学生指導」の項目で前年度の特筆すべき事項や今後の課題を副学長及び各学科長が自ら記述し、その内容が冊子となって全学で共有されるため、全学的に、また各学科で当該年度以降に解決・改善すべき課題が明確になる。

個々の授業改善については、毎年の学内FD研修会で授業運営の質の向上をテーマとして、全教員が定期的に研修を重ねている。また、毎年春と秋の学期末に実施される学生の授業評価アンケートを担当教員にフィードバックして次年度以降の授業運営に活用できるようにしているほか、全教員が毎年1回、所属学科の学科長と前年度の振り返り面談を行い、前年度に担当した個々の授業の自己点検・評価と教育目標の達成状況に関して総括する機会を設けている。教員は毎年4月にその内容を「成果・実績報告書」に記述し、併せて当年度の授業運営等に関する目標を「目標設定・計画書」に記述して、それぞれ研究支援グループに提出することが義務付けられている。この「目標設定・計画書」と「成果・実績報告書」の記載事項は相互に対応しているため、教員はこれらの文書記載と面談を通じて自己の授業運営を主観的・客観的に分析し、その質の向上・充実を図っている。

(b) 自己点検・評価に基づく課題

関係法令の確認や順守への努力は、現時点で十分に行われていると言えるが、学習成果を焦点とする査定や教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを構成する個別の要素については、それぞれに今後の課題を抱えている。

学期末ごとに実施している学生による授業評価アンケートは、教員本人と学科長への集計結果フィードバックと教員本人による自己評価や今後の授業改善に関する自己申告の機会を設けることによって、教員の自主的な授業改善への動機付けとなる効果は果たしていると言える。また、平成26年5月の教授会でこの授業評価アンケートの実施に関する申し合わせ内容を確定し、それまで慣習的に実施していた授業評価アンケートの実施目的や実施主体、結果の取扱いなどを明確にした。ただ、従来の実施方式によれば、申告内容は

教務グループのシステム内に集積されているだけでその後の利用機会がないので、さらなる有効活用の余地があると考えられる。

平成 25 年度から開始した教員相互の授業見学は、被見学教員の評価ではなく見学教員自身の授業改善へのきっかけを与えることが目的である。今後、相互見学を実際に重ねていく中で、授業改善に資するためのより効果的な方法を練り上げていく必要がある。

成績評価の厳格化を図るための一方策として、平成 25 年度から最上位の S 評価は A 評価を受けた者の中で総履修者数の概ね 10%以内に限るべきとする評価基準に変更された。しかしながら、80 点以上で S または A 評価を受けること自体に変わりはなく、その S と A が全体の約半数を占めていた事実が“成績のインフレーション”化であるとの問題意識がかかる変更の一因であったことに鑑みれば、直接の基準変更部分である S と A 評価に限らず、5 段階の全体にわたって厳格な成績評価を実践していく全学的な努力が今後も必要である。

【テーマ】

基準 I - C 自己点検・評価

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約

自己点検・評価を効果的かつ組織的に行う学内の体制は整っている。その体制下で自己点検・評価活動が毎年1回行われ、報告書は学内図書館への配架を通じて学内外に公表するとともに、学長・副学長及び事務局長・各部長への配付を通じて全教職員が次年度以降の教育・研究活動の参考資料として活用できるようになっている。

平成19年度に受審した第三者評価では「評価活動を行うこと自体が目的化している」と自省したが、それから7年を経て、評価活動を教育・研究活動の改善に活用するための環境は整いつつある。今後は、自己点検・評価活動を行う意義についての教職員の理解をより深め、活動の実効性を高めるための具体的な方策を講じることが課題である。

(b) 改善計画

自己点検・評価活動の実施意義を教職員により深く浸透させ、活動の実効性を高めるための方策として、まず、大学と合同で年1回作成している自己点検・評価報告書の発行時期を早めることで、前年度末や当年度開始直後などなるべく早い時期に前年度の振り返りと当年度以降の課題認識の作業を全学で実施し、その結果を全教職員がなるべく早い時期に共有して教育・研究活動の向上・充実に役立たせることを予定している。すでに平成25年度は前年度までの発行時期（12月）を約2ヵ月早めて10月に前倒ししたが、平成26年度は各評価単位者（各学科長・事務局長）による前年度の振り返りと課題認識作業を前年度末（3月）に着手し、発行時期をさらに早い春学期中（6月）とした。今後も同様の時期の自己点検・評価活動が全学的に定着するよう努めることが今後の課題である。

また、報告書の記述内容について、平成25年度から数値データの算出根拠や用語の定義を統一したが、今後は記述・掲載すべき内容について改めて項目ごとに見直すことを検討している。たとえば、評価単位ごとの課題認識が年度ごとに分断されないように、報告書の自己評価欄で「特筆すべき事項」や「今後の課題」として記述された内容について翌年度の報告時にその後の具体的な経過報告を求めることなどが考えられる。さらに、各年度の評価報告シート作成を単位責任者だけに一任するのではなく、作成過程に各評価単位の所属者全員が関与し、その意見を集約する機会を必置とするなど、教職員の関与度を深める具体的な方策を実施することを検討している。

【区分】

基準 I-C-1

自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実に向けて努力している。

(a) 自己点検・評価に基づく現状

本学では「目白大学・目白大学短期大学部の自己点検・評価及び第三者評価に関する規則」に基づき、本学の教育研究等の水準向上を目的とした自己点検・評価や第三者評価の受審を適正かつ効果的に実施するため、評価本部及び全学評価委員会の下、教育研究評価部会、学生生活評価部会及び管理運営・財務評価部会の3つの部会が学内に設置され、同規則に定めるそれぞれの組織の構成員によって現に運営されている。したがって、本学は自己点検・評価のための規程及び組織を整備していると言える。

全学評価委員会は毎年1回、学長・副学長や各学科長、及びその他の学内教育研究機関や事務局に年度ごとの自己点検・評価シートの作成を指示し、その内容をもとに年次報告書として、大学・大学院と合同の『自己点検評価報告書』を作成している。また、第三者評価に係る自己評価報告書も全学評価委員会が担当している。その内容は理事会に報告した上で、新宿キャンパス・岩槻キャンパス・国立埼玉病院キャンパスの各図書館に冊子として配置し、来館者の閲覧に供している。また、第三者評価に係る自己評価報告書は本学公式ウェブサイトで全文を閲覧できるようにしている。したがって、本学では日常的に自己点検・評価を行い、定期的に自己点検・評価報告書を公表していると言える。

毎年度の『自己点検評価報告書』の基礎となる自己点検・評価シートは、学長または副学長が本学の総括評価シートの作成を、各学科長がそれぞれの学科用評価シートの作成を担当している。各学科長が作成する学科用評価シートの内容は、全教員が年1回作成して提出する教育・研究活動に関する「成果・実績報告書」と、これに基づく学科長など役職教員との振り返り面談の結果を基盤としている。また、学科ごとに記載する学生数や教員数、授業科目数、科学研究費等補助金配分額などのデータは大学事務局及び法人本部の関係部署が管理・集計を担当し、事務局や付属施設の評価シートは各関係部署の責任者の意見を基盤として作成されている。各学科に共通する用語の定義や数値の算出方法については、平成25年度より報告書全体で基準を明文化して統一し、掲載データの客観性の向上を図った。

こうして完成した『自己点検評価報告書』は、全学評価委員会の構成員である学長・副学長から各学科長を通じて全教員に、事務局では各部長を通じて全部署に配付・回覧され、全教職員がその内容を把握して教育・研究活動の改善や質の向上に役立たせるようにしている。平成25年度からは報告書の発行時期をそれまでより約2ヵ月早めて10月とし、前年度の課題を学内全体で早期に把握・共有した上で、全教職員が当年度中から直近の課題を踏まえた教育活動の改善・向上・充実に向けた手がかりとして活用しやすくなった。したがって、本学では自己点検・評価活動に全教職員が関与し、その成果を活用する機会を設けていると言える。

(b) 自己点検・評価に基づく課題

平成19年度に受審した前回の第三者評価の際に本学から提出した『平成18年度自己点

検・評価報告書』の中で、「総体的には評価活動自体が目的化し、報告書を作成することに主眼が置かれてきた感がある」との自己評価をした。それから7年が経過し、評価活動を教育・研究活動の改善や向上に活用するための環境は整いつつある。平成26年度は制作開始時期をさらに前年度末にまで早め、発行時期を春学期中の6月として当年度以降に向けた課題認識の意義をよりいっそう高めることとした。

全学で共通すべき数値データの算出根拠や定義は平成25年度より統一したが、ひとまず前年度まで慣例的に扱われていた用語や数値の算出根拠を明文化することを優先した。そのため、内容面の検討が十全にできておらず、まだ改善の余地があると思われる。また、「今後の課題」として前年度版で言及した内容と翌年度版の同欄の記述内容に関連性が見られないものが散見される。今後は、本学が自己点検・評価活動を行う意義を学内により浸透させ、活動の実効性を高めるための具体的な方策を講じることが課題である。

基 準 Ⅱ

教育課程と学生支援

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

(a) 基準Ⅱの自己点検・評価の要約

ディプロマポリシー及びこれを実現するためのカリキュラムポリシー、そして入学者受け入れ方針（アドミッションポリシー）は『学生便覧』への記載や本学公式ウェブサイトへの掲出を通じて学内外に公表している。このカリキュラムポリシーに則り、学習成果を見据えた基礎教育科目、専門教育科目を体系的に編成している。平成 25 年度から初年次教育の充実を目的として「ベーシックセミナー」を導入し、効果の実証と改善の検討に力を入れている。

学習成果は『Syllabus（授業計画）』に具体的に示すとともに、『学生便覧』では成績評価・単位の認定、成績発表、GPA 制度についても明記している。より厳密な成績評価を行うため、平成 25 年度より S 評価を対象者の概ね 10%以内と改めた。『Syllabus（授業計画）』は冊子と本学ウェブサイトによって掲示し、表記方法を可能な限り統一するなど、検討・改善に努めている。本学卒業生は就職先から高い評価を受けており、学習成果の実績の証と言える。

教員は「ベーシックセミナー」、「フレッシュマンセミナー」などの初年次教育をはじめ、継続的な FD 活動などにより日々の丁寧な学生指導を行っている。事務職員も各部署の担当業務に応じて学生生活全般についての支援を組織的に実施している。それらの事務職員の職能向上を図る SD 活動は、学外研修の効果的な活用や学内の業務研修等を中心に行われている。

キャンパス内には学生が充実した生活を送れる施設を整備するとともに、学生委員とクラス担任は、学習面以外の各種学生生活活動に関する相談にも随時応じている。本学独自の奨学金として佐藤重遠奨学金、桐和奨学金及び桐光会奨学金の各制度を設け、私費外国人留学生に対しては授業料の減免を認めている。

学生の就職活動等を支援するためキャリアセンターを設置し、就職活動上の必要な情報入手の便宜を図ったりキャリアカウンセラーを配置しているほか、必修科目の「キャリアデザイン」などを通じてキャリア形成意識の向上を図っている。併設大学との共同部署であるため、短大生特有の就職活動環境に配慮した運営に気を配る必要がある。その他、留学支援の組織として国際交流センターを設置しているが、併設の大学と共同の留学制度をどのように効果的に活用するか、検討の余地がある。社会人向けのリカレント教育や学生のボランティア活動等に対する本学の対応についても、現在は議論の段階にある。

受験生向けの各種印刷物や本学公式ウェブサイト上にはアドミッションポリシー、出願資格、選考方法などの詳細を掲載している。アドミッションポリシーが受験生により明確に伝わるよう、今後も工夫を重ねていきたい。入学者を選抜するため多様な入試を実施しており、入学手続者には各学科が入学前教育を実施している。

(b) 基準Ⅱの自己点検・評価に基づく行動計画

ディプロマポリシーは全教員にいつそうの周知を図るとともに、学生の質の変化を考慮に入れた教育課程の見直しを引き続き行っていく。学習成果については、より厳密な成績評価を行うよう周知徹底する。多様な学力レベルの学生の学習意欲に応えるべく、本学独

自の組織的な学習支援を検討する。

平成 26 年度の『入学案内』からは、アドミッションポリシーがこれまでより明確になるように改善したものを掲載している。今後は、オープンキャンパス時における模擬授業や入学前課題等がこのアドミッションポリシーに対応した内容になっているかを確認するシステムを構築するため、ワーキンググループを早急にスタートさせる。

学習成果の獲得に関する支援に際しては、学科の枠を越えて全学態勢で対応することを原則とする。具体的には、実践的で効果的な授業の実現に向けて、平成 25 年度から始めた全学科での教員相互の授業参観をより効果的に行うよう検討と改善を継続したり、併設大学との合同 FD 研修会での成果を各学科の教員間で共有する機会を設けることなどが考えられる。また、これまで行ってきた産学連携の継続・充実に加えて、公開講座を定期的で開催し、地域社会との交流を図ることで地域貢献を実現するとともにインターンシップやフィールドワーク先の多様化を模索することを構想している。社会人と対象とするリカレント教育についても、単に社会人への学習機会を提供するだけでなく、多様な人材がともに学ぶことで高校から進学した学生に与える好影響など、さまざまな側面から実現の可能性を検討する。

就職支援等に関しては、全ての学生がキャリアセンターによるさまざまな短大生向け支援策を積極的に活用できるように、キャリア支援グループと本学教員が就職活動や編入学に関する情報交換を密にし、併設する大学の学生向けとは別に短大生特有の就職活動事情を詳細に把握しながら、学生の個々の事情に応じたきめ細かい適切な就職支援を受けられる態勢をよりいっそう充実させていく。また、キャリア支援グループでは今後、卒業生の就職先企業に対するアンケート調査及びヒアリング調査を定期的実施していきたい。本学の卒業生に対する企業の評価を把握し、在学生に対するキャリア形成教育や就職指導において、その結果や分析内容を反映させていく。

【テーマ】

基準Ⅱ－A 教育課程

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約

ディプロマポリシー及びこれに基づくカリキュラムポリシーは、『学生便覧』に明確に示すとともに本学公式ウェブサイトで学内外に公表し、それらに則り学習成果を見据えた基礎教育科目、専門教育科目を体系的に編成している。平成 25 年度から初年次教育の充実を目的として必修科目である「ベーシックセミナー」を導入し、月 1 回の担当責任者会議において、効果の実証と改善の検討に力を入れている。また、各学科とも社会のニーズに適切に対応できるように、教育課程の見直しを適宜行っている。

学科ごとのアドミッションポリシーは『入学案内』や『アドミッション・オフィス (AO) 入試ガイド』に掲載し、本学公式ウェブサイト上で公表している。オープンキャンパス時の AO 入試ガイダンス等でも繰り返し説明し、AO 入試並びに推薦入試の個別面接においては、受け入れ方針に合致した受験生か否かを確認している。

学習成果は、『Syllabus (授業計画)』において「学生の学習目標」を記載することによって、明確かつわかりやすく示している。厳格な成績評価は教育の質保証の基本であり、『学生便覧』には 1 学期あたりの履修登録単位数の制限、成績評価・単位の認定、成績発表、GPA 制度などについて、さらに『Syllabus (授業計画)』には「評価の方法および観点」について明記している。また、学習成果をより厳密に評価する方針から、平成 25 年度より S 評価を対象者の概ね 10%以内と改めた。『Syllabus (授業計画)』は冊子と本学公式ウェブサイトによって掲示し、可能な限り表記方法を統一するなど、検討・改善に努めている。

卒業後の評価について、キャリア支援グループは平成 26 年 3 月に「企業からの本学教育に対する評価」に関するヒアリング調査を行った。その結果、「まじめで素直である」「責任感・粘り強さがある」「明るく、積極性がある」「協調性がある」の項目で本学卒業生は高く評価されていた。このような実績が本学に対する継続的な求人募集に繋がっていると考えられる。

(b) 改善計画

ディプロマポリシーを、非常勤講師を含めた全教職員に向けていっそうの周知を図るとともに、その方針を具現化するために、学生の実態に合わせて点検、検証するシステムを構築する。教育課程の見直しは適宜行ってきているが、学習の到達度や目指すべき資格に対応させるばかりでなく、これまで以上に学生の質の変化を考慮に入れた見直しを引き続き行っていく。

オープンキャンパス時の入試ガイダンスや個別相談会場での展示等において、受験生に対してアドミッションポリシーの徹底化を図るとともに、AO 入試における模擬授業や課題等についても、受け入れ方針に対応した内容になっているのかを確認するシステム作りを行う。また、『学生募集要項』など一部の入試関係書類に付記されている「本学が求める学生像」の取り扱いを再検討する。

学習成果については、より厳密な成績評価を行っていくように周知徹底し、学習成果をより効果的に測定する仕組みを検討する。多様な学力レベルの学生の学習意欲に応えるべく、クラス担任は科目担当者と連携して対応し、学習支援に向けた指導体制の充実を図る。

卒業生の就職先企業へのアンケート調査やヒアリング調査は、今後は定期的を実施する。本学の卒業生に対する企業の評価を把握し、卒業後の進路及びキャリア形成に向けた学習、点検の資料とする。

【区分】

基準Ⅱ－A－1 学位授与の方針を明確に示している。

(a) 自己点検・評価に基づく現状

建学の精神と教育の目的に基づき、各学科の専門性と学習成果に対応させたディプロマポリシーを定めている。学科の人材養成に係る目的、単位の授与、学習成績の評価、卒業の要件については学則に、ディプロマポリシーについては「目白大学・目白大学短期大学部の学位授与等の方針に関する規程」（平成25年度までは細則）にそれぞれ規定するとともに、『学生便覧』にも明確に示している。

[生活科学科]

健康で快適、かつ心豊かな生活の実現を目指し、日常生活のさまざまな現象、問題を総合的、科学的にとらえ、生活を学びと研究の対象とし、真に豊かな生活の創造に向けて、生活者の視点に立って自ら探究することのできる人材の養成を目指している。卒業するためには基礎教育科目20単位、専門教育科目40単位(学部連携科目の上限10単位を含む)、自由選択科目(基礎教育科目と所属学科の専門教育科目、他学科の開放科目、併設する大学の学部及び東京都私立短期大学協会コンソーシアムに参加する他の短期大学の単位互換科目、放送大学の全科目を含む)4単位、計64単位以上が必要である。

介護福祉コースは、さまざまな原因によって日常生活に支障のある高齢者・障害者等を支援する専門職である介護福祉士を養成することを目指している。卒業するためには基礎教育科目14単位、専門教育科目49単位、自由選択科目1単位(介護福祉士関連科目から充当)、計64単位以上が必要である。

[製菓学科]

人間性豊かな生活人、社会人、職業人の育成を基礎に置き、製菓に関する知識・技術を習得し、さまざまな分野で活躍できる学生の育成を目指している。卒業するためには基礎教育科目14単位、専門教育科目50単位、自由選択科目4単位、計68単位以上が必要である。

[ビジネス社会学科]

21世紀のビジネス社会に求められる社会学に裏打ちされた「知識」と職場での「実践力」を備えた人材の養成を目指している。卒業するためには基礎教育科目20単位、専門教育科目40単位、自由選択科目4単位、計64単位以上が必要である。

本学の学位授与については、学則の第24条「卒業の要件」、第25条「卒業」、第26条「学位授与」で以下のように規定している。

〔学則（抄）〕

（卒業の要件）

第 24 条 本学を卒業するためには、学生は 2 年以上在学し、所定の授業科目について生活科学科及びビジネス社会学科は 64 単位以上、製菓学科は 68 単位以上を修得しなければならない。

（卒業）

第 25 条 本学に 2 年以上在学し、前条の卒業要件を満たした者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

（学位授与）

第 26 条 学長は、前条の規定により卒業を認定した者に対し、次に掲げる短期大学士の学位を授与する。

生活科学科	短期大学士（生活科学）
製菓学科	短期大学士（生活科学）
ビジネス社会学科	短期大学士（社会経済）

卒業要件、資格取得の要件はオープンキャンパス、入学直後のオリエンテーション、学期初めの履修指導において学生に周知を徹底している。成績評価の方法及び観点については『Syllabus（授業計画）』に科目ごとに明記し、評価の基準は数値で配点を明示している。

各学科のディプロマポリシーは『学生便覧』及び本学公式ウェブサイトへの掲載を通して学内外に公表している。その内容は目指す社会人像を採り入れて定めており、社会的に通用性が十分あると言える。

このディプロマポリシーは各学科で随時確認、点検を行っており、「目白大学・目白大学短期大学部の学位授与等の方針に関する細則」が定める手続きに則り円滑かつ適切に改正できる体制が整っている。平成 25 年度までは大学運営委員会、教授会、学務運営委員会で審議していたが、平成 26 年度からは大学運営評議会、教授会、学部長等会議で審議することになっている。

（b）自己点検・評価に基づく課題

ディプロマポリシーは、平成 24 年度から開催している専任教員との教育懇談会に出席している非常勤講師には周知しているが、欠席者には文書での通知に留まっており、いっそうの周知が必要である。また、学生の実態に合わせて点検、検証するシステムの構築が必要と思われる。

【区分】

基準Ⅱ－A－2 教育課程編成・実施の方針を明確に示している。

(a) 自己点検・評価に基づく現状

本学ではディプロマポリシーに基づくカリキュラムポリシーを定めてこれを表明し、各学科の教育目標を達成するために、学習成果を見据えた授業科目の編成にあたっている。その内容は、学生の資質と社会のニーズのバランスを見ながら適切に対応できるよう、各学科とも適宜見直しを行っている。

[基礎教育]

基礎教育科目は「教養教育の理念を、日常生活的興味・関心を深め発展させていくことによって支え、職業並びに實際生活に活用できる能力を身につける」という目的を具現化するために、教養科目群とキャリア形成科目群から成る教育課程を体系的に編成している。教養科目群は、日本語、日本文化、健康、経済、法律及び福祉等を網羅し、暮らしの中での基礎的教養を培うものとなっている。また、キャリア形成科目群は、「ベーシックセミナー」「職業と生活」「コミュニケーション」「情報リテラシー」「マナー」及び「インターシップ」の区分から構成され、キャリア形成に必要な科目群を整備している。中でも平成25年度から全学的に導入した必修科目「ベーシックセミナー」は初年次教育の充実を目的とし、6つの目標と20項目の観点を定め、これまでの受動的な学習から能動的で自律的な学習への転換を支援するものとなっている。少人数での実施や双方向型授業、グループワーク等を取り入れた授業スタイルが特徴である。また、毎月1回、「ベーシックセミナー」担当責任者会議において、効果の実証と改善の検討に力を入れている。

[生活科学科：専門教育]

生活科学科のカリキュラムは、身近な暮らしの問題に着目し、ものごとを自らの力で考え、主体的に行動し、さらに生活環境、家庭環境を改善できる知性と技術を持った人材を養成することを目標に、全員必修の生活科学科目群、及びファッション、フード・ウェルネス、住まいとインテリア、生活プロデュース、心理・コミュニケーション、生活福祉の6フィールドからなる専門科目群によって体系的に編成されている。生活科学科目群は、1年次春学期の「生活科学入門」を導入と位置付け、2年次には「生活科学セミナーⅠ・Ⅱ」において各自が卒業研究に取り組むことを集大成としている。平成26年度からファッション、フード、インテリア、心理コミュニケーションの4フィールド編成となるが、いずれも専門科目群は2年間で基礎から応用へと段階的に発展させる科目配置を行い、興味や関心に応じた柔軟な履修が可能である。また、併設する目白大学の社会学部社会情報学科との学部連携科目を擁し、短大の枠を越えた学びを特徴としており、目白大学への優先的な編入が可能である。

介護福祉コースでは、卒業時の介護福祉士資格の取得を目標に、厚生労働省が定める指定カリキュラム(3領域及び各領域の指定科目群)1800時間を中心に、かつ学科専門科目を加えて実施するように2年間の科目編成を行っている。介護福祉コースとしての科目区分を、「生活科学科目」「介護福祉コース対応」「介護実習」「介護実習準備科目」の4区分

とし、講義科目・演習科目及び学内・学外介護施設での実習科目を組み合わせ、介護福祉の専門的な知識と技術を系統的に習得でき、かつ学科独自の教育目標を達成できるカリキュラム編成としている。介護福祉の専門性の特質から、とりわけ学外介護施設での実習が重要となり、これを効果的に実施するために実習前後の指導科目を適切に配置することによって学習効果を高めている。

[製菓学科：専門教育]

製菓学科の専門教育は、「正確な製菓技術の修得を柱に、その技術を最大限に活かすために必要な知識の学習や感性の育成」という教育目標を具現化するために、製菓の知識科目群、製菓の技能科目群、製菓の広域科目群、セミナー科目群から成るカリキュラムを体系的に編成している。

製菓の知識科目群、製菓の技能科目群の全てが必修または選択必修であり、洋菓子・和菓子の製造技術を基礎レベルから上級レベルまで段階的かつ確実に習得することが可能となり、理論に裏付けられたより実践的な技能教育カリキュラムとなっているのが特徴である。さらに製菓の広域科目群では、「製パン」「シュガークラフト」「ラッピング」「カラーコーディネート」「販売実践」等の製菓に係わる幅広い科目を開講し、自分の興味やキャリアに合わせて主体的に選択できるカリキュラムを編成している。

[ビジネス社会学科：専門教育]

ビジネス社会学科は、21世紀のビジネス社会に求められる社会学に裏打ちされた知識と職場での実践力を備えた人材を養成することを目的にカリキュラムを編成している。

具体的には、社会学の理論性を実現するためのビジネス社会科目群及び実践力を兼ね備えた秘書ビジネス、ショップマネジメント、観光・ホスピタリティの3つのフィールドを配置し、この3つのフィールドを相互に関連付けて、有機的かつ実践的に運用している。また1年次は基礎教育を中心にそれぞれのフィールドに関連する資格の取得を奨励している。2年次は1年次の基礎教育を応用するための「ビジネス社会セミナー」をフィールドごとに設置し、積極的なフィールドワークや卒業論文作成などを通して、行動力や思考力を習得することを目指している。

厳格な成績評価は教育の質保証の基本であり、学則第22条の定めにより、授業担当教員による成績評価を実施している。『学生便覧』の「履修要項（短大）編」には1学期あたりの履修登録単位数の制限、成績評価・単位の認定、成績発表、GPA制度などについて、さらに『Syllabus（授業計画）』には「評価の方法および観点」を明記している。また、成績評価に付帯する事項として、同「履修要項（短大）編」の「授業について」「試験について」「成績評価・単位認定について」の各項目で、出席管理や試験の厳格な実施、レポート等提出物の期限厳守等を記載して学生に周知徹底し、成績評価の厳格化に努めている。

『Syllabus（授業計画）』は冊子として配付されるほか、本学公式ウェブサイトにも掲示されており、科目名、担当者名、科目区分、必修・選択区分、単位数、対象年次、授業形態以外に、「授業のねらい（概要や到達目標）」「授業内容」「教授法（平成26年度より「学生の学習目標」）」「評価の方法および観点」「必須資料（教科書等）」「参考資料」「履修上の

留意事項（平成 26 年度より「備考」）の 7 項目について、さらにウェブ上の「シラバス」には「学士力」という項目を設けて、目指す能力の目安を明記している。また、学生にわかりやすいシラバスの作成を目指し、表記方法を統一するなど検討・改善に努めている。平成 26 年度からの改善点として、「学生の学習目標」を追加した。

教育課程には、教員の資格・業績を基にした教員を配置している。教員は学位、教育実績、研究業績、制作物の発表、その他の経歴等、短期大学部の教員にふさわしい資格と資質を有している。教員の任用及び昇任は「目白大学短期大学部教員選考手続規則」及び「目白大学短期大学部教員等の資格基準に関する規則」に基づき、学科長を含む複数の学科教員で履歴書並びに教育研究業績書による書類審査と面接による予備選考を行った後、教員資格審査委員会での審査を経て学長が面接を行っている。学長はその結果を理事長に上申し、理事長がその候補者の任用または昇任を決定している。

(b) 自己点検・評価に基づく課題

教育課程の見直しはこれまでも適宜行ってきたが、学生の多様化や質の変化が顕著な昨今の現状を鑑みると、これまでのように学習の到達度や目指すべき資格に対応させるばかりでなく、基礎学力不足や学習環境の整っていない学生等のことも今まで以上に考慮に入れて行う必要がある。

基準Ⅱ-A-3 入学者受け入れの方針を明確に示している。

(a) 自己点検・評価に基づく現状

学科ごとに定められたアドミッションポリシーは「目白大学・目白大学短期大学部の学位授与等の方針に関する規程」に定めるとともに、『入学案内』、『AO 入試ガイド』、及び本学公式ウェブサイト上で公表している。オープンキャンパス時には、各学科の教員が入試説明や個別相談の場においてこのアドミッションポリシーについて繰り返し説明しており、個別相談会場では各学科がそれに相応した展示や DVD の放映などを、工夫を凝らして行っている。

各学科が「育てて送り出す」という目的に基づいて教育を行い、それぞれのディプロマポリシーを満たした者を社会に送り出せるようにするには、入学前に基礎的な一定の学習成果を獲得していることが前提であり、これらの方針は本学全体として、また各学科として求める学習成果を明確に示している。

AO 入試においては、平成 25 年度まで模擬授業型及び個別面接、あるいは生活科学科とビジネス社会学科では課題提出型と適性問題型のいずれか及び個別面接、製菓学科では小論文と適性問題型のいずれか及び個別面接を実施しており、平成 26 年度からは、生活科学科とビジネス社会学科では課題提出型と模擬授業型のいずれか、製菓学科では小論文と模擬授業型のいずれか、及び個別面接を実施予定である。模擬授業、作文課題、適性問題、小論文のいずれにおいても、学科ごとにアドミッションポリシーに合致した内容の授業や出題をしている。また AO 入試と推薦入試では面接を課しているため、そこでアドミッションポリシーに合致した受験生か否かを確認している。

各学科のアドミッションポリシーは以下の通りである。

〈生活科学科〉

- ・ 生活全般の事柄について興味を持ち、新しい知識を学ぶ意欲のある人。
- ・ 心豊かな生活の実現に向けて、主体的かつ積極的な姿勢をとることができる人。
- ・ 社会、生活を理解するために必要な基礎学力を持ち、自分の意志が伝えられる人。

〈生活科学科 介護福祉コース〉

- ・ 人の生活課題に関心を持ち、対人援助技術を学ぶ意欲のある人。
- ・ 利用者の権利を守り、チームの一員として協働できる人。
- ・ 介護福祉士を理解するために必要な基礎知識を身につけている人。

〈製菓学科〉

- ・ 製菓に関する知識の修得や、技術の鍛錬への意欲を持っている人。
- ・ 周りに気を配りながら、チームワークでの作業ができる人。
- ・ 社会や菓子作りで必要な基礎学力、衛生に対する基礎知識を身につけている人。

〈ビジネス社会学科〉

- ・ 社会やビジネス現場における問題解決に役立つ知識と技術を学ぶ意欲のある人。

- ・ ビジネス社会で活躍するための基本的知識と技能を身につけ、社会に貢献したいと思っている人。
- ・ 社会や仕事を理解する上で必要な基礎学力を身につけている人。

(b) 自己点検・評価に基づく課題

志願者数の減少により、受け入れの方針に完全に合致した受験生だけを選抜することは困難となっているのが実情である。そのため、各試験においてアドミッションポリシーとの合致の程度をどこまで重視すべきかが課題となっている。

『学生募集要項』と『AO 入試ガイド』には、各学科のアドミッションポリシーとは別に、本学と併設の大学に共通するキャッチフレーズとして「本学が求める学生像」が付記されているが、アドミッションポリシーと混同を生じることから、今後の取り扱いを再考する必要がある。その点も含めて、『入学案内』『学生募集要項』『AO 入試ガイド』等の広報物全般において、アドミッションポリシーをよりわかりやすく掲載していく工夫が必要となっている。

基準Ⅱ-A-4 学習成果の査定（アセスメント）は明確である。

(a) 自己点検・評価に基づく現状

学習成果は『Syllabus（授業計画）』に具体的に示している。平成26年度からは新たに「学生の学習目標」を記載することによって、明確かつ学生にとってよりわかりやすく示している。

生活科学科とビジネス社会学科はフィールド制を採用し、学生の目指す進路と現在学習している教育課程が一致していることを意識させながら学習に取り組ませている。製菓学科は和菓子と洋菓子の2つの技術を習得しつつ、2年次秋学期にどちらかの上級実習を履修することで、専門技術の習得を目指している。

学習成績の評価は学則第22条、及び「目白大学短期大学部試験及び学習成績の評価に関する規程」第11条の定めにより、以下の各号の中から学生に事前に示した評価項目に基づき行っている。

- (1) 筆記、論文（レポート）、口述、実技及び作品等により行う学期末試験、追試験及び再試験の成績
- (2) 前号に定める以外の試験、小テスト、レポート、発表、作品等の評価
- (3) その他、学生の学習成績の評価に資する事項

授業内での小テスト、レポート、リアクションペーパーの提出、学期末試験等を通して個々の学生の学習成果の把握を行っている。またほとんどの学生が単位を修得して卒業していることから、教育課程の学習成果は達成可能である。

平成25年度の学位授与者の割合を次の表に示す。

※平成25年5月1日現在

学 科	2年生在籍者数 (※)	学位授与 対象者数	学位授与者割合
生活科学科*	79人	79人	100.0%
製菓学科	60人	57人	95.0%
ビジネス社会学科	37人	35人	94.6%
合 計	176人	171人	97.2%

*介護福祉コースを含む。

学生の履修科目の学習成績の評価の基準は次の通りとし、Dを不合格としている。

- A 100点から80点まで
- B 79点から70点まで
- C 69点から60点まで
- D 59点以下

前項の定める A の評価を受けた者のうち、特に秀でた成績の者に対して、総履修者の概ね 10% を限度として、S の評価を与えている。平成 25 年度の成績の分布状況を次の表に示す。年間を通じた S 評価の割合は全体の 6.08% であった。

系列名	S	A	B	C	D (不認定)	認定
基礎教育科目	6.59%	42.86%	29.91%	15.30%	4.80%	0.53%
生活科学科専門科目*	5.40%	42.93%	28.42%	17.55%	2.91%	2.80%
製菓学科専門科目	6.20%	41.77%	33.67%	14.81%	3.54%	0%
ビジネス社会学科専門科目	6.14%	46.80%	26.87%	14.77%	5.25%	0.18%

*介護福祉コースを含む。

上記に示したように、ほとんどの学生が卒業までに学習成果を獲得している。各科目で設定した学習成果を収めることができず、各科目が定める到達目標に達しなかった学生には、再試験や 2 年次の再履修などにより学習成果を達成させるべく努めている。

生活科学科とビジネス社会学科はフィールドを設け、フィールドの特性に応じた専門知識・技術等を習得することは実際的な価値があると言える。製菓学科は、さまざまな製菓技術を習得し、幅広く製菓業界に対応できる教育課程を構築している。また、この教育課程を修めることで、数多くの学生を製菓業界へと輩出している。

所定の科目を習得することで取得できる資格並びに平成 25 年度における合格状況を次の表に示す。ただし、平成 26 年度入学生より介護福祉士については所定の科目を履修し、卒業要件を充足した上で、介護福祉士国家試験に合格することが求められる。

資格	対象	資格取得者数
介護福祉士	生活科学科介護福祉コース	27 人
社会福祉主事任用資格	生活科学科介護福祉コース	27 人
レクリエーション・インストラクター	生活科学科介護福祉コース	3 人

また、所定の科目を履修し、主催団体が実施する試験に合格することで取得できる資格と資格取得者数を次の表に示す。さらに平成 26 年度より、TALK 食空間コーディネーター 3 級、ピア・ヘルパー資格取得のための科目を設定することになっている。

資格	対象	資格取得者数
フードスペシャリスト	生活科学科	5 人
販売士 3 級*	生活科学科・製菓学科・ビジネス社会学科	38 人

*本学では所定科目の履修により一部科目の受験免除措置が受けられる。

上記の資格とは別に、全国大学実務教育協会の資格取得を奨励している。将来の職業に直結した全国大学実務教育協会の資格を取得するために、各学科で協会が指定した科目に

合わせたカリキュラム編成を行っていることは実際的な価値があると言える。
取得できる全国大学実務教育協会の資格を次の表に示す。

資格名	対 象
上級秘書士	ビジネス社会学科
秘書士	生活科学科、ビジネス社会学科
上級秘書士（メディカル秘書）	ビジネス社会学科
観光ビジネス実務士	ビジネス社会学科
プレゼンテーション実務士	生活科学科、ビジネス社会学科

その他、科目の履修を通して、ファッション販売能力検定、食生活アドバイザー、福祉住環境コーディネーター、食品衛生責任者、商業ラッピング検定、秘書検定、ビジネス文書検定などのさまざまな資格が取得できるようにサポート体制を充実させている。

『Syllabus（授業計画）』では、「評価の方法・観点」という欄を設け、具体的な評価方法を示している。また複数の評価方法を設定し、それぞれの評価についてウエイト付けすることで多面的な評価をしつつ、より重視する評価要素を明確に示している。

(b) 自己点検・評価に基づく課題

学期末試験やレポート、検定による資格取得により査定（アセスメント）することが全てではない。学生の主体性や社会人基礎力を習得させる「ベーシックセミナー」や「キャリアデザイン」などは学習成果という概念が科目に浸透しておらず、あるいは授業内容によっては設定することが困難なところもある。そのため、より具体的に測定することが可能なように学習成果を設定していくことが必要であり、新たな評価方法を検討していきたい。

基準Ⅱ-A-5 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。

(a) 自己点検・評価に基づく現状

キャリア支援グループは、平成 26 年 3 月に就職先企業から本学卒業生に関するヒアリング調査を行った。

その結果、本学卒業生は「まじめで素直である」「責任感・粘り強さがある」「明るく、積極性がある」「協調性がある」といった項目で高く評価されていた。

卒業生に関するアンケート結果

項目	平均値 (5 段階評価)
まじめで素直である	4.5
責任感・粘り強さがある	4.5
明るく積極性がある	4.4
協調性がある	4.4
コミュニケーション能力がある	4.2
短大生にふさわしい社会常識やマナーを学んでいる	4.1
行動力・実行力がある	4.1
リーダーシップがある	3.8
企画・アイデアなどの創造力がある	3.5
論理的思考力がある	3.3
専門知識・技能を持っている	3.2

このような一定の評価は、卒業生の実績の証でもある。それが本学に対する継続的な求人募集に繋がっていると考えられる。

また、本アンケートでは一般論として、短大卒の採用にあたって企業側が重視する項目を尋ねたところ、以下の表の通り、「人物」4.7、「職務能力の適性」4.0、「学力」3.4 となっており、学力よりも適性、そして何よりも人物に重点を置いていることが明らかとなった。ただし、多くの企業は「学力より人物本位であるが、職務遂行に必要な基礎学力は最低限必要であり、そのレベルに達していない学生は採用しない」とも回答している。

短大卒業生を採用する場合の重視項目

人物	4.7
職務能力の適性	4.0
学力	3.4

このように本学では、卒業後の進路及びキャリア形成に向けた学習として、教養科目群とキャリア形成科目群から成る教育課程を体系的に編成している。キャリア形成科目群では、基礎教育科目である「ベーシックセミナー」「職業と生活」「コミュニケーション」「情

報リテラシー」「マナー」及び「インターンシップ」を整備し日常生活的興味・関心を深め発展させ、職業並びに実際生活に活用できる能力を身に付ける教育を行っている。

(b) 自己点検・評価に基づく課題

本学ではこれまでも卒業生の就職先企業に対して、アンケート調査及びヒアリング調査を実施してきたが、有用な回答数を得ることが困難であった。今後は、アンケート項目の見直しや継続して調査を実施し、企業の本学学生に対するニーズや要望等を聴き、就職活動に役立てていくことが求められる。

【テーマ】

基準Ⅱ－B 学生支援

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約

教員はカリキュラム編成や継続的な FD 活動を通じた授業改善、基礎学力が不足する学生に対する補習の実施など日々の丁寧な指導を実践している。また、初年次教育の重要性に鑑み、学生が主体的な学びを獲得することを目指して「ベーシックセミナー」と「フレッシュマンセミナー」を全学で実施している。教員の教育活動を支援する事務職員も、学習上の悩みのある学生に対しては教員と連携して相談にあたるなど、教職協働の全学態勢で学習成果の獲得に尽力している。事務局各部署においても、それぞれの担当業務に応じて科目履修の指導や情報提供、学習面以外の学生生活全般についての支援を組織的に実施している。それらの事務職員の職能向上を図る SD 活動は、学外研修の効果的な活用や学内の業務研修等を中心に行われている。

学生が学習面以外でも充実した生活を送れるように、キャンパス内には食堂やコンビニエンスストア、また「ポローニア」と名付けられた多目的のアメニティー・テラスや「ローズウッドラウンジ」と命名されたフリースペースのラウンジを設けている。学生はこれらの施設を利用することができ、日常的なクラブ活動や桐和祭（学園祭）をはじめとする各種行事に主体的に取り組める環境が整っている。また、学生委員とクラス担任は、学習面以外の各種学生生活活動に関する相談にも随時応じている。

宿舎を必要とする学生に対しては、学生サービスグループが指定の学生寮や提携する不動産業者の紹介を行っている。また、本学独自の奨学金として成績優秀者に対する佐藤重遠奨学金、経済的事由により修学困難な学生に対する桐和奨学金及び桐光会奨学金の制度を設けている。さらに、私費外国人留学生に対しては授業料の減免制度がある。

就職及び進学（4年制大学への編入学）を希望する学生を支援するため、キャリアセンターを設置し、キャリアセンター員を中心にクラス担任・セミナー担任が進路指導を行っている。キャリアセンター内では学生が専用の求人検索システムを活用したり、キャリア関連資格を持つキャリアカウンセラーによるきめ細かい指導が受けられるが、併設の4年制大学の学部生とは異なる短大生特有の就職活動事情に即応した支援態勢をさらに充実させることが課題である。さらに、教育課程においてもキャリア形成に関する知識の獲得と実践を目的とする「キャリアデザイン」を必修科目として、1年次生のキャリア形成意識の向上を図っている。また、保護者を対象とした就職説明会を開催するなどして、保護者の理解の促進に努めている。その他、留学支援の組織として国際交流センターを設置している。

『学生募集要項』や『AO入試ガイド』にアドミッションポリシー、出願資格、選考方法などの詳細を掲載し、本学公式ウェブサイト上で公表している。ただし、アドミッションポリシーとは別に「本学が求める学生像」というキャッチフレーズが受験生向けに長年使用され続けており、今後再考を要する。受験生に対する広報活動を広報グループと入試グループが相互に補完しながら担当することで、アドミッションポリシーが受験生に明確に伝わるよう配慮している。本学では入学者を選抜するため AO 入試、推薦入試（指定校・

公募)、特別入試(外国人留学生、社会人)、一般入試を実施し、入学手続者には各学科が入学前教育を実施している。

(b) 改善計画

実務教育・職業教育の充実や教育課程の評価と改編によるこれまでの成果を踏まえつつ、今後はさらにフィールドワークの充実や職業教育のいっそうの高度化などによって、学生がより高度な学習成果を獲得できる可能性を拡げたい。それらの教育活動を支援する事務職員のSD活動は、学内外の研修等を効果的に活用する現在の状況に加えて、平成26年度から新たに施行された「学校法人目白学園職員人事考課規則」の円滑な定着を図る観点から、職員の研修の充実策を検討する。

学習成果を獲得する重要な手段の一つでもある留学制度については、現行の留学制度の有効活用のために何が必要かを検討すると同時に、多様な留学の在り方を検討する。また、主として社会人を対象とするリカレント教育については、本学として具体的にどのような対応ができるかについて議論を重ねていく段階にある。さらに、学生が地域の社会的活動に参加することで学習成果の獲得に結び付くよう、学科の枠を越えて本学全体で学生の参加機会の確保を図るとともに、ボランティア活動など有益な社会的活動への参加を本学の学習成果としてどのように評価するか、全学で検討していきたい。そして、全ての学生が積極的に就職活動を行い、キャリア教育と就職支援効果がさらに向上をすることを目指して、短大生特有のニーズに配慮したサポート態勢の充実に向けて努力を続けていく。

これらの学生支援策を効果的に広報することで、アドミッションポリシーに合致した受験生をより多く集めることが、結果として学生がより高度な学習成果を獲得できることに繋がることを教職員全体が強く意識して、日々の広報活動の細部に至るまで質の向上を図りたい。なお、一部の受験生向け広報物に長年掲載を続けている「本学が求める学生像」については、アドミッションポリシーとの区別が不明確なので、今後の取り扱いについて再検討する。

【区分】

**基準Ⅱ－B－1 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて
教育資源を有効に活用している。**

(a) 自己点検・評価に基づく現状

教員は、各学科の「人材養成に係る目的」(学則第3条)に基づいて科目ごとの到達目標を明確にし、これを計画的・系統的に達成するように教育活動を展開している。学科ごとにディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーを定め、各科目を体系的に配置し関連付け、学習効果が向上するように取り組んでいる。平成25年度より、在学2年間の系統的・計画的な学習を実現する取り組みの検討を開始している。各科目の到達目標は『Syllabus(授業計画)』に明示されており、その達成状況を常に的確に把握している。科目ごとの最終的な達成評価は「目白大学短期大学部試験及び学習成績の評価に関する規程」に統一的なルールを定め、各科目が共通の規程に則って評価する仕組みを構築している。

「学生による授業評価アンケート」を実施し、学生の学習成果の獲得に活用している。その結果を科目担当教員にフィードバックし、担当教員はこれに対して自己評価を行い、学生と教員の双方向での授業内容の改善を図っている。

2年間を通したクラス担任制により、入学後の学習支援をはじめ、各学生に対する学期ごとの成績確認と改善の指導をきめ細かく行い、2年間の継続的な学習指導の体制を構築している。学習指導とともに就職活動についても担当部署と連携している。

平成24年度から非常勤講師と専任教員との交流・検討の場として教育懇談会を設定し、各科目の取り組みの状況や学生の現状などについて認識を共有し、常勤・非常勤の教員が一体となって学習指導を実施できる体制を構築し、学習成果の向上を図っている。

教員は毎年2回の全学的なFD研修会に参加し、それに基づいた継続的なFD活動を通して授業改善に取り組んでいる。また、各学科長・FD担当教員を中心に、各専任教員は相互に授業参観を実施し、感想レポートを作成して当該科目担当の教員にフィードバックしてさらなる改善に繋げている。

各学科の学習成果の獲得に向けた取り組みは、以下の通りである。

[生活科学科]

専門領域ごとに6つのフィールドを設定し、各科目の内容上の関連性や時系列の学習プロセスを意識して授業を実施している。平成26年度からファッション、フード、インテリア、心理コミュニケーションの4フィールド編成となる。加えて、学生の興味関心に幅広く対応するために、フィールドを越えた選択履修ができる仕組みを整え、学習意欲の向上に繋げている。また、併設する目白大学の社会学部社会情報学科との学部連携科目を擁し、学生は短大の枠を超えた学びが可能であるとともに、大学の教員が短大の科目を一部担当し、人的資源を有効に活用している。介護福祉コースは、学生の自主的な復習のために授業時間外に実習室を開放しており、教員が適宜サポートすることで確かな介護技術の習得に繋げている。

平成25年度より、非常勤講師が授業で使用するプリントなどの配布教材を学科で掌握管理している。これにより、各科目の具体的な授業内容の相互理解を深め、各教員が常に

他科目の教育内容を念頭に置きながら担当授業を実施する有機的な教育体制をさらに強めている。

[製菓学科]

製菓学科では、製菓の中でもさらに細分化される和菓子、洋菓子、パンといったそれぞれの分野での経験と高度な実務能力を有する実務家教員を多く擁し、より実践的かつ、プロフェッショナルな教育がなされている。これは助手においても同様で、和菓子分野で2名、洋菓子分野で2名の助手を配し、それぞれの実習科目全ての授業サポートを行っている。また実技に関する復習や練習を希望する学生に対しては、一定基準の下で実習室の使用を認め、可能な限り技術指導にあたる等のサポートを積極的に実施しており、学習意欲の向上に繋がっている。また、定期的開催される学科会議等で授業の様子や学生の状況の情報交換を行い、支援の在り方を考え、実行している。

[ビジネス社会学科]

学生が目指す進路に合わせて秘書ビジネス、ショップマネジメント、観光・ホスピタリティという3つのフィールドを設定し、そのフィールド内でそれぞれ内容上関連する科目をグループ化することで、学生が科目ごとの関連性を意識しながら、かつ卒業までの2年間の学習内容・学習プロセスを意識して学習に取り組めるような工夫を行っている。また、それぞれのフィールドに責任者を配置し、責任者を通して非常勤講師とも綿密なコミュニケーションを取りながら授業運営を行っている。併設する目白大学社会学部地域社会学科の一部科目を履修することにより、観光ビジネス実務士の資格を取得することが可能となっており、連携を図っている。

学習成果の把握は本学全体で実施している「学生による授業評価アンケート」のほか、ビジネス社会学科では平成25年度から各科目の授業で積極的にリアクションペーパーを作成させることを心掛けている。このリアクションペーパーを提出させることによって、学生の日々の学習成果を確認することができるようになっている。

各学科における学習成果の獲得に向けては、事務職員も各々の職務や活動を通じて責任を果たしている。教務グループ及び資格支援室では、教育課程編成の策定において綿密な打合せを行い、教育課程編成に際して意見を述べる事ができる。また、教育課程の確定後も連絡を密にし、これらの打合せ等を通じて事務局職員もカリキュラム編成の目標や授業内容を的確に把握し、学生への学習指導や相談に役立てている。教務グループでは全ての学生が所定のカリキュラムの履修を通じてそれらの学習成果を獲得して卒業できるように、学期初めの履修登録や日々の授業の出欠管理、学期末試験、学生により行われる授業評価アンケートなどを公正かつ円滑に運営・実施している。資格支援室では学生が在学中または卒業時に取得できる各種資格について、過去の取得実績などの情報を教員と常に共有しながら、その時々学生のニーズや学習内容に合わせて、資格取得に必要なかつ効率的な科目履修の指導や情報提供を行っている。

学生サービスグループでは、経済的な理由により修学の継続に悩む学生に対し、奨学金の説明会を随時開催したり個別相談で奨学金の紹介をしたりしている。また、精神面で不

安を抱える学生に対しては臨床心理士の資格を持つカウンセリング担当の専門家が学生相談室で相談に応じるほか、昼休みに食事をしながらカウンセラーと学生たち数人が懇談する機会を不定期に開催して学生の修学意欲の喚起・増進や心理的不安解消を図っている。これらの業務を通じて経済的理由や心身の健康上の理由による休学者、退学者、除籍者の数を減少させ、各学科の学生が学習成果を獲得して卒業することを支援している。

事務職員の SD 活動として、教職員全体に対する外部講師による講演会や各種大学団体等が主催する学外の事務研修会に関係部署の職員が参加している。学内での SD 活動としては、情報システムグループが職員向けの業務用 PC スキル向上研修会を主催するなど、職能向上を図る機会を随時設けている。

以上に記した学習成果獲得のための種々の職務や活動をより円滑かつ効果的に遂行・実践するために、教職員が施設設備及び技術的資源を有効に活用する環境が整備されている。図書館事務を所管する学修支援部学術情報グループは、初年度共通科目である「ベーシックセミナー」担当教員と連携し、同授業時において図書館オリエンテーションを実施し、学習の基本となる図書館の利用法、図書館の有効活用について説明を行っている。蔵書の検索方法をはじめ、学生が自由に使用できる館内のパソコンの使用法など、当該授業の担当教員と図書館業務担当の学術情報グループ所属職員が共同でレクチャーにあたっている。日常的なレポート作成をはじめ、2 年次に取り組む卒業研究論文作成などに際して、文献・論文検索や執筆に有効に活用されている。

コンピュータについては、学内数カ所に学生が自由に使用できるように多数設置して、学生の便宜を図っている。基本的な操作技術を入学当初から習得し駆使できるように、1 年次に「情報活用演習 I・II」の科目を配置し、日常的な学習活動で支障なく操作できるスキルを習得させている。履修登録をはじめ学内事務についても「学生ネットサービス」というウェブを通じた処理システムを構築しており、日々の授業関係の連絡のほか、教務関係、生活支援関係、就職支援関係などの各サービスを提供している。学生はそれぞれの ID・パスワードでどこからでもアクセスすることができる。

各学科は専門領域に応じた実習室を有し、専門教育の充実を図っている。生活科学科は裁縫実習室・調理実習室を、生活科学科介護福祉コースは介護実習室・入浴実習室を、製菓学科は製菓実習室 1・2 を、ビジネス社会学科はロールプレイルームをそれぞれ有し、実習目的に相応しい設備備品を備え、適切な教育環境を学生に提供している。

(b) 自己点検・評価に基づく課題

中期目標・中期計画に基づいて「実務教育・職業教育の充実」「学科・コース・フィールドの評価と改編」等に取り組み、産業界とのコラボレーション等連繋の深化や、インターンシップの実施の拡大等の一定の成果を上げているが、さらにフィールドワークの充実や職業教育のいっそうの高度化などを目指したい。

職員の SD 活動は主に学外団体が主催する各種研修の機会を効果的に利用することによって行われているが、平成 26 年度から開始された新たな職員人事考課制度も踏まえ、職員研修の大幅な拡充を図ることが今後の課題である。

学習成果の獲得に向けた施設整備及び技術的資源の有効活用に関しては、自学自習型の全学的な「MELS」(Mejiro e-Learning System、e ラーニングシステム)が完成しており、

効果の検証段階にある。e ラーニングシステムは、課題提出・評価機能や双方向のコミュニケーション機能により、学生の自己学習と教員の教育活動とを同時にサポートし効率的に実施するためのシステムとして開発されているが、現状では活用が十分になされていない状況にある。効果等の検証を進め、学生の学習環境に組み込みその充実を図る必要がある。

基準Ⅱ-B-2

学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。

(a) 自己点検・評価に基づく現状

学習成果の獲得に向けた学習支援は、各学科とも、入学後（4月）のオリエンテーションに始まり、卒業に至るまできめ細かく組織的に行っている。

学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせ、充実した学生生活を送ることができるように、学年ごとに年度当初にオリエンテーションを各学科で実施している。新入生に対するガイダンスは、学習の方法については教務グループから「履修の仕方」について概要の説明があり、学科の専門性に基づいて「学科別ガイダンス」を行っている。科目の選択については、教務委員会を中心として「履修に関する指導」を、さらに担任を中心としてきめ細かな説明をクラス別に行っている。2年生に対しては1年次の年度末に2年次の履修科目のガイダンスを各学科で行っている。2年生のオリエンテーションにおいては、卒業後の進路を定めるために「就職ガイダンス」も実施している。

また、平成25年度より学習成果の獲得に向けた学習支援の一つとして、「ベーシックセミナー」が開講された（1年次春学期開講）。「ベーシックセミナー」は併設大学・短期大学共通の「ベーシックセミナーテキスト」を使用し、少人数での実施や双方向型授業、グループワーク等を探り入れて主体的な学びを獲得することを目指している。

さらに、学習成果の獲得に向けた学習支援の一つとして、「フレッシュマンセミナー」が行われている（1年生対象、5月に1泊2日の日程で実施）。平成24年度までは新入生を対象にして年度当初に2泊3日の日程で「フレッシュマンセミナー」を実施していたが、平成25年度からはガイダンスを中心にした従来の内容を改め、グループ学習の体得を目指した内容で、各学科独自のプログラムを実施している。また学科共通のプログラムとしては、洋食テーブルマナー講習（平成25年度）と懇親会（平成25、26年度）を行い、学科を越えた学生と教職員との交流を図っている。

学習成果の獲得に向けて、充実した学生生活を送るための必要事項を掲載した『学生便覧』の「履修要項（短大）編」、開講する科目の授業計画等の概要を掲載した『Syllabus（授業計画）』等、学習支援のための印刷物を発行している。また、この『Syllabus（授業計画）』は、本学公式ウェブサイトにも「シラバス」の名でほぼ同内容を掲載している。ウェブサイトにはその他、学生生活に関する情報を掲載している。

学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対して、各学科とも補習授業や技術の実習等を、教員の空き時間を利用して行っている。ノートを提出させたり、学期途中で小テストを行うなど、学期末テストの前に学生の学習成果を測る機会を設け、その結果を踏まえて学習指導を行っている。

学習上の悩みのある学生に対しては、各学科とも担任教員が関係部署の職員と協力し、学習上・学生生活上の悩みなどについて相談・指導・助言を行っている。さらに学生相談室を2号館に設置し、カウンセラーによる学生相談が常時可能な体制を作っている。また、各学科とも専任教員はいつでもオフィスアワー（指定の時間内であれば、いつでも面談が可能）を予め設定し対応している。オフィスアワーの具体的な時間は「学生ネットサービス」に掲載して、学生に周知している。さらに、各学科とも平常点が低く、単位修得や卒

業に不安のある学生に対しては、随時担任が声をかけて個別の面談を行っており、その情報を月1回開催される学科会議において共有している。

2年次在学中の学生で人物、学業ともに優秀な者に対しては、返済不要の給付式奨学金として佐藤重遠奨学金を授与している。各学科とも授業の前後に課題を出したり、実習を行うなどして、学習意欲の向上を図っている。また、学習意欲が高く、目白大学、放送大学、及び都内の短期大学の科目履修を希望する者に対しては、これらの大学等との単位互換協定に基づき、その科目を卒業要件の自由選択科目に算入することを認めている。

(b) 自己点検・評価に基づく課題

基礎学力が不足する学生に対して、各教員が自主的に補習を行っているが、各学年の学生の学習状況に鑑みた実施時期や内容と方法、また組織的な対応について検討する必要がある。また、基礎学力が不足する学生に目を向けがちであるが、学習意欲の高い学生に対する指導を充実させる必要がある。

海外留学を希望する学生に対して、カナダ・バンクーバーアイランド大学への交換留学・招待留学制度があるが、さまざまな留学の在り方を検討する必要がある。

基準Ⅱ-B-3

学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。

(a) 自己点検・評価に基づく現状

学習成果の獲得に向けて、教職員の組織、施設設備を整備し、学生の生活支援を組織的に行っている。

学生の生活を支援するための教職員組織として、学生委員会を大学と合同で設置している。同委員会は学務部長（学生担当）、大学・短大の各学科の教員、学生支援部長、学生サービスグループマネージャーで構成している。同委員会は学生の生活指導に関する事項、学生の保健管理に関する事項、障害学生支援に関する事項、奨学金に関する事項、学生の課外活動に関する事項、学生団体の指導・援助に関する事項、外国人留学生に関する事項、その他学生に関する事項を審議し、その庶務は学生サービスグループが担当している。本学では学生に対してきめ細かな指導・支援を行うためにクラス担任制を採り、各クラスの担任教員を中心に全教職員が協働して学生の指導・支援にあたっている。

学生が主体的に参画して取り組むクラブ活動に関しては、本学の教職員が顧問となり、学生会本部団体である体育会本部または文化連合会本部の傘下に所属する団体を本学公認のクラブとして扱い、本学の施設利用や学内での部員募集活動に対する便宜を図っている。学生が学内で取り組む主なイベントにはスポーツフェスティバル、七夕祭、桐和祭（学園祭）、メジサミ（「目白サミット」の略称。学生と教員の懇談会）、クリスマスパーティー、卒業パーティー等があり、これらの各種行事に学生が集中して取り組めるための支援体制として、学生会に対して、学生委員の教員と学生サービスグループの職員が日々相談に応じたり助言をする等の支援を行っている。桐和祭については、短大教員全員が助言と菓子作り・販売・小物作り等の支援を行っている。

学生のための施設として、1号館に食堂とローズウッドラウンジを設けるとともに、これに隣接してアメニティー・テラス「ポローニア」を開館している。「ポローニア」館内にはコンビニエンスストアとコーヒースタンドを開設しており、学生が軽食や文具類を購入できるようになっている。このほか、7号館にコンビニエンスストア併設のアメニティースペース「ポローニアⅡ」、10号館にコーヒースタンド併設のラウンジスペースを設け、それぞれ学生の憩いの場としている。さらに、主要校舎に自動販売機のコーナーを設けている。

宿舎等を必要としている学生への支援対策として、個々の条件や要望に見合った物件を直接探せるように、学生サービスグループが指定寮、不動産業者の紹介を行っている。株式会社共立メンテナンスが管理・運営している学生寮のうち、通学に便利な西武新宿線沿線に位置する2件を推薦学生寮、3件を指定学生寮として利用している。その他、株式会社フジランドが管理・運営する東京女子学生会館（本館と別館の2件）と東仁学生会館も学生サービスグループから紹介している。

学生の通学環境は、西武新宿線中井駅、都営大江戸線中井駅、都営大江戸線落合南長崎駅からは徒歩10分、東京メトロ東西線落合駅、西武新宿線新井薬師前駅からは15分の場所にあり、交通の利便性は良い。自転車での通学者に対しては、専用の駐輪場を学内に設けている。学生の通学時の事故防止のための交通安全については電子掲示板等を用いて啓

発を行っている。

学生への経済的支援のために、奨学金として、桐和奨学金及び桐光会奨学金がある。桐和奨学金は本学及び併設する目白大学の卒業生によって設けられた基金に基づく貸与金であり、経済的理由により修学困難な在学生に対して、卒業後2年以内（外国人留学生は卒業まで）に返済することを条件として貸与される。桐光会奨学金は、本学及び目白大学の保護者による教育後援組織である「桐光会」の財源を活用して、在学生のうち条件に該当する者に所定額を給付する奨学金である。また、私費外国人留学生の勉学奨励を目的とした制度を設け、授業料の減免を行っている。さらに、学外の制度として日本学生支援機構の奨学金制度を利用している。利用希望者のために学生サービスグループが申込み方法等についての説明会を行い、各種手続きの支援を行っている。平成25年度に桐和奨学金、桐光会奨学金の両制度を利用し、または日本学生支援機構からの奨学金貸与を受けた学生の実績は以下の通りである。

本学学生の奨学金の利用実績（平成25年度）

種類		採用人数	給付・貸与の内容
桐和奨学金		1名	年間授業料の半額相当額（上限50万円）を貸与
桐光会奨学金	卒業支援	0名	秋学期の学納金の一部（上限50万円）を給付
	応急支援	0名	次学期の学納金全額を給付
日本学生支援機構奨学金	第一種	10名	月額3万円、5万3千円（自宅通学のみ）、6万円（自宅外通学のみ）のいずれかの額を貸与
	第二種	45名	月額3万円、5万円、8万円、10万円、12万円のいずれかの額を貸与

保健室は主要校舎である1号館1階にあり、常勤看護師1名と非常勤看護師2名が交代で対応にあたっている。学生相談室は2号館2階にあり、学習、学生生活等の悩みについて、常時（授業期間中の月～金曜10～18時）カウンセラーが相談にあたっている。平成25年度の短大生の利用実績は1名であった。

4月に全学生を対象とした定期健康診断を実施している。その健康診断結果と健康状況問診票を基に、必要に応じて医療機関での精密検査を勧めている。平成25年度の受診率は95%である。

メンタルヘルスケアについては、学生相談室でカウンセラーによる相談を行い、教員、常勤看護師、カウンセラーの連携による継続的なケアを行っている。専門的な援助が必要と思われる場合は専門医の紹介を行っている。

学生からの学生生活についての意見や要望については、クラス担当や科目担当教員のオフィスアワーを通して広く学生から聞き取るための配慮をしている。授業や学生生活の中で不安や問題を抱えている学生の情報は、各学科とも学科会議で全教員に共有され、学科

長を中心に、担任、教員、関係事務職員でその学生に対して指導・支援を行っている。また、平成 24 年度より卒業時に「学生生活満足度調査」を実施している。平成 24 年度、25 年度とも結果として全体としての満足度は高かった。

社会人学生や長期履修生の受け入れについて、特別な体制作りはしていない。

学生の社会的活動への参加については、学科ごとの専門性を活かして、積極的に貢献するように支援している。平成 25 年度は、短期大学部 3 学科合同で新宿高島屋「大学は美味しい！！フェア」に、生活科学科が東武百貨店池袋店「食べる人は、美しい。ビューティーメニューフェア」及び「秋のフードフェスティバル 500kcal 以下の『女子丼』」に、製菓学科が東武百貨店池袋店「紅ほっぺスイーツフェア」に参加した。

障害者への対応については、本学ではバリアフリー化を進めており、短大生が使用する主要校舎には多目的トイレを設置している。毎年、障害を持つ学生が 1～3 名在学しており、その障害は身体機能障害、聴覚障害等である。

(b) 自己点検・評価に基づく課題

社会人学生の受け入れ体制が整っていないため、リカレント教育の必要性と併せて、今後検討していく必要がある。

卒業時に行う「学生生活満足度調査」によれば、「入学時に自分が思い描いていた姿に近づけた」かどうかの問いに対して「思わない」または「あまりそう思わない」と答える学生が少なくない（平成 25 年度は両回答併せて 23.5%）。全ての学生が思い描いていた姿に近付けるよう、教職員一丸となったサポート体制作りが必要である。

学生の社会的活動への参加については、本学近隣の企業活動とのコラボレーションによって学生が参加できる機会が増えつつある。今後は 3 学科合同による支援の拡充を図るとともに、ボランティア活動などを学習成果の獲得へと結び付けることができるかどうかについても検討を要する。

基準Ⅱ－B－4 進路支援を行っている。

(a) 自己点検・評価に基づく現状

短期大学部の進路実績は下表の通りである。

卒業年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
卒業生数	174	161	180	168	152
就職希望者数	136	96	125	129	117
就職希望率(%)	78.2	59.6	69.4	76.8	77.0
内定者数	95	84	113	112	105
内定率(%)	69.9	87.5	90.4	86.8	89.7
進学者数	8	16	18	9	14
その他	30	48	37	30	21

(東京都の「介護福祉士養成科」職業委託訓練生を除く。)

就職・進学支援業務はキャリアセンターが担っている。キャリアセンターは各学科から選出される 1 名の教員とキャリア支援グループで構成されている。キャリアセンターは、学生一人ひとりのキャリア形成を行う幅広い支援を目的とし、その主な支援内容は、学生の就職相談と就職斡旋に関する事項、求人企業の開拓に関する事項、進学に関する事項、インターンシップに関する事項、キャリア形成に関する事項等である。学生個別の支援についてはクラス担任・セミナー担任が中心となり、各学科のキャリアセンター員と連携しながら行っている。

平成 16 年度より基礎教育科目におけるキャリア形成科目として「キャリアデザイン」を開講している。キャリア形成に関する知識の獲得と実践を目的として 1 年次の秋学期に開講される必修科目であり、具体的な内容については主に各学科のキャリアセンター員が企画・立案・実施を行っている。主な内容は自己分析、企業研究、エントリーシート・履歴書の書き方、面接の受け方等であり、授業の一部には外部の専門家も招いてその指導にあたっている。

また平成 23 年度から、「キャリアポートフォリオ」を全学的に導入した。本学の「キャリアポートフォリオ」は、ウェブサイト上で学生と教員が相互にやり取りを行い、学生自身が目標設定や学習活動・内容の振り返りを行い、課題を発見し、自分の成長や変化に気付き、新たな可能性を発見していくことを目的としている。しかし、当システムは運用上の問題も多いため、平成 25 年度より「ウェブサイト」から「ワークシート」に変更し、より扱いやすいものにした。

キャリアセンターでは、キャリア支援グループ職員による就職支援活動を行っている。その主な内容は、学生への求人紹介、企業の情報提供、業界研究等の各種就職支援プログラムの実施、学内での合同企業説明会の企画運営、企業への広報活動等である。キャリアセンターでは、キャリア関連資格を有するキャリアカウンセラーが学生へのきめ細かい指導にあたっている。

キャリアセンター内には学生が自由に利用できる PC を設置しており、求人検索、職業適性診断ソフトを利用した評価や適性診断が可能である。このうち、求人検索については「求人ナビ」（本学独自のウェブシステム）を平成 22 年度より導入している。これは、求人票の検索やインターンシップの情報、各種イベントの情報、過去の内定者の採用試験内容を確認することができるシステムであり、学内外を問わず随時求人情報を確認できる。また、キャリアカウンセラーの相談記録も蓄積され、キャリア支援グループ職員が随時、学生の就職活動の状況や就職活動における悩み等を共有し、就職指導に活用している。

また、学内企業説明会を毎年 2 月、6 月、9 月、11 月に開催し、企業と学生とのマッチングを図っている。

さらに、平成 18 年度より 1 年次生の保護者を対象とした就職説明会を開催している。この説明会は各学科のキャリアセンター員を中心に実施され、その内容は、本学のキャリア教育に対する方針、具体的な就職支援の内容、卒業生の就職先の紹介等である。2 年次生内定者による就職活動の体験談は例年保護者に好評である。

進学支援は、併設の目白大学への編入学（推薦制度あり）、他大学への編入学（指定校推薦あり）、専門学校への進学等について行っている。留学支援は、国際交流センターにおいて行っている。

(b) 自己点検・評価に基づく課題

学生の就職活動状況は積極的な学生と消極的な学生との二極化が見られる。消極的な学生に対するキャリア教育と就職支援をより実効性の高い内容とすることが求められる。

キャリアセンターは併設大学と共通であるため、就職活動の時期、就職環境等の条件が大学生とは異なる、また大学生に対する気おくれ等から、短大生には利用しづらいとの意見が近年の在學生や卒業生から本学教員に対して挙がっていた。また、教員にとっても、就職活動を躊躇している学生に動機付けしやすくなったり、キャリアセンターとのコミュニケーションがより緊密になり共同できめ細かい指導が可能になることから、キャリア支援グループに短大生特有の就職活動事情に配慮する担当職員の配置や、キャリアセンター内に短大生のみを対象とする相談スペースの確保等を求める意見があった。そこで、平成 26 年度よりキャリア支援グループでは短大生特有の就職や進学、インターンシップに関する業務を所掌する専任職員とキャリアカウンセラーを決めて、その旨を教員及び学生に周知した。今後は、就職支援の重要性に鑑みて、組織自体をさらに充実化させることが課題である。

留学については、学科の構成、実習等が多い等、中・長期の単位互換ができないため、難しい状況であり、現在は積極的に行われていない。しかしながら、春・夏の長期休暇を利用しての留学については、今後国際交流グループと協力して検討したい。

基準Ⅱ-B-5 入学者受け入れの方針を受験生に対して明確に示している。

(a) 自己点検・評価に基づく現状

各学科のアドミッションポリシーは『入学案内』や『AO入試ガイド』、さらには本学公式ウェブサイトに掲載しており、受験生に対して明確に示している。

受験に関する日常的な問い合わせについては入学センターが対応し、平日の日中に随時受け付ける日常的なキャンパス見学は入学センター職員のほか、大学・短期大学部の学生ボランティア組織である目白大学学生広報スタッフ（メジ・スタ）も授業に支障のない範囲で対応している。受験上の配慮が必要な受験生からの進学相談については、入試担当の学科教員と入試広報部長が対応する。その際、科目履修上の支障有無、施設などの受け入れ態勢に検討を要する場合は、必要に応じて学生支援部や管理部も加わり、連携して状況を確認する。

オープンキャンパスやその他のキャンパス見学会、製菓学科での体験実習など受験生向けイベントでは、入学センターの職員だけでなくキャリアセンターや学生サービスグループの職員が就職や奨学金に関する相談に、また各学科の教員は学習内容に関する相談にそれぞれ応じている。また、メジ・スタをはじめとする在学生在が、入試体験や実際の学生生活に関する意見を受験生に直接伝える機会も設けている。

入試広報関係の業務については入試広報部の入試グループと広報グループが、併設の目白大学と合同の入試及び広報の業務をそれぞれ担当している。両グループの業務はおおまかに分担されているが、実際には相互に適宜補完しながら一体となって業務を進めることが多い。

入学者選抜としてはAO入試、推薦入試（指定校・公募）、特別入試（外国人留学生、社会人）、一般入試の選考を実施している。平成27年度入試からは大学入試センター試験利用入試を新たに実施する予定である。

毎年度、推薦入試（公募）・一般入試、指定校推薦入試、外国人留学生特別入試、社会人特別入試の4種類の募集要項を作成し、出願資格、選考方法などの詳細を掲載している。また、入学者選抜の全体像は「入試ガイド」により明示されている。

各種入試の可否判定は学則及び「目白大学短期大学部教授会規則」、「目白大学短期大学部入試対策・判定委員会規則」に則って教授会より入試対策・判定委員会に審議が付託されており、その結果は教授会で報告されている。

入学手続者には、入学までの期間に各学科が入学前教育を実施しており、その一環として、入学手続者全員を対象に学内で入学前ミーティングを開催している。主な内容は、入学予定者同士と教員との顔合わせ、新学期の行事についての告知である。学生相互の仲間作り並びに学生と教員との関係作りの機会としても奏功している。また、生活科学科とビジネス社会学科では、12月までに入学手続きが終わる早期入学予定決定者を対象に自宅学習を促すフォローアップ課題を送付し、入学前ミーティングでの提出を義務付けている。製菓学科ではAO入試合格者に対して調査レポートの作成を課し、入学前ミーティングでは、実習着や靴の採寸も行う。

入学者に対しては、入学式翌日からのオリエンテーション期間を設けている。内容は、履修指導、学生回活動の紹介、学生生活についての諸注意、奨学金説明会、健康診断など

で、短大生としての学習、生活に一日でも早く慣れるようにオリエンテーションにてサポートしている。

(b) 自己点検・評価に基づく課題

3 学科中、製菓学科、ビジネス社会学科で近年定員割れが生じているので、短期大学部としての広報活動についても、今後、よりいっそうの努力をする必要がある。その際、『学生募集要項』と『AO 入試ガイド』には、各学科のアドミッションポリシーとは別に、本学と併設の大学に共通するキャッチフレーズとして「本学が求める学生像」が付記されているが、アドミッションポリシーとの整合性も踏まえ、受験生に受け入れ方針がより明確に伝わるよう改善を図る。

基準Ⅲ

教育資源と財的資源

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

(a) 基準Ⅲの自己点検・評価の要約

本学の教員組織は、厳正に選任された短期大学設置基準を充足する人数の教員が、各学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて配置されている。各教員はFD活動や日々の研究活動を通じて教育・研究に関する自己の職能向上を図り、学生の学習成果の獲得に努めているが、専任教員の校務負担軽減をはじめとする研究環境の改善が課題となっている。事務局相互及び教員・職員間の連携も緊密に保たれているが、学内でのSD活動や業務研修の在り方などに改善の必要性がある。また、ハラスメント防止やメンタルヘルスへの配慮を行うことで、教職員がともに安定的に教育・研究活動に集中できる環境の実現を目指している。

学習成果の獲得や向上のための施設・設備面の整備は、併設の大学や中学・高校との共用部分が多い利点を活かしつつ、各学科のカリキュラムポリシーに対応した特殊設備や教室を設けるなど、十分に行っている。それらの日常的な点検や非常時に向けた危機管理は、学内の関係諸規範に則って実施している。学内のコンピュータシステム全体についても、可能な限り最新の状態を保ちながらセキュリティ対策を講じるとともに、教職員や学生向けの講習や授業を随時実施している。

こうした教育・研究上の人的・物的・技術的資源を永続的に保持し、発達させていくための大前提である本学の財政は、法人全体でも短期大学部門単独でも過去3年間黒字を維持しており、健全な状態にある。ただし、学生募集活動が順調な結果を出しているとは言えないため、入試方法の改善や学納金の一部引き下げなどを図るとともに、学内スタッフネットに学園の経営情報を公開して教職員が絶えず危機意識を共有できるようにしている。

(b) 基準Ⅲの自己点検・評価に基づく行動計画

短期大学部として定員割れを起こしている現状では、学生確保は何よりも優先して実施すべき課題である。そのため、すでに決定している入試方法の変更や学納金の一部引下げなどの改善策はもとより、受験生や保護者、高校教員向けの地道な広報活動の強化に着手している。また、規程関係の不備と考えられる問題については、他の諸規範との整合性を考慮しつつ、なるべく速やかに是正できるようすでに検討を進めている。

教員の校務負担の軽減や柔軟なカリキュラム編成を行うための当面の施策として、教務、入試広報、キャリア（就職支援）に関して併設の4年制大学とは異なる短期大学部独自の小委員会を設置することを検討している。現状の学内委員会が4年制大学を前提としていることが多いことから、短期大学部の現状の規模に応じた適切な委員会活動を行える体制にして、委員の役割分担につき整理・統合を図りたい。教員の海外研修は既存の学内制度を活用できないか、できないとしたら問題点は何かを整理することから問題の改善に取り組みたい。

教員に関する人事制度の改善は、まだ中期計画によって基本方針が示されたに過ぎず、具体的な施策の検討・実施はこれからである。職員の人事考課制度は平成26年度から始まったばかりであり、当面はその定着を図りつつ問題点の把握とその改善に努めていく。ハラスメントの防止やメンタルヘルスへの配慮については特効的な方策はなく、問題発生

を事前に防止するための地道な啓発活動を継続する。各施設・設備や情報ネットワーク環境の保持・向上も、日々の点検と新しいシステムへの随時更新によって適切な状態を維持していく。

【テーマ】

基準Ⅲ－A 人的資源

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約

本学の教員組織は短期大学設置基準を充足する教員数で構成され、カリキュラムポリシーに基づいて配置されている。専任教員は主に専門分野を担当し、最新の現場経験を要する実務など幅広い学びを提供するために常勤の専任教員ではかえって対応が十分でない科目には、適宜に非常勤教員を配置している。複数の学科間で重複する専門分野がある場合には学科の枠を越えて教員の専門能力が活用できるようにするなど、教員の人事に柔軟性を持たせる仕組みを作れるかどうか課題となっている。教員の採用・昇任は常勤・非常勤を問わず、各職位の資格要件としての学位や教育・研究業績などを明確に定めた学内諸規程とこれに基づく手続きに従い、適正に行われている。教員は併設の大学と合同で行う全学 FD 研修会や学生による授業アンケートの活用を通じて、授業の改善と学習成果向上を図るよう努力している。

各専任教員には原則として 1 人 1 室の研究室を用意し、その研究活動の概要は本学の公式ウェブサイトで公開し、研究紀要は毎年度 1 回刊行している。紀要の論文等は国立情報学研究所電子図書館サービスのデータベースに登録されている。専任教員は本学から基本研究費及び特別研究費の支給を受けるとともに、科学研究費補助金を獲得するなどして研究活動を行っている。学術研究等の目的で海外研修を行う制度も設けているが、近年は学生の教育や指導に要する時間が増えているなどの理由から、研究時間や研究実績の確保・向上が課題となっている。

教育・研究活動を支援する事務組織は、併設の 4 年制大学と事務機能を共有している。学生の学習成果向上を図るため、事務局各部署相互間はもちろん、各種委員会の活動は教員と職員が協働して行うことで、教員と事務職員の緊密な連携を維持している。事務職員は部署間異動や学内の SD 活動、学外機関での研修活動等を通じてその専門的な職能を向上させている。なお、SD 活動についてはさらなる充実を図ることが課題となっている。

教育・研究活動が行われるための施設面の整備や防災対策、情報環境の安全対策は十分に行われている。非常時の際の各種対応マニュアルを整備して教職員や学生に配付するとともに、学生向け防災訓練や災害救援ボランティア講習も学内でを行い、学生が多数参加している。また、学内諸規範に基づき教職員の適切な就業管理に努めるとともに、ハラスメント対策の概要をスタッフネットにアップしたり学内で教職員向け研修会を行うなどしてハラスメントの発生防止に努めている。さらに、メンタルヘルスに関する案内を教職員向けスタッフネットに掲示するなど、教職員が心身ともに安定して教育・研究活動に邁進できる環境を構築するよう、人事管理面からの配慮に努めている。

(b) 改善計画

複数の学科間で重複する専門分野について学科の枠を越えて教員の知財を活用できるようにするには、学科の枠を越えたカリキュラム編成を行うことが前提となる。また、専任教員の研究時間の確保や委員会活動等の校務負担の軽減策を検討する必要がある。これ

らは教員の人事計画とも密接に関連する問題であるため、法人本部との意見調整も行う必要がある。

教員による研究環境の整備は学生に対する教育や研究活動の質の向上を図る上でも重要である。既存の海外研修制度が近年はほとんど活用されていない事実などを踏まえ、教員の職能向上のための制度的な環境について他大学の例も参考にしながら検討したい。事務職員については、新たな人事考課制度を実施する中で、SD活動のさらなる充実を期して、学内外でのさまざまな研修活動も積極的に活用しながら、職員の資質向上策を整備していきたい。また、教職員に共通するハラスメント防止やメンタルヘルスへの配慮など人事管理上の諸施策を今後も継続し、教職員が安定的に執務に集中できる適切な環境の実現を目指して引き続き努力する。

【区分】

基準Ⅲ-A-1

学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。

(a) 自己点検・評価に基づく現状

本学の教員組織は短期大学設置基準を満たしており、各学科の専任教員は教育課程に沿って適切に編成されている。生活科学科は平成 25 年度まではファッション、フード・ウェルネス、インテリア、心理・コミュニケーション、生活プロデュース、生活福祉の 6 フィールド、平成 26 年度からは 4 フィールド（ファッション、フード、インテリア、心理コミュニケーション）と介護福祉コースを中心とした教員組織となっている。製菓学科は洋菓子、和菓子の両分野を中心とした教員組織であり、ビジネス社会学科では 3 つのフィールド（秘書ビジネス、ショップマネジメント、観光・ホスピタリティ）を中心とした教員組織である。

短期大学設置基準に定める本学の学科の種類及び規模に応じる専任教員数（イ）は生活科学科 4 名、製菓学科 4 名、ビジネス社会学科 7 名、また短期大学設置基準に定める短期大学全体での入学定員に応じる専任教員数（ロ）は 4 名で、全体で 18 名となるが、下表の通り生活科学科 8 名、製菓学科 6 名、ビジネス社会学科 7 名を配置し、短期大学設置基準に定める教員を充足している。また、生活科学科のうち介護福祉コースに所属する専任教員は 3 名であり、厚生労働省が社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第 5 条第 4 号によって定める介護福祉士養成施設としての教員数の指定基準（3 名）を充足している。

3 学科とも専任教員は主として専門分野に配置し、広い学びを提供するため、専任教員では対応が十分でない科目には非常勤教員を配置している。実習科目においては教育の質、安全を期して助手を配置している。

専任教員数

平成 25 年 5 月 1 日現在(人)

学科	専任教員数					設置基準で定める教員数	
	教授	准教授	講師	助教	合計	イ	ロ
生活科学科	3	3	2	0	8	4	
(介護福祉コース)		(2)	(1)		(3)		
製菓学科	2	2	2	0	6	4	
ビジネス社会学科	3	2	2	0	7	6	
小計	8	7	6	0	21	14	
ロ							4
合計	8	4	8	0	21	14	4

イ：短期大学設置基準第 22 条別表第 1 のイに定める、学科の種類に応じて定める専任教員数

ロ：短期大学設置基準第 22 条別表第 1 のロに定める、短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数

教員の採用及び昇任については、「目白大学短期大学部教員等の資格基準に関する規則」で教授以下の各職位となるための資格要件について、短期大学設置基準に準拠しつつ学位、教育実績、研究業績、実務業績、経歴等の基準を明確に定め、具体的な手続きは「目白大学短期大学部教員選考手続規則」に基づき適正に実施している。この選考手続規則は非常勤講師の採用にも準用される。

(b) 自己点検・評価に基づく課題

設置基準から見ればゆとりのある教員数だが、個々の学科を単位にした教員構成であり、採用以降は学科間の流動性はほとんどない。学科間で重複する専門分野もあり、学科の枠を越えて能力を活用できる体制を必要とされる。

基準Ⅲ-A-2

専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。

(a) 自己点検・評価に基づく現状

専任教員の研究活動は下表の通りである。

【平成 21 年度～25 年度 専任教員の研究実績】

学科名	氏名	職名	研究業績				国際的活動の有無	社会的活動の有無	備考
			著作数	論文数	学会等発表数	その他			
生活科学科	先川直子	教授	0	4	0	1	有	有	学科長
	細川裕子	教授	1	3	2	2	無	有	
	浅見美穂	教授	1	5	0	1	無	有	
	加藤直英	准教授	0	1	0	1	無	有	
	青柳佳子	准教授	0	7	1	7	無	有	
	大野淑子	准教授	0	0	0	2	無	有	
	井上近子	専任講師	0	4	1	0	無	有	
	林 雅美	専任講師	0	1	0	0	無	無	
製菓学科	名取宏晃	教授	0	0	0	0	無	有	学科長
	中川二郎	教授	1	0	0	0	無	有	
	砂盃ひとみ	准教授	0	1	0	1	無	有	
	佐藤幸子	准教授	0	2	2	0	無	有	
	平田暁子	専任講師	0	1	0	2	無	有	
	庄田美保	専任講師	0	1	0	1	無	有	
ビジネス社会科学科	油谷純子	教授	0	4	4	1	無	有	学 長
	西谷正弘	教授	0	5	0	2	無	有	学科長
	鈴木健之	教授	1	0	0	0	有	有	
	小長谷悠紀	准教授	0	0	3	0	無	有	
	上岡史郎	専任講師	0	3	3	4	無	有	
	吉岡由希子	専任講師	0	0	2	1	無	有	
	水上健一	専任講師	2	9	6	2	無	有	

専任教員の研究活動は、毎年度末に全ての専任教員が業績や研究活動に関する書類を本学に提出することになっており、その内容を通じて本学が教員個人の研究業績、社会的活動、所属学会などの状況を把握できるようになっている。専任教員の論文、著作などは本学のカリキュラムポリシーにも沿っていて概ね実践的分野に関するものが多く、その成果

は教材作成、教科書の執筆など学生の教育にも反映されている。研究業績は本学のウェブサイトに公開されている。また、教員の社会的活動としては学会役員や一般財団法人の役員、地方公共団体のプロジェクト・アドバイザーなどに就き社会的貢献を行っている。

専任教員の科学研究費の獲得状況は下記の通りである。

科学研究費獲得状況

平成 24～27 年度	研究者	小長谷 悠紀
	研究課題	巣鴨における住民の経験としてのまち 歓待的風土の解明へ向けて
研究代表 油井 清充（神戸大学） 平成 24～27 年度	研究者	鈴木 健之（研究分担者）
	研究課題	現代社会分析と社会学における Visual Turn （基盤研究（B））

専任教員が学術活動を円滑に行えるよう、専任教員の研究活動に関する規程を次のように整備している。研究活動に関する規程には「学校法人目白学園研修制度規則」、「学校法人目白学園図書館資料収集管理規程」、「目白大学・目白大学短期大学部専任教員基本研究費規則」、「目白大学・目白大学短期大学部専任教員特別研究費規則」、「目白大学・目白大学短期大学部の研究活動に係る不正防止規程」等がある。専任教員はこれらの規範に基づき、毎年一律の基本研究費と、研究内容の申請に基づき採択される特別研究費の支給を受けている。

専任教員の研究成果を発表する場として『目白大学短期大学部紀要』があり、毎年度 1 回刊行している。紀要に掲載された全ての論文等は国立情報学研究所（NII）電子図書館サービスのデータベースに登録して公開している。

専任教員が研究を行う研究室は、原則として 1 人 1 室を配している。研究室の広さは平均しておよそ 20 m²弱である。非常勤講師については講師室を整備している。

本学の専任教員は、週のうち日曜日を除く 2 日を研究日として研究活動に充てて活用している。「目白大学・目白大学短期大学部専任教員の年間責任担当コマ数に関する規則」の定めにより、年間責任担当コマ数は年 12 コマとなっている。ただし、学生募集のための高校訪問やオープンキャンパスでの休日出勤、あるいは学生との面談や個別指導などで、現実には週 2 日の研究日を確保できない場合もある。

10 年以上勤務し、研修終了後引き続き 3 年以上専任として勤務する予定の教職員は、理事長承認を経て学術・教育または管理運営に関する調査研究のため海外または国内の研究機関等で研修を行うことができる（学校法人目白学園研修制度規則）。もっとも、近年は海外研修の適用例は見られない。

本学では「目白大学短期大学部各種委員会規程」の定めにより FD 実施委員会が設置され、FD 活動を行っている。当委員会は短期大学部教授会での「学生による授業アンケート実施に関する申し合わせ」に基づき、授業アンケートを実施している。FD 活動の目的は、教員の自主的な授業内容の改善に資するため、短期大学部が組織的に行い、個々の授業内容や方法等の改善を行うことである。

全学 FD 研修会は毎年 2 回以上実施されている。FD 活動報告書は毎年発行され、教員

相互による授業改善活動を啓発している。学生による授業アンケートが実施され、授業アンケートの結果は、教員にフィードバックされ、各教員は結果に基づき「教育活動に関する自己点検・自己評価アンケート」の形で回答を行う。これによって各授業の現状把握（自己評価）と今後の授業の取り組み改善を図っている。

各専任教員は FD 実施委員会、教務委員会、学生委員会、図書委員会、入試広報委員会の 5 つの委員会とキャリアセンター会議のいずれかに属し、事務局の教務グループなどの各部署と連携して、学生の学習成果を向上させるよう努力している。

(b) 自己点検・評価に基づく課題

専任教員の研究活動は教育や学生指導などに時間が割かれ、研究環境が十分ではない。研究環境の整備も図りながら研究活動の活性化を図る必要がある。

基準Ⅲ-A-3 学習成果を向上させるための事務組織を整備している。

(a) 自己点検・評価に基づく現状

本法人の事務組織は「学校法人目白学園事務組織・事務分掌規則」に基づき設置されており、そのうち短期大学部に関係するのは法人本部と新宿キャンパス所在の大学事務局である。短期大学部事務局の事務は同規則第 30 条に基づき、新宿キャンパスに所在する併設の 4 年制大学の事務局各部で行っている。法人本部には 5 つの部（室を含む）、大学事務局には短期大学部に関係する 4 つの部があり、各部の事務を分掌するグループがその下に設置されている。事務局には局長、各部には部長、各グループにはマネージャーが配置され、それぞれ同規則が明示する主管業務を処理する権限と責任を有している（同規則第 4 条）。各グループがその所管事項を処理するための稟議は「学校法人目白学園稟議規程」に基づき各所属長を起案責任者として所定の文書により行うこととし、稟議関係書面を含む業務上の文書は「学校法人目白学園文書保存規程」により各部門の管理職を責任者として所定の期間保存することとしている。また、各部署を予算単位として付与された予算の実行については「学校法人目白学園経理規則」により予算単位の責任者が責任を負うことになっている。以上の諸規程も含む事務関係諸規程については、平成 25 年度に「組織・運営」「総務」「人事・労務」「財務会計」「情報環境」「施設・防災」「(教学) 大学」「(教学) 大学院」「(教学) 短期大学部」「(教学) 中学・高校」「その他」の 9 つの大区分に分類し、各大区分の中でさらに中区分に分類されて各規範に固有の系統記号・番号を付与して体系化している。

専任事務職員は大学事務局内に限らず法人本部、中学・高校事務室との間も含めた部署間異動や昇任により、所属部署や所掌権限・責任が適宜転換されている。平成 25 年度は年度初めに有期契約者を含む全職員 115 人のうち半数以上に当たる 60 人の昇任・異動を一斉に実施したのをはじめ、年度途中にも計 17 人の昇任・異動を行い、各部署での所掌業務に対する専任事務職員の職能の専門性を高めつつ、学生向けの各種サービスや教員の教育活動支援を通じて学習成果を向上させるための総合的な職能や部署間連携の強化をも図っている。日常的な業務の検証や改善、部署間連携については、専務理事及び常務理事、法人本部の部長、大学事務局の局長及び部長で構成する月 1 回の部長会、及び大学事務局の局長及び部長による月 1 回の事務局部長連絡会での意見交換の機会を有効に活用している。

また、情報システムグループが職員向けの業務用 PC スキル向上研修会を主催するなど、職能向上を図る機会を随時設けている。SD 活動に関しては、公的機関や日本私立短期大学協会などの私学団体による学外での各種研修会へ関係部署の職員が随時参加している。

事務部署の業務の質と効率を高めるため、各部署が専用の事務室や執務スペースを有するとともに、本館、2 号館、10 号館にそれぞれ業務用ミーティングルームを複数確保している。各部署や教室などキャンパス全体の防災対策については、「危機管理『防災』マニュアル」に事前予防策と災害発生時、発生後の各場面における詳細な行動マニュアルを定め、教職員がスタッフネットからダウンロードして各自印刷し執務机と自宅に備置すべきこととしている。学生に対しては、携帯サイズの「震災時対応簡易マニュアル」を作成して配付するとともに、毎年 10 月に新宿消防署落合出張所の協力を得て消防訓練を実施し、短

大生と併設する大学の学生合わせて 70～80 名ほどが毎年参加している。さらに、平成 21 年度からは消防庁後援の災害救援ボランティア講習会を学内で開催し、受講料の約 8 割を本学及び本学学生会が補助している。平成 25 年度は受講定員 40 名のうち短大生が 18 名を占めた。

事務職員には 1 人 1 台のパソコンと専用デスクを割り当て、学内専用のイントラネットによるネットワークを通じて情報共有を図りながら業務を遂行している。学内ネットワークに集積されている機密性の高い情報資産を保護するため、不正アクセス防止のためのさまざまなハード面での対策を行うとともに、教職員向けに「危機管理『情報システム』マニュアル」という独立の危機管理マニュアルを作成し、個人情報の保護、情報資産の事故、システムダウンの各場面に教職員がどのように対応すべきかというソフト面での対策を講じている。

(b) 自己点検・評価に基づく課題

事務職員の SD 活動については、法人本部、中学・高校事務室を含めて異動する可能性があるため、原則として本法人に勤務する事務職員全体を対象とする SD 活動へと改善する必要がある。また、学外での各種研修会に参加する事務職員は多いが、その研修報告や参加記録が適切に蓄積されず、活用も図られてこなかった。平成 26 年度より各部署の管理職員が所属部署で年間に参加を予定している学外研修を人事部へ報告し、その内容を人事台帳へ記録し始めたところであるが、現在、新たな職員の人事考課制度の実施に伴い、規模を拡大した職員研修の実施が検討されている。今後は職員の研修活動を計画的かつ体系的に実施するとともに、研修成果が当該職員のみならず所属部署その他へ広くフィードバックされやすくなる仕組みを確立し、研修の意義を高めることが必要である。

基準Ⅲ-A-4 人事管理が適切に行われている。

(a) 自己点検・評価に基づく現状

平成 25 年度に類型化した本学の学園規範のうち、教職員の就業に関する諸規程は大区分で「人事労務」に分類され、さらにその中で「就業規則」「人事給与等」「服務等」「教員人事（大学）」「教員人事（大学院）」「教員人事（短大）」「教員人事（中・高）」の 7 項目の中区分に分けられて、体系的に整備されている。新任教職員に対しては新任者研修会で就業規則を配付・説明している。全ての専任教職員が閲覧できるスタッフネットには最新版の規範がアップされ、「学校法人目白学園就業規則」をはじめ労働基準監督署への届出を要する規範の改訂時には専任教職員全員に対する学内説明会を開催して改訂内容の周知を図り、意見聴取を行っている。事務職員の日々の勤怠管理はスタッフネットを通じて記録され、非管理職員本人及び各部署の管理職及び人事部によって各人の時間外労働の量及び内容が管理できるようになっている。

また、スタッフネットに「ハラスメント防止の心構え」をアップしたり、学外から専門家を講師として招き教職員向けのハラスメント防止研修会を行うなど、教職員による各種ハラスメントの防止に努めている。さらに、「心の健康づくり計画」に関する活動方針や計画、メンタルヘルスの相談機関に関する案内をアップして、教職員の精神疾患の事前予防等にも配慮している。

(b) 自己点検・評価に基づく課題

教職員のメンタルヘルスマネジメントについて平成 23 年度に法人全体での方針を定め、スタッフネットなどを通じて学内への問題意識の定着を図っているが、特に教員の場合は就業実態が個々の裁量に委ねられている部分が多いこともあり、周囲の教職員による配慮が難しい。また、万が一教員が精神疾患になった場合、単にキャンパスに出勤できるだけでなく、再び学生を前にして教壇に立てるまでは完全な復職を認めにくいいため、事前の予防や早期発見がとりわけ重要である。そこで、平成 26 年度からスタッフネットに「ストレスチェック」というセルフチェックシートを公開し、各教職員自身がメンタルヘルスについての自覚と予防意識を持てる環境をさらに向上させた。今後はこのセルフチェック等を通じた教職員への問題意識の周知や喚起の徹底、そして、万が一精神疾患と診断された教職員が出た場合の、復職に至るまでの支援体制等の整備が課題である。

[テーマ]

基準Ⅲ－B 物的資源

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約

本学のキャンパスには併設の大学、高等学校、中学校が共存しているため共用部分も多いが、併設の各学校に必要な校地面積、運動場面積を合計した面積を大きく上回る校地を有しており、また、校舎面積も本学専用に加えて併設大学との共用校舎面積が多くあり、校地、校舎とも設置基準を大きく上回っている。

校舎内には普通教室のほか、裁縫実習室、調理実習室、介護実習室、入浴実習室、洋菓子実習室、和菓子実習室、ロールプレイ室など各学科の学びの特色に応じた実習室とそれぞれの目的に応じた各室内の特殊な機材、それに製菓学科の実習授業で制作した菓子を授業の一環として実際に販売するための売店が設置されていて、各学科のカリキュラムポリシーの具現化を施設面から保障している。また、大学と共用している図書館は短期大学部として十分な広さや閲覧席数、蔵書数を有するとともに、17～19世紀のフランス菓子に関する稀覯本コレクションなど短期大学部の学科の特性に応じた教育・研究活動上の貴重図書を保有し、デジタル化と翻訳作業を進めている。

これらの施設設備は、さまざまな省エネルギー・省資源対策と両立させながら、「学校法人目白学園経理規則」や各種危機管理マニュアルを整備して、日々の点検や非常時に備えた訓練活動を行うことにより適切に管理している。コンピュータシステムについても、複数のネットワークの構築やヴァーチャル・プライベート・ネットワーク（VPN）の保護等さまざまなセキュリティ対策を施している。

(b) 改善計画

図書館の収蔵能力は直ちに限界を迎えるほどの切迫した状況にはないが、余裕がある近年のうちに除籍方針や保存期間の見直し、教職員や学生に役立つ形での有効な廃棄システムを考案しておく必要がある。

図書以外の資産管理に関して、固定資産の管理に関する「学校法人目白学園経理規則」に基づく別規程や貯蔵品に関する規定内容の不備については、同規則及びこれに基づく学園の資産管理体系を全体的に俯瞰して、規定相互の適切な関連性を維持しながら調整を図る予定である。

【区分】

基準Ⅲ－B－1

学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。

(a) 自己点検・評価に基づく現状

短期大学設置基準に定める校地面積は 4,400 m²であり、本学専用として計上している面積は 3,294 m²である。ただし、東京都新宿区に所在している本学のキャンパスには併設大学、高等学校、中学校が共存しており、設置学校ごとの厳密な区分は困難なため校地の多くは共用としているが、併設各学校に必要な校地面積、運動場面積を合計した面積を大きく上回る校地を有している。また、本学専用としている校舎面積は 2,745.45 m²であるが、大学との共用部分が 41,747.11 m²あり、本学及び併設大学に必要な基準校舎面積の合計を大きく上回っている。

運動場と体育館は新宿キャンパスのほか、岩槻キャンパスのグラウンドやテニスコートも短期大学部との共用であり、中学・高校の専用部分も合わせた運動場の面積は 27,151 m²、体育館の面積は 4,636.7 m²に及び、いずれも十分な広さを有している。本館、1号館、3号館、4号館、7号館、10号館の各校舎及び図書館で校舎出入口の自動ドア化やスロープの設置、校舎内へのエレベータや身体障害者用トイレ、中講義室以上の教室へのスロープの設置などによりバリアフリー化を図っている。各校舎の階段に手摺りを設けているのも、施設上のバリアフリー化の一環である。

これらの校舎で各学科のカリキュラムポリシーに基づく授業を行うため、それぞれの学科の特性に合わせた特色ある教室を有し、機器・備品を整備している。教室等は全て併設の大学と共用している。特に共用度が高い新宿キャンパス所在の校舎における種類の内訳は以下の通りである。

講義室	演習室	実験実習室	情報処理 学習室	語学学習施設
73	18	14	10	3

各学科の一般的な講義形式の授業で使用する大・中・小の講義室には、液晶テレビやスクリーン、ワイヤレスマイクを設置している。平成 25 年度には 10 号館 4 階と 5 階の両フロアへ、各教室で使用できる電子黒板を 1 台ずつ新たに設置した。同年度に 10 号館 2 階に開設した学習支援センター内にも電子黒板 1 台を設置している。

さらに生活科学科では、ファッションフィールドの「衣生活実習」、住まいとインテリアフィールドの「リビングデザイン演習」、「インテリアプランニング演習」及び同フィールドの「生活科学セミナーⅠ・Ⅱ」（平成 26 年度からインテリアフィールドに変更され、「インテリアプランニング演習」は閉講）、及び介護福祉コースの「生活科学実習Ⅱ（被服・住居）」などの実習授業を行うために、1号館 3階に裁縫実習室を有している。室内には独自の備品としてミシン、アイロン、トルソー、コスメ用トレイ、洗濯機（全自動・2槽式）、乾燥機、製図板、一面鏡などを設置している。同じく 1号館 3階には、フードフィールド

の「調理実習Ⅰ・Ⅱ」や介護福祉コースの「生活科学実習Ⅰ（栄養・調理）」などの授業を行う調理実習室を設けている。和・洋・中華の各種調理のほか、介護食や乳幼児食の調理もここで行う。試食講義室と調理準備室も隣接していて、平成26年度からは「食空間コーディネーター」の演習でも試食講義室を活用している。室内にはガスオープン付き調理台、業務用冷凍冷蔵庫、業務用冷凍庫、テーブル型冷蔵庫（師範台・作業台兼用）、包丁まな板殺菌庫、製氷機、オープンレンジ、レオメーター等の専門機器のほか、学生に教員の作業の様子がよくわかるようにするための教示ミラーが設置されている。

生活科学科介護福祉コースで「介護技術Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」（平成26年度からは「生活支援技術Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」）の演習授業を行うための施設として、10号館6階に大学の人間福祉学科と共用する介護実習室と入浴実習室を設けている。両室内に備え付けている専門機器は、それぞれ以下の通りである。

【介護実習室・入浴実習室内の教育用機械器具及び模型】

介護実習室		入浴実習室	
実習用モデル人形	2体	ストレッチャー	5台
人体解剖模型	1体	特殊浴槽（気泡装置付）	1槽
人体骨格模型	1体	簡易浴槽（硬質・軟質）	2種・2槽
人工呼吸訓練人形	1体	家庭浴槽	1槽
ギャッチベッド（電動）	5床	その他	
ギャッチベッド（手動）	5床	ゲート型ストレッチャー	1台
車椅子	5種 20台	簡易移動シート	10個
床走行式電動介助リフト	1台	担架（特別・簡易浴槽用）	1台
さしこみ便器	2種 17器	洗濯機（乾燥機）	2台
尿器	2種 20器	調理器具一式	6組
ポータブルトイレ	4種 11台	家庭用ミシン	15台
T字杖	2種 3本		など
松葉杖	2種 2本		
ロフストランドクラッチ	2本		
多点杖	3種 3本		
盲人安全杖（普通）	2種 17本		
盲人安全杖（携帯用）	2種 7本		
点字器（標準・携帯型）	2種 53器		
視聴覚機器	一式		
障害者用調理器具・食器類 （01302-Bに設置）	2種 2組		
和室用寝具	一式・2組		

製菓学科では、1号館2階に製菓実習室2室、2階と3階に学年別の専用ロッカー兼更衣室を各1室、それに1階に菓子販売所を設置している。製菓実習室1は「洋菓子実習室」という別称を持ち、主に洋菓子関係の実習全般と「製パン実習」で使用している。2の別

称は「和菓子実習室」で、主に和菓子関係の実習全般で使用している。それぞれ専用の倉庫を併設しているほか、室内には以下の大型機器が設置されている。

【「製菓実習室 1」(洋菓子実習室) 内の主な大型機器】

上部反射鏡付教師用作業台	IH コンロ 1 口・ガスコンロ 2 口、大理石板、シンク、埋め込み一体型	1 台
学生用作業台	IH コンロ 2 口、大理石板、シンク、埋め込み一体型	10 台
デッキオープン	3 段式の業務用大型オープン	2 基
コンベクションオープン	天板 4 枚差し・ファン対流式オープン	2 基
ドゥーコンディショナー	業務用パン生地発酵器	1 基
オープンレンジ		4 台
冷蔵庫	容量 1,065ℓ・4 枚扉 業務用冷蔵庫	2 基
コールドテーブル	容量 324ℓ・2 枚扉 冷蔵機能付き作業台	2 台
急速冷凍庫	3 枚扉 業務用ショックフリーザー	1 基
冷凍庫	容量 1,065ℓ・4 枚扉 業務用冷凍庫	1 基
冷凍ストッカー	上開き扉 業務用冷凍庫	2 台
製氷機		2 基
ミキサー	30 コート業務用大型ミキサー	1 基
リバースシーター	電動圧延機	1 基
アイスクリーマー	1.5ℓ 小型アイスクリーム製造機	1 基
食器洗浄機		1 基

【「製菓実習室 2」(和菓子実習室) 内の主な大型機器】

シンク	5 蛇口集合大型シンク	1 基
ガスコンロ	1 口ガスコンロ	10 台
上部反射鏡付教師用作業台	ガスコンロ 2 口一体型	1 台
学生用作業台	可動式作業台	10 台
デッキオープン	3 段式業務用大型オープン	1 基
オープンレンジ		1 台
冷蔵庫	容量 1065ℓ・4 枚扉 業務用冷蔵庫	1 基
冷凍庫	容量 1065ℓ・4 枚扉 業務用冷凍庫	1 基
餡練り機 (大)	容量 54ℓ 業務用	1 基
〃 (小)	容量 12ℓ 業務用	1 基
餅つき機	容量 3.6kg 業務用	1 基
蒸し器	10 段刺し大型スチーマー	1 基
電気式火床	銅板付どら焼き焼成機	11 台

また、実習授業で製作した和菓子・洋菓子を「販売実践」の授業の一環として実際に販

売するための売店を、1号館1階に設置している。新宿区保健所長による営業許可を取得しており、概ね授業期間中の1ヵ月に1回、昼休みに学生が販売を担当する。菓子販売用の設備として、冷蔵ショーケース1台、木製特注レジ台を1台、手洗い用シンクを1基設置している。

ビジネス社会学科では、「秘書実務」「秘書演習Ⅰ・Ⅱ」などロールプレイを実施する科目や「ビジネス社会セミナーⅠ・Ⅱ」などグループワークを必要とする科目で1号館5階のロールプレイ室を使用している。室内には、演習の様子を後から確認するための記録用として天井付きHDカメラとDVDレコーダー、液晶テレビなどを設置している。

本学の図書館（図書室）は新宿キャンパスのほか、岩槻キャンパス及び国立埼玉病院キャンパスにも開設されており、両図書館・図書室も短大生が入館や取寄せサービスによって利用できる。その面積は合計4,393.13㎡である。併設する大学と共用しており、短期大学部の図書館として十分な広さを有している。短大生が主に利用する新宿キャンパスの図書館は体育館、講堂との複合施設であるが、他の施設の騒音の影響を受けない構造となっており、図書館らしい静寂に包まれている。平成25年度の新宿図書館における短大生の入館者数は延べ5,451名、貸出冊数は1,199冊であった。

3図書館（図書室）の蔵書合計は平成26年5月1日現在329,343冊で、学内のどこからでも蔵書検索、データベース（国内9種・国外11種）検索、資料の取寄せができる。そのうち、新宿図書館の平成26年5月1日現在の蔵書内訳は以下の通りである。

図 書	247,165 冊（うち洋書 22,295 冊）
学 術 雑 誌	491 種（うち外国語 156 種）
AV 資 料	6,975 タイトル

新宿キャンパスの図書館は、2階構造の本体部分とこれに隣接する4階建てのアネックスも含めて、館内の座席数は519となっている。その内訳は1階閲覧スペースに126席（パソコン室の56席を含む）、2階の閲覧スペースに240席、1階奥の集密書庫スペースに29席、アネックス内に124席である。パソコン室にはデスクトップ式パソコン11台、貸出用ノートパソコン20台を設置している。視聴覚資料・AVコーナーには通常のモニター8台、DVD・ビデオデッキ12台のほかに、弱視や高齢の利用者向けに卓上型カラー拡大読書器1台を設置している。

選書方法は、学生数を基盤とした算出方法に基づき各学科に配分された予算の範囲内で、各学科の教員が委員を務める図書委員会での承認に基づき、各学科に専門図書の選定を委ねている。基本的な参考図書、一般教育図書については図書館共通の予算枠を設けて、教員の助言を受けながら図書館で選定している。この図書館共通の予算に基づく購入書籍には貴重図書を含んでおり、製菓学科関係の17～19世紀のフランス菓子に関する稀覯本コレクションなどがこれに当たる。現物での取扱いを避けつつ自由に利用できるようにデジタル化し、翻訳作業を進めている。そのほか、学生リクエストによる購入希望を随時受け付けている。逆に、年1回の蔵書点検によって所在が確認できない状態が3年続いた場合、汚損や破損が激しく使用できない場合、複数所蔵する同一の実用本で経年により複数冊を所蔵する必要性がないと認めるに至った場合などは、「学校法人目白学園図書資料収集管理

規程」に基づき除籍の手続きを執った上で、現物は廃棄している。年間を通じて購読している雑誌は製本して長く保存するもの、利用の都合上製本はしないが廃棄せずに長く保存するもの、保存期間（5年・3年・2年・1年）を決めて廃棄するものなどさまざまである。現時点では、収蔵スペースの限界を理由とする除籍は行っていない。

新宿キャンパスの図書館は授業期間中の平日は9時から21時まで、土曜日にも9時から17時まで開館している。授業がない平日夜間や土曜日にも開館することで、学生や教職員の利便を図っている。

(b) 自己点検・評価に基づく課題

併設する大学と大半の施設や設備を共用しているメリットを活かして、短期大学部としての学生数、教職員数に対して十分な物的資源を整備、活用していると認識している。強いて言えば、図書館について本学は蔵書数、入館者数、貸出冊数などで評価するばかりでなく、最新の論文データを必要とするケースなどにも対応すべく、図書にこだわらない柔軟な視野で蔵書方針を立てていくことも必要であると考えている。これは、増え続ける資料に対して収蔵能力に限りがあることとも関係がある。除籍方針を確立すること、購読雑誌の保存期間の見直しや保存期間の根拠を明確にすること、そして廃棄する場合もただ処分するのではなく、教職員や学生に役立つ形での有効な廃棄システムを考えていかなければならない。

基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。

(a) 自己点検・評価に基づく現状

固定資産の管理及び処分については、寄附行為第5章「資産及び会計」をはじめとする各条で基本財産の処分等に関する理事会及び評議員会での手続きを定めるほか、「学校法人目白学園経理規則」第5章「固定資産会計」の中で規定している。また、同規則は第6章「物品会計」で固定資産以外の用度品及び消耗品の処分や貯蔵品の管理について規定している。これらの規程に従い、固定資産台帳に基づく現物照合や貯蔵品台帳に基づく現物棚卸がいずれも毎年1回以上行われ、その結果は財務担当理事に報告されている。貯蔵品については、全ての部門で日々消費する全ての消耗品についてまで貯蔵品台帳への記録やそれに基づく定期的な現物棚卸を行うのではなく、岩槻キャンパスに開設している目白大学耳科学研究所クリニックでの医薬品等、厳正な管理を要する性質の物品について貯蔵品処理を行い、貯蔵品台帳に記録している。その現物棚卸の結果は同規則に従い、台帳の管理部署から毎年1回、財務部に報告されている。

キャンパス全体の火災・地震対策は、「危機管理『防災』マニュアル」に事前予防策と災害発生時、発生後の各場面における詳細な行動マニュアルを定めている。このマニュアルには自然災害や事故だけでなく、不審者侵入への対応等を定めた「学園内の安全確保（防犯）」の項目も設けてあり、本学の防犯対策の基本方針となっている。このマニュアルを全ての教職員がスタッフネットからダウンロードして各自印刷し執務机と自宅に1部ずつ備置すべきこととして、その存在と内容の周知徹底を促している。また、キャンパス内は専門の警備会社に委託して常時巡回警備を行うとともに、事務職員も校舎内を適宜巡回して防犯に努めている。

学生向けに毎年10月、新宿消防署落合出張所の協力を得て、グラウンドで消火器を使用した消防訓練を実施している。諸設備の点検は「危機管理『施設設備』マニュアル」で「予防点検」の対象設備、点検箇所、点検内容を詳細に定めて法定の頻度で定期点検作業を行うとともに、異常発生時の予想被害や初期対応、復旧対応についても設備ごとに細かく定めて万全を期している。電気関係全般の大規模点検は、毎年8月中旬の一斉休業期間中にキャンパス内を一斉停電させて実施している。

コンピュータシステムのセキュリティ対策として、基幹業務、教育研究業務、学生の調査用にそれぞれ別のネットワークを堅牢に構築して機密性の高い情報資産の不正アクセスを防止していること、また、学内の個人情報を含む情報資産の参照についてはドメインアカウントとパスワードでアクセス権を制御していること、学外からの不正アクセスはファイアウォールで遮断していることなどが挙げられる。学外から学内ネットワークにアクセスできる者は学生や教職員に限定し、ヴァーチャル・プライベート・ネットワーク（VPN）の保護の下で、学内から学内サーバーにアクセスする場合と同等のセキュリティを維持している。

省エネルギー対策としては、校舎の空調施設への集中制御方式の採用、LED照明、人感センサー、自動調光システムの設置、ヒートポンプ式給湯器や氷蓄熱システムの導入を推進している。省資源対策としてはゴミの分別回収、再生紙の利用、空き缶回収装置の設置、雨水を再利用する中水道システムの導入等が挙げられる。また、10号館の屋上緑化、4号

館前へのビオトープ（生物社会の生息空間）の造成、キャンパス内の 700 種に及ぶ樹木の管理、石畳への透水性インターロッキング（雨水を地中に放出してキャンパス内の樹木の育成を助ける）の採用によってキャンパス内の緑化を図り、グラウンドの砂埃対策として海水にがり主成分の撒布剤を使用したり学内で使用する石鹼に天然石鹼を用いるなどして、施設・設備面から地球環境保全に配慮している。

(b) 自己点検・評価に基づく課題

固定資産の管理に関して「学校法人目白学園経理規則」第 39 条第 1 項は、「寄附行為によるほか、別に定めるところによる所定の手続によらなければならない。」と定めている。また、同規則第 41 条は固定資産の処分に関しても「寄附行為によるほか、別に定めるところにより所定の手続によらなければならない。」としている。しかしながら、いずれについても所定の手続きが整備されておらず、寄附行為の定める基本的な手続きに従って管理・処分を決定している。実際の維持管理行為自体は適切に行われているが、手続きの整備が不十分である点については今後の対応を要する。

固定資産以外の資産に関して、同規則第 47 条は、貯蔵品台帳に記載して定期的な現物棚卸を行う等の管理手続きを要する「貯蔵品」の定義を「用度品及び消耗品についての物品管理上の総括名称」と定めるが、日々消費する全ての消耗品を実際にこの「貯蔵品」として扱うことは資産管理上の実態にそぐわず、現に学園内の全ての部門でこの規程通りの貯蔵品管理を実施できているわけではない。この点はむしろ、当該規則の「貯蔵品」の定義を実態に即した内容に改めることで、学内規範に従い適切な資産管理を行う態勢を整える必要がある。

【テーマ】

基準Ⅲ－C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約

学内の情報ネットワーク基盤及び授業以外で使用するパソコンは原則として情報システムグループが管理しつつ、授業支援を目的とした専用ウェブサイトや学生用ファイルサーバーなどの管理運用、及び授業で使用するパソコンの管理は情報教育研究室も携わっている。また、短期大学部全体の情報教育に関するカリキュラムの設定、情報資産の企画や構築は情報教育委員会が行っている。

授業支援を行うスタッフに対しては情報教育委員会が、教職員に対しては情報システムグループや目白大学教育研究所が業務上の講習会を開催するなどして、最新技術の共有を図っている。学生に対しては、全学科に共通する基礎教育科目の「情報リテラシー」という科目区分を設け、特に入学直後の1年次春学期に開講する「情報活用演習Ⅰ」は極力全ての学生の受講を促して、本学の情報環境やその活用方法、さらに情報倫理に関する指導を行っている。学内では複数の校舎に学生が自由に使用できるインターネット空間を設け、ハードウェア・ソフトウェアともに最新の状態を保持するとともに、情報機器の授業での活用を促進するため教員向け貸出用タブレット端末を多数用意するなど、学内の情報環境の向上に努めている。その一方で、退職した教員が研究費で購入して本学に残した情報機器類の一部を平成25年度から大学事務局で有効活用する措置を始めており、今後はその転用範囲を教員の教育・研究活動にも有効に拡大できるかどうかを検討課題となっている。

(b) 改善計画

学内の情報環境を常に最新の状態に保つためには一定の予算が必要である。そのためには安定的な学生確保と並んで経費節減や有効な資産活用を図ることも重要であり、研究費で購入された情報機器類の事務局への転用はその一例である。今後は、事務局の備品への転用以外に有効な用途があるかどうかについてもさらに検討する必要がある。

【区分】

基準Ⅲ-C-1

短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。

(a) 自己点検・評価に基づく現状

学内の情報インフラの基幹部分に当たる無線 LAN を含むネットワークの管理運営は、情報システムグループが担当している。その上で、授業支援を目的としたウェブサイト「WebCom」や学生用ファイルサーバーなどについては情報教育研究室が管理運用に携わっている。この学生用ファイルサーバーは、学内のどこからでもアクセスが可能で、学生に個別のアクセス権を付与して卒業まで利用できるようにしている。新宿キャンパスには1号館1階に「メディアプラザ」、10号館2階に「ネットカフェ」という名のパソコン共用空間を設けて学生が自由に利用できるようにしているほか、1号館5階に開設されている各パソコン演習室は、授業で使用されていなければ学生が教室内のパソコンを利用できる。

情報教育委員会は本学の情報教育に関するカリキュラムの設定、情報資産の企画や構築を、情報教育研究室は演習室に設置されているパソコンや「WebCom」など専用サーバーの管理を担っている。「WebCom」は学生向けの告知や授業資料の配付、学生によるレポートの提出、教員によるレポート評価、学生同士の相互評価、学生から教員への質問、教員による学生対象アンケート等、授業中及び授業時間外での学生と教員のコミュニケーション機能を持つシステムである。また、同室は学生向けの情報教育に関する全学共通テキストを毎年作成しており、このテキストは情報システムグループが実施する教職員向け ICT トレーニング講習にも活用している。

同室で授業支援を行うスタッフについては、技術的資源が属人化し過ぎないように、情報教育委員会が統括して勉強会を開催するなど、常に新しい技術を共有するように心掛けている。同室スタッフ以外の教職員に対しても、目白大学教育研究所が ICT の授業への活用を図るための新たな e ラーニングシステムを開発・提供したり、ICT 教育関係の講習会を毎年開催している。平成 25 年度は本学独自の e ラーニングシステム (MELS) の効果的な利用に関する「MELS 勉強会」を7月に実施し、大学・短大の教員が合同で参加した。

本学では全学科に共通する教育課程編成・実施の基本方針の一環として、基礎教育科目に「情報リテラシー」という科目区分を設け、情報教育委員会がその具体的な授業運営を担当している。この区分に属する授業のうち、入学直後の1年次春学期に開講する「情報活用演習Ⅰ」で、本学の情報環境やその活用方法について情報倫理とともに指導している。1年次秋学期開講の「情報活用演習Ⅱ」及び2年次秋学期開講の「情報応用演習」では、タブレット端末等の新しい技術を積極的に導入し、常に情報機器に関して技術的な向上を図っている。「情報活用演習Ⅰ・Ⅱ」はいずれか1科目の選択必修であり、「情報活用演習Ⅰ」は全学生に対して極力受講するように促している。これらの授業は、1号館5階のパソコン演習室を利用して実施している。

平成 25 年度末時点での新宿キャンパス各施設における情報環境は以下の通りである。

名称	場所	PC 台数	OS	備考
パソコン演習室	1号館5階	263	Windows7 Windows8.1	Windows7 (1503教室、1505教室)
メディアプラザ	1号館1階	64	Windows7 Windows8.1	Windows7 (33台) Windows8.1 (27台)
ネットカフェ	10号館2階	37	Windows7	無線LANの利用可
一般教室	10号館(B1、1、2、3、 9階)、1号館(2、3階)	—	—	無線LANの利用可
LL教室1 (1400教室)	1号館4階	56	Windows7	LL授業専用
LL教室2 (1403教室)	1号館4階	28	Windows7	LL授業専用
新宿図書館	1階閲覧室(PC室)	11	Windows8.1	ノートPCの貸出有 (20台Windows8.1) 無線LANの利用可
	2階閲覧室	—	—	無線LANの利用不可
	2階学習室	—	—	

このほか情報機器の授業での活用を促進するため、貸出用として情報教育研究室に iPad を 40 台、Surface Pro を 40 台、2号館2階の教育研究所に iPad を 44 台、FMV - Stylistic Q702 を 25 台、さらに平成 25 年度から 10号館2階に新設した学習支援センターに Surface Pro を 20 台用意している。これらの情報環境を活用することで、授業内容に新たな情報技術が必要な場合が生じても適切に対応して効果的な授業を行えるようにしている。

以上の施設のうち、パソコン演習室には授業期間中はスタッフが終日待機し、授業課題の質問や情報機器の製作に関する質問を受けている。また、メディアプラザでは授業期間中の午前中に限り情報システムグループのスタッフが常駐しているほか、不在時及びネットカフェで問題が発生した場合には情報システムグループに設置されたヘルプサービスが連絡を受けて対応する態勢を整えている。このヘルプサービスは教職員にも対応している。パソコンなどの情報機器やアプリケーションの整備は、全学の中期計画に従いつつ、各学科の教育課程編成・実施の方針に基づく要望、社会的な情報環境などをも考慮して随時そのロードマップを見直し、情報教育委員会と情報システムグループで年度ごとの維持整備計画と予算を策定して実施している。学内の情報ネットワーク基盤及び授業以外で活用されるパソコンについては情報システムグループが、授業で使用するパソコンについては情報教育研究室が、それぞれ常時調整・維持するとともに、春と夏の年2回、授業期間外に一斉点検を実施している。

ハードウェア及びソフトウェアは「最大限最新の状態に保持する」こととする「学校法人目白学園情報環境管理ならびに利用に関するガイドライン」に基づき、情報システムグ

グループと情報教育委員会によって常に質の向上・充実を図っている。本学に有効な新技術は、学内の委員会や教職員の提案を受け、試験的導入から実用までの制御を情報システムグループ及び情報教育研究室が担当している。

(b) 自己点検・評価に基づく課題

学生に学習成果を獲得させるための技術的資源としての情報ネットワークシステムは概ね適切に管理・運営されていると考えるが、パソコンをはじめとする情報機器や設備は、ソフトウェアの頻繁な更新等により更新を要するまでの期間が短くなりつつある。常に最新の情報環境を学生に提供し続けるためには一定の予算の確保が必要である。

また、退職した教員が研究費で購入して本学に残した情報機器類の中には、まだ十分に業務上使用できるものも少なくない。平成 25 年度からはこれらの中古機器の一部を大学事務局で有効活用するなどの措置を始めたところであり、今後はその転用範囲を教員の教育・研究活動にも有効に拡大できるかどうかについても検討する必要がある。

【テーマ】

基準Ⅲ-D 財的資源

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約

平成 25 年度までの過去 3 年間の消費収支差額は、法人全体でも短期大学部門でも黒字を維持している。学生募集の結果が好調な併設大学と諸施設や事務局機能を共有していること、新たな借入金に依拠せず堅実な資金運用を行っていることなどが、好調な財政の一因である。ただし、短期大学部では所定の学生収容定員を充足しておらず、学生確保が重要な課題となっている。

財政状況が健全であることから短期大学部の教員の定数は現状を維持しつつも、将来の学園運営を安定的に行うため、職員の人事考課に関する新たな制度や教員の人事考課に関する中期計画を策定している。また、新たな校舎建築等の施設面に関する将来の計画を着実にを行うため、平成 25 年度から第 2 号基本金への組入れを開始している。さらに、恒常的な財政の安定を図るため、毎年の学納金の見直し、科学研究費をはじめとする学外からの研究資金獲得とそのための学内支援を実施している。学納金の引下げや学外研究資金の獲得、寄付金募集の強化が当面の検討課題として挙げられる。なお、これらの学園の詳細な経営情報はスタッフネットに公開し、教職員が経営に関する危機意識を共有できるようにしている。

(b) 改善計画

短期大学部で定員割れを起こしている現状を改善するため、平成 25 年度から、まず AO 入試について選考日の再考やエントリー手続きの簡略化、選考方式の選択制を導入したところ、製菓学科とビジネス社会学科で平成 26 年度の入学者が前年度より増加した。平成 27 年度入試では大学入試センター試験利用入試を新たに導入するとともに、減収による学園財政への影響等を総合的に考慮した上で、平成 27 年度入学から入学金を前年度より 10 万円引き下げることを決定した。また、専門分野の類似性が強い併設大学の各学部・学科との併願を勧める受験生向け広報活動を強化するなどの学生募集活動を展開している。これらの諸施策を通じて、AO 入試に限らず全ての学科のあらゆる入試形態において受験者の増加を図り、学生確保を実現していく計画である。

学園全体の寄付金募集の強化については、現状では卒業生との連携強化を将来的な検討課題として挙げるに留まっている。科学研究費など学外の研究資金の獲得を増加させるため、研究支援グループによる直接的な支援策を引き続き推進する。また、学外からの研究資金の獲得実績を上げるには、短期大学部教員の校務負担が併設の 4 年制大学教員に比べて相対的に多く、研究活動に充当する時間的制約が多い現状を改善することとも関係している。この点については、中期計画に掲げられている教員の人事制度や校務の在り方そのものの見直しと合わせて検討しなければならない。事務職員の人事考課制度は新たに平成 26 年度から施行されることとなっており、制度の継続性と安定性を確保するため、経年の実施結果を踏まえて 3 年後を目途に見直しを行う予定である。

【区分】

基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。

(a) 自己点検・評価に基づく現状

平成 23 年度から 25 年度までの過去 3 年間にわたり、法人全体だけでなく短期大学部門単独でも消費収支差額は毎年黒字を維持している。短期大学部の収容定員充足率は 0.84 倍にとどまっておりますが、併設の大学は学生募集の結果が概ね好調であり規模も大きく、この大学と諸施設や事務局機能を共有していることが、短期大学部門単独でも黒字を続けている主たる要因であると考えています。

借入金はや予定通り返済が進んでおり、新たな借入れは発生していません。現預金を含めた流動資産は増加しており、貸借対照表の状況は健全に推移しています。退職給与引当金は目的通り 100%引き当てています。資産運用は「学校法人目白学園資金運用規則」に則り、ハイリスクな運用を行わないようにしています。教育研究経費は過去 10 年間、帰属収入の 20%を超えています。教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分は、各予算部門からの予算要求に対して意見を聴取した上で部門別収支を考慮しつつ実施しています。以上の諸事情から判断すれば、短期大学部の存続を可能とする財政が維持されていると言える。

(b) 自己点検・評価に基づく課題

平成 25 年度の収容定員充足率は生活科学科が 1.11 倍と堅調であったものの、製菓学科が 0.73 倍、ビジネス社会学科が 0.64 倍とそれぞれ所定の収容定員を充足できず、本学全体で 0.84 倍にとどまり妥当な水準に達しているとは言えません。平成 25 年度は受験生確保の対策として、まず AO 入試の選考日の再考やエントリー手続きの簡略化、選考方式の選択制を導入したところ、同入試による入学者数が製菓学科では平成 24 年度の 31 人から 34 人へ、ビジネス社会学科は平成 24 年度の 14 人から 23 人へと、それぞれ増加しました。今後は他の入試方式の改善や広報活動の強化などを通じて、各学科が全体の定員確保にしっかりと努める必要がある。

基準Ⅲ-D-2

量的な経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。

(a) 自己点検・評価に基づく現状

本学の将来像は、平成 22 年度に本法人が策定した第 2 次目白学園中期計画「目白 Quality Education の進化」の中で「教養ある職業人の育成」と「実務教育・職業教育の充実」の 2 つを柱とする「新時代の短期大学像の確立」という独立項目を設けて明確にしている。この中期計画は平成 27 年 3 月が当初の満了期限であったが、時勢の変化並びに本学の現状に迅速かつ柔軟に対応すべく、その満了を 1 年前倒しして新たに第 3 次中期目標・中期計画を策定し、平成 26 年度からスタートしている。この中で、教育・研究・管理運営の各場面における学園全体の中期目標・計画と関連付けながら、中期計画を確立している。この内容は本学の所属教員が自ら検討・作成した目標・計画案を極力尊重しており、学園全体の中で本学の経営上の客観的な分析を踏まえつつ、教学面での現状をも適切に反映した実践的な計画となっている。

経営計画において財政上重要な学納金の算出に際しては、入試広報部による本学の募集状況分析や競合する他大学との比較分析の結果を財務部門と共有し、熟慮を重ねた上で見直しの検討を毎年行っている。また、平成 24 年度より大学事務局に研究支援グループを新設し、大学と共同で行う全学 FD 研修会での科学研究費獲得教員による研究成果報告、科学研究費審査員経験者によるアドバイザー制（相談と申請書の推敲）の導入、前年度不採択者への審査指摘事項の傾向分析とその結果周知、科学研究費申請のための学内助成制度としての特別研究費制度の実施など、学外からの研究資金獲得を強化するための諸施策を推進している。

本学としては収容定員を充足していないものの、財政状況は健全であることから、本学の教員の定数は現状を維持しつつ、学科ごとの収支を分析してそれに見合う経費の配分を行っている。また、今後の中長期的な校舎建設計画の実現を資金面から裏付けるため、平成 25 年度決算より毎年度 2 億円を第 2 号基本金に組み入れることとした。これらの学園の経営情報について、資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表に詳細な説明を加えた上で小科目まで含めてスタッフネットに公開し、教職員が経営に関する危機意識を共有できるようにしている。

事務職員に関する人事制度について、平成 23 年度から人事考課システムの抜本的な見直しを進めてきた。平成 26 年度から施行する「学校法人目白学園人事考課規則」を平成 25 年度に策定して、職員としての中長期的な職能開発や適正配置など、適切な人事計画のための制度的基盤を整えたところである。教員については、第 3 次中期目標・中期計画において、併設の大学所属教員に関して「人事制度について改善を図る」との独立した中期目標を掲げ、これに基づく全学的な中期計画として昇任・昇給システムの明確化、教員評価制度の確立、有期雇用制度の在り方の検討が挙げられている。この全学的な中期計画・中期目標は本学も大学と同時に進めることを原則としていることから、本学の教員の人事計画もこの中期計画・中期目標を基盤に今後の具体的な施策が検討されることになる。

(b) 自己点検・評価に基づく課題

経営計画の根幹を成す財政面に関して、本学は首都圏の競合他大学と比較して学納金が高いとの入試広報部による分析を受けて、学園財政への影響等も総合的に考慮しつつ、学生募集対策の一環として平成 27 年度より入学金を引き下げることとしている。

科学研究費等の外部研究経費の獲得実績は、併設の 4 年制大学と比べて少ない。科学研究費を中心とする学外研究資金の獲得実績を向上させ、産学連携による外部資金や支援の獲得強化策を具体的に講じることが必要である。寄付金の募集についても、卒業生との連携を具体的に進めるなどの方策によって実績を上げる余地はまだ十分にあると思われる。

人事面においては、事務職員については平成 26 年度施行の人事考課規則を基盤としつつ、計画的な人事異動と体系的な職能研修を実施してその定着を図ること、及び教員の人事制度について中期計画・中期目標に基づき、併設の大学部門と共同で全学的に具体的かつ実行可能な改善策を確立することが当面の課題である。教員人事の在り方については、現在は併設の大学と共通する中期目標において検討事項が整理された段階であり、今後、具体的な検討を進めるにあたって、本学園の財政状況や学生確保の状況を常に念頭に置きながら現実的な制度設計を行うことが必要である。

基準 IV

リーダーシップとガバナンス

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

(a) 基準Ⅳの自己点検・評価の要約

本学園では理事長は本法人を、学長は本学を、いずれも豊富な経験や識見に基づきリーダーシップを発揮して運営している。また、理事長の判断に基づく本法人の運営を適切ならしめるため、理事会や評議員会の運営、並びに監事の業務の適正や実質化を確保するとともに、財務情報等に関する積極的な情報公開を実践することで、社会一般からの公正な批評に耐えうる健全な運営が行われるための機関構造面からの保障を図っている。教学部門の適切な運営を確保するための体制も概ね整っているが、平成 26 年度から新たな学長が就任し、同時に教授会をはじめとする教学部門全体の運営方式が大幅に変わったことから、新学長による新たな運営方式の早期定着を図ることが重要である。

(b) 基準Ⅳの自己点検・評価に基づく行動計画

理事長のリーダーシップが適切に発揮されるためには、教学部門で始まった短期大学部単独の教授会をはじめとする新たな運営体制が定着し、その仕組みの下で学長が適切な教学運営を行い、理事長と学長が緊密な連携を維持する必要がある。理事長と学長の連携は定例の理事会等の機会だけでなく、随時に闊達な意見交換を行うよう両者並びにその周辺スタッフが心がけなければならない。

新たな教学運営方式の実践によって新たに生じる課題に対しては、その都度、運営方式全体の構造にも配慮しつつ地道に解決していくのが最良の道である。今後も、学内のネットワークシステムやソフトウェアの実情と、学内の教職員が共有すべき情報とは何かという根源的な問題意識とを総合的に考慮して、教授会の審議状況等につき適切な情報配信を実践していく。

本学教員の校務負担が大きいのは、併設する 4 年制大学の各種委員会と短期大学部の委員会が合同になっていることも一因である。今後は、単に負担の過大性を強調するだけでなく、本学教員の効率的な校務分担を目指す具体的な改善案を策定して実行に移すべく、本学の内部で意見交換を重ねていきたい。

業務の監査については、監事への資料提供の頻度向上を実践に移したところであり、今後は財務監査の場合と同様、本学園の担当者や責任者と監事との意見交換の定例化を図りたい。卒業生との連携による寄付金の募集強化は、本学の卒業生団体である校友会との意見交換等を通じて本学の実態に即した制度設計を目指したい。

【テーマ】

基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約

理事長は文部行政での豊富な経験を持つとともに、本学園の理事・評議員として本学固有の建学の精神や教育方針にも精通しており、学内外の諸規範や学内諸機関の意思決定、及び学園経営上の諸事情を踏まえて適切な学園運営を行っている。その理事長の経営判断を支える理事会は年間を通じて定期的に開催されており、多様な人材で構成される理事間での審議を経て、学園経営上の諸事項が適切に機関決定されている。

ただし、理事長と学長の兼務体制が平成 23 年まで約 22 年続いた本学では、兼務による教学部門と法人部門との必然的な一体運営の当然視や、前学長（平成 26 年 4 月より学事顧問）が学外でのさまざまな要職を長期にわたり務めてきたことによる属人的な人間関係や識見への依存意識が全学的に高く、学園運営の随所にその影響が及んでいた。従来方式のメリットは活かしつつ、新たな学長による新たな教学運営体制が定着し、理事長が適切なリーダーシップを発揮できる環境を整えることが今後の課題である。

(b) 改善計画

平成 26 年度より新しい学長の下での新しい教学運営体制がスタートした。新たな体制の下での機関決定を踏まえた学長が理事長との緊密な連携を維持することが、理事長による適切なリーダーシップの発揮のためには不可欠である。そのため、まずは新しい教学運営体制の早期定着を図り、理事長と学長、法人本部と本学との有機的連携を目指して努力することが肝要である。

【区分】

基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。

(a) 自己点検・評価に基づく現状

平成 23 年 5 月に就任した現理事長は、昭和 37 年に文部省（現在の文部科学省）に入省し、文教施策の企画立案について多方面にわたって担当し、文化庁次長、文部省官房審議官、高等教育局私学部長及び体育局長の要職を歴任した。とりわけ、平成 2 年 7 月から同 3 年 6 月までは高等教育局私学部長として各学校法人を監督する立場にあり、数多くの学校法人の経営者又は大学長・短期大学長など教育実践の責任者と接しながら文部行政に携わったことから、学校法人のよって立つ建学の精神及び教育方針・目的については極めて造詣が深い。本学園においても、理事長就任以前の平成 6 年 4 月から本学園理事・評議員として本学園の運営に長く関わっており、本学の建学の精神及び教育方針・目的等を十分理解している。さらに、今後の社会情勢等の変化に対応して本学園が設置する学校を引き続き発展させることに積極的に取り組むため、平成 26 年度から向後 5 年間にわたる第 3 次中期目標・中期計画を平成 25 年度中に策定し、学園及び各学校を挙げてその実施を目指すことを推進するなど、学園の発展に寄与できる者である。

理事長は寄附行為第 12 条に基づき本法人を代表し、その業務を総理する者として、本学園の経営及び本学園が設置する学校における教育研究活動につき最終責任者として日常的な職務を執行している。また、寄附行為第 15 条第 5 項に基づき理事会を招集し、同条第 4 項に基づき議長を務めている。平成 25 年度に開催された 9 回の理事会の概要は以下の通りである。

開催日 (開催回)	議案等
H25.5.28 (第 1 回)	(審議事項) 1 平成 24 年度学校法人目白学園事業報告について 2 平成 24 年度学校法人目白学園決算案について 3 役員を選任について 4 目白大学大学院学則の一部改正について 5 学校法人目白学園組織管理規則等の一部改正について (報告事項) 1 平成 25 年度入学状況について 2 平成 24 年度目白大学新卒者の国家試験合格状況について
H25.5.28 (第 2 回)	(審議事項) 1 平成 24 年度学校法人目白学園事業報告について 2 平成 24 年度学校法人目白学園決算案について 3 役員を選任について

開催日 (開催回)	議案等
H25.7.30 (第3回)	(審議事項) 1 平成26年度学生生徒納付金について 2 目白大学学則の一部改正について 3 目白大学短期大学部学則の一部改正について 4 目白大学留学生別科日本語専修課程規則の一部改正について 5 目白学園教育充実資金募金事業の継続について (報告事項) 1 規程の改正について
H25.10.22 (第4回)	(審議事項) 1 目白大学・目白大学短期大学部有期雇用教員の任用等に関する規則の制定について 2 目白研心高等学校学則の一部改正について (報告事項) 1 規程の制定及び改正について 2 平成24年度決算の分析について
H25.12.17 (第5回)	(審議事項) 1 平成25年度資金収支予算書及び消費収支予算書の補正について 2 教員の定年延長について (報告事項) 1 資金運用の現状及び今後の見通しについて 2 平成26年度予算編成方針について
H25.12.17 (第6回)	(審議事項) 1 平成25年度資金収支予算書及び消費収支予算書の補正について
H26.2.18 (第7回)	(審議事項) 1 学部教授会等、新たな教学上の管理運営組織の設置に伴う関連規則の整備について 2 目白大学学則の一部改正について 3 目白大学短期大学部学則の一部改正について 4 目白大学大学院学則の一部改正について 5 目白大学における学生納付金その他の費用に関する規則の一部改正について 6 目白大学短期大学部における学生納付金その他の費用に関する規則の一部改正について 7 平成26年度東京都介護福祉士養成業務を短期大学部生活科学科介護福祉コースにおいて受託することに係る料金について 8 学校法人目白学園職員人事考課規則の制定について 9 学校法人目白学園契約規則の一部改正について 10 その他 (報告事項) 1 学校法人目白学園コーポレートカード取扱規程の制定について

開催日 (開催回)	議 案 等
H26.3.25 (第 8 回)	(審議事項) 1 学校法人目白学園第 3 次中期計画について 2 平成 26 年度学校法人目白学園事業計画について 3 平成 26 年度学校法人目白学園資金収支予算書及び消費収支予算書について 4 学校法人会計基準に基づく第 2 号基本金の組入れについて 5 目白研心高等学校学則の一部改正について 6 目白研心中学校学則の一部改正について 7 目白大学・目白大学短期大学部専任教員の年間責任担当コマ数に関する規則の一部改正について 8 学部教授会等、新たな教学上の管理運営組織の設置に伴う関連規則の整備について【修正】 9 その他 (1) 役員の退職手当について (2) 教職員の永年勤続者表彰について
H26.3.25 (第 9 回)	(審議事項) 1 平成 26 年度学校法人目白学園事業計画について 2 平成 26 年度学校法人目白学園資金収支予算書及び消費収支予算書について

理事長とともに理事会を構成する理事は、私立学校法第 38 条（役員の選任）を受けて定めた寄附行為第 6 条第 1 項に基づき、短期大学部学長を含む各学校長、評議員、本法人の功労者からそれぞれ選任される。平成 25 年度の理事は本法人の功労者から理事長、常勤理事及び大学副学長が、評議員から弁護士、医師、他の私立大学の役員経験者など幅広い人材が選任されており、いずれも本学の建学の精神を理解し、法人の健全な経営についての職責を適切に果たすための専門的な学識及び見識を有している。また、寄附行為第 10 条第 3 項は「役員は、学校教育法第 9 条各号に掲げる事由に該当するに至ったときは、その職を失うものとする。」と定めており、学校教育法第 9 条（校長及び教員の欠格事由）はここに引用されている。

理事会は学園運営に関する重要事項を中心に審議し、学園の業務を決するとともに、質疑応答等を通じて、日常における理事の職務の執行状況を確認し、監督している。会計年度が終了して 2 ヶ月以内となる毎年 5 月下旬の理事会では、まず監事の監査を受けた前年度の決算（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録書）案及び事業報告書案が提案されて評議員会に諮問することを議決し、引き続き開催される評議員会で両案を報告して意見を徴した上で、同日中に理事会を再度開催して、評議員会の意見を踏まえて最終的に承認するという手続きを執っている。確定した決算概要及び事業報告書は本学公式ウェブサイトで広く一般に公開するとともに、私立学校法第 47 条に基づく「学校法人目白学園寄附行為・財務書類等の閲覧に関する規則」により財産目録等（財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監査報告書）を請求者の閲覧に供する手続きを定め、その内容についても本学公式ウェブサイトに明示して健全かつ実質的な情報公開の体制を

整備している。

理事会が決する学園に関する重要事項として、本法人運営及び本学運営に必要な学園規範の整備がある。平成 25 年度末における学園規範の内訳は規則 125 件、規程 84 件、細則 16 件、合計 225 件となっている。平成 25 年 4 月 1 日付けで制定した「学校法人目白学園学園規範の種類及び制定・改廃手続きに関する規則」は、学園規範の種類を①規則、②規程、③細則、④要項等の 4 種類に分類し、①規則のうち「学園の経営管理に係る重要事項」については「理事会の議を経て」、「教学に係る重要事項」については「あらかじめ理事会の意見を聞いて」、それぞれ理事長が制定・改廃するものとし（第 3 条第 1 項）、②規程についても制定・改廃権者である理事長・学長が理事会へ報告することとしている（第 4 条）。これらの規範整備や本学の運営及び研究の実施に関する事業計画、予算、中期目標などの決定を通じて、理事会は本学の運営に関する法的な責任があることを認識している。第三者評価に際しても、理事会の一員である学長が受審業務を統括し、とりまとめた報告書案は全学評価委員会の承認を受けて学長が理事会に説明しており、理事会はその内容を最終的に確認することを通じて責任を負っている。

なお、本学では前学長が平成 20 年 5 月から 26 年 5 月まで日本私立短期大学協会の会長を務めたほか、東京都私立短期大学協会理事や文部科学省大学設置・学校法人審議会委員などを務めており、これらの職務を通じて本学の発展のために学内外の必要な情報を収集し、理事会の意思決定に役立ててきた。平成 26 年度以降は、現学長が理事会への短期大学に関する学内外の情報提供の中心的な役割を担っている。

(b) 自己点検・評価に基づく課題

平成 23 年度より理事長と学長の兼務が解消され、それ以前に比べて理事長が本学の経営に集中できるようになったが、その一方で教学部門の実態を理事長自らがリアルタイムで把握しにくくなったことは否めない。これは両職の兼務による繁忙の解消と表裏一体の関係にある問題であり、兼務の場合を上回る根本的な解決を図ることは難しいが、理事長と学長、法人本部と大学事務局との相互連絡を常に緊密に保つことを従来以上に組織的に意識していかなければならない。

また、平成 26 年 4 月に 22 年ぶりに学長が交代し、前学長は学事顧問に就任した。学長たる理事として果たす役割は担務者によって変わるわけではないが、長期にわたり学外で短期大学に関するさまざまな要職を務めた前学長が築き上げた人的関係や識見に本学の短期大学部運営が大きく依拠していたことは事実である。今後は、新しく理事となった現学長を中心とする運営体制を早期に定着させるとともに、短期大学に関する学内外の必要な情報が引き続き適切に理事会へ提供されるよう努めていく必要がある。

【テーマ】

基準Ⅳ－B 学長のリーダーシップ

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約

平成 25 年度まで約 22 年間在任した前学長、及び平成 26 年度より新たに着任した現学長は、それぞれ短期大学に関する公職や短期大学の教育・研究現場での長い経験を有し、いずれも短期大学部の運営全般について適切なリーダーシップを発揮できる人材である。学長は本学の教授会を自ら招集して議長を務め、学内諸規範に基づき本学の運営に関する諸事項について審議を行っている。従来は新宿キャンパスに設置されている併設大学各学部との合同教授会が常態化していたが、平成 26 年度より本学単独での開催が原則となったため、この新たな運営方式の定着とそれに伴う新たな課題の発見と解決に努めることが重要である。また、併設の大学に比べて所属教員数が少ない本学では、大学と合同で運営される各種委員を 1 人の教員が兼務するなど、相対的に教員の負担が大きい状態が以前からの課題である。

(b) 改善計画

平成 25 年度までの合同教授会には、新宿キャンパスに所属する全ての部署のマネジャー以上の管理職員が出席していた。そのため、各管理職が配付資料を各部署内で回覧したり審議の結果等を課員に伝達することによって、教授会の意思決定内容が事務局各部署へ周知できるようになっていた。

平成 26 年度から始まった本学単独での教授会開催に伴い、事務局各部署への情報周知が従来に比べて不十分にならないよう、学生の個人情報を含む教授会資料の配信に慎重を期しつつ、学内の情報ネットワーク全体や共有するソフトウェア自体の在り方をも再検証しながら充実させることとしている。その他、合同教授会から短期大学部の単独教授会へと移行したことによって生じる新たな課題については、実際の運営経験を重ねながらその都度、適切に問題解決を図っていく。

教員の校務負担が大きい点についても、従来に比べて本学独自の問題として意見交換しやすくなったことから、4 年制大学との合同による各種委員会の在り方の適否や現実的な負担軽減策を総合的に検討する。

【区分】

基準Ⅳ-B-1

学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。

(a) 自己点検・評価に基づく現状

学長は「目白大学短期大学部学長等の選考及び任期に関する規則」に基づき、「人格が高潔で、学識がすぐれ、かつ大学運営に関し識見を有する者」について、大学運営評議会（平成 25 年度までは学務運営委員会）の意見を聞いた上で理事長が任命することになっている（同規則第 2 条）。この規則に基づき、平成 26 年度から現学長が新たに就任した。

平成 4 年から平成 26 年 3 月 31 日まで 22 年余りにわたって在任した前学長（現在は学事顧問）は、学長就任前の昭和 52 年に本学の建学の精神に関する学内研究部会の構成員としてその現代的解釈の確立に自ら参画し、その後も建学の精神が本学の教育・研究活動全般において具現化されるよう努めた。同時に、日本私立短期大学協会会長や文部科学省大学設置・学校法人審議会委員などの公職を歴任し、我が国における短期大学全体の向上・充実に尽力した。後任の現学長は昭和 58 年から複数の短期大学で教育・研究活動を続けており、大阪国際大学短期大学部で副学長等を務めた後、平成 22 年に本学に着任して以降は生活科学科長及び副学長として短大部門全般の管理運営に携わってきた。学長就任以後も「メディカル秘書概論」「ジェンダーと職業」「プレゼンテーション概論」などの講義及び「生活科学セミナー」を自ら担当し、建学の精神に基づく教育研究の推進を実践している。

本学の教授会は「目白大学短期大学部教授会規則」に基づき、学長が原則として月 1 回招集し、自ら議長となって開催する。平成 25 年度までは旧規則に基づき新宿キャンパスに設置されている併設大学各学部との合同開催が常態化していたが、平成 26 年 4 月 1 日より施行した改正規則に基づき、原則として短期大学部独自で開催するようになった。ただし、議題の性質に応じて、キャンパス全体での合同教授会も実施できるように規定している。

教授会は入学・退学など学生の身上に関する事項、教育課程に関する事項、試験及び卒業に関する事項、学生の指導及び賞罰に関する事項、規範等の制定・改廃に関する事項、及びその他の教育・研究の運営に関して必要な事項を審議する機関として、適切に運営されている。その議事録（平成 26 年度からは「議事概要」）は全構成員の確認を経た上で確定し、事務局に保管している。

教授会とは別に、教育活動を円滑に行うための仕組みとして「目白大学短期大学部各種委員会規程」に基づき教務委員会、学生委員会など教育上の各種委員会を設置している。その委員は学長によって任命され、学長自身も随時委員会に出席することができる。これらの各種委員会で審議・報告された事項は、平成 25 年度までは学務運営委員会を経て教授会の議案とされた。平成 26 年度からは「目白大学学部長等会議規則」に基づき、教授会の上位機関として新設した全学的な協議・調整を行う学部長等会議で審議・報告されることになったが、委員会の運営方式そのものに大きな変更はなく、円滑に運営されている。

学生が獲得すべき学習成果は、ディプロマポリシーとカリキュラムポリシーを前提とするカリキュラムに基づいて科目ごとに定められている。ディプロマポリシーとカリキュラ

ムポリシー、及び学習成果を得る学生たちの受け入れ方針であるアドミッションポリシーのいわゆる「三つの方針」は、教授会での審議を経て平成 25 年 9 月 1 日付で制定された「目白大学・目白大学短期大学部の学位授与等の方針に関する規程」（平成 25 年度中は細則）を根拠としている。その改正に際しても教授会の承認が要件とされ、改定時には現に審議が行われている。それらのポリシーが具現化されたカリキュラムの改定もまた学則変更を伴う教授会の審議事項とされており、改定時には必ず教授会の承認を受けている。

(b) 自己点検・評価に基づく課題

平成 26 年度から月 1 回の教授会が原則として短期大学部単独での開催になり、従来にも増して教授会での実質的な議論がしやすくなるとともに、学長が短期大学部の運営全般にリーダーシップを発揮しやすい環境となった。他方で、教授会による意思決定内容の全学的周知に別途の配慮を要するようになった。当面は、この新たな教学運営体制の早期定着と、それに伴う新しい課題の発見と解決を図ることに努めていく。

従来から継続する大きな課題としては、本学の各種委員会は併設大学の各学部・学科と合同で行われており、大学の規模を前提とした組織設計になっていることから、所属教員数が少ない短期大学部では 1 人の教員が複数の委員を兼務するなど相対的に負担が大きいことが挙げられる。このため、今後、新たな教学運営体制の下で必要な改善策を講じる必要がある。

【テーマ】

基準Ⅳ－C ガバナンス

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約

監事は寄附行為の規定に基づき、財務部や監査法人との意見交換を重ねながら法人の業務と財産の状況を監査している。ただし、業務の監査は、財産の監査に比べると監事への情報提供機会が少ないのが実情である。他方、評議員会は所定の定数をほぼ安定して確保しながら、理事会の諮問機関として法令並びに寄附行為に基づき適正に運営されており、評議員会が適切な判断を行うための本学からの情報提供も十分に行われている。また、毎年度の事業計画書や事業報告書、さらに法令に基づく財務書類等の一般向け公開も本学公式ウェブサイト等を通じて広く実施し、学園運営に関してさまざまな場面で公正な批判や評価を受ける機会を自ら設けるとともに、業務遂行や財務に関する学内の諸規範を整備して、自律的かつ適正な学園運営が行われる環境を維持している。資産管理や資金運用は適正に行われているが、寄付金の募集における卒業生との連携拡大など、資金確保の方途としての活用面で課題を残している。

(b) 改善計画

業務の監査に関する監事への情報提供については、監査室からの内部監査実施状況、改善状況等の報告、及び総務部から各監事に学内の業務資料を発送する頻度を上げることで、業務面の監査も財産を対象にする場合と同程度にまで実施できる環境を整えつつある。業務監査に関する監事との意見交換の機会は現状では理事会や評議員会の開催時に限られているが、財務監査の場合と同様に、業務の監査についても今後、意見交換に特化した機会を設けることを検討する。理事会や評議員会の開催日以外の日に会合することが困難である場合には、理事会や評議員会の開催前に意見交換に特化した時間帯を設けるなど、実施方法を工夫して情報提供の増加を図る。

寄付金の募集については、卒業生との連携に基づく募集活動が稀薄であり、その効果的な対策の強化が本学の根本的な課題の1つとなっている。平成25年度の事業計画書には校友会等との連携を強化して募金額の増加を図る旨が明記されているが、今のところ、具体的な計画の立案には至っておらず、将来の検討課題として継続的に認識するだけにとどまっている。

【区分】

基準Ⅳ-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。

(a) 自己点検・評価に基づく現状

監事は寄附行為第 18 条第 1 号及び第 2 号により、理事の業務執行の状況を含むこの法人の業務と財産の状況を監査することを職務とする。この規定に基づき、監事は理事会や評議員会に出席する機会を通じて本法人の業務及び財産の状況を適宜把握するとともに、業務の監査に関しては法人本部総務部より各回の教授会資料等の提供を受け、財産状況の監査に関しては財務業務につき法人本部財務部と、また財産状況の監査につき監査法人と意見交換を行っている。平成 25 年度は財務業務に関する財務部との意見交換を学内で 3 回、学外で 1 回実施し、監査法人との意見交換を 2 回実施した。

その上で、寄附行為第 18 条第 6 号に基づき理事会に出席して、本法人の業務と財産の状況について、監事の立場から意見を述べている。また、寄附行為第 18 条第 3 号に基づき監査報告書を毎年作成し、5 月下旬の理事会及び評議員会に出席して、寄附行為第 18 条第 4 号にいう本法人の業務及び財産に関する不正行為または法令・寄附行為に違反する重大な事実がないかどうかの監査結果を報告している。

(b) 自己点検・評価に基づく課題

監事による業務の監査については、理事会や評議員会での出席機会を利用した情報収集及び総務部から送付される教授会資料等の内容確認が中心であり、財産の状況について理事会等の出席とは別に財務部や監査法人との意見交換を重ねていることと比較すると、監査のための十分な情報提供が監事に対して行われているとは言い難い。今後は、業務の監査についても、理事会や評議員会への出席時には会議前に意見交換に特化した時間帯を設けるなど、実施方法を工夫して、監事の業務の監査に必要な情報提供の機会を増やし、財産状況の監査と同程度の情報交換体制を整え、監査の質をいっそう向上させていきたい。

【区分】

基準Ⅳ-C-2

評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事会の諮問機関として適切に運営している。

(a) 自己点検・評価に基づく現状

寄附行為第5条第1号は理事の定数を9～12人と定め、大学学長・短期大学部学長・高等学校校長が兼務の場合は同第6条第2項により定数を減じることができる。平成23～25年度は短期大学部学長が大学学長を兼務していたため、理事の定数は8～11人であった。一方、評議員の定数は寄附行為第23条第2項により22～25人と定められているが、大学学長・短期大学部学長・高等学校校長が兼務の場合は同第19条第2項により定数を減じることができる。平成23～25年度は短期大学部学長が大学学長を兼務していたため、評議員会の定数は21～24人で構成すべきところ、実際の評議員数は20～23人で構成されていた。平成23年5月2日に理事を兼ねる評議員が退任したことで一時的に評議員数が20名となったが、同月24日に新たな評議員2人が就任して寄附行為所定の定数を速やかに回復している。なお、平成23年度以降の評議員会の構成員数は、当該期間も含めて常に理事の定数の2倍を超えている。

寄附行為第24条は理事長があらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない諮問事項を列挙しており、私立学校法第42条各号で評議員会の諮問事項と定められている項目は全て同条各号によって包含されている。平成25年度の評議員会は5月、12月、3月の3回開催され、事業計画や予算案など寄附行為第24条所定の事項に関する理事会の提案を審議し、理事会は評議員会の審議結果を踏まえてそれらの事項を審議している。

(b) 自己点検・評価に基づく課題

評議員の定数及び評議員会の審議事項はいずれも私立学校法第42条とそれを踏まえた寄附行為に基づいており、理事会の諮問機関として適正に運営されていると言える。また、寄附行為所定の審議事項以外にも短期大学部をはじめとする各学校の入試結果などの現状報告を行うことで、学外者を含む全ての評議員が本学の現状を理解し、各評議員がそれぞれの立場から諮問事項に対する適切な判断をするための材料提供の機会としても役立てている。今後とも評議員会の適正な運営確保を図り、理事会に対する諮問機関としての機能を十分に果たすための環境整備に努めたい。

【区分】

基準Ⅳ-C-3 ガバナンスが適切に機能している。

(a) 自己点検・評価に基づく現状

法人全体及び短期大学部の毎年度の事業計画と予算は、学園全体の中期計画に沿って決定している。事業計画とその実現のための予算の決定は、専務理事・財務担当理事及び法人本部財務部が各学科や事務局の各グループなど各事業の実施部門から毎年1月に意見を聴取した上で予算査定を行い、法人としての資金収支予算書及び消費収支予算書を作成する。これを、毎年3月の理事会での審議と評議員会への諮問を経て理事会で承認して最終決定している。各部門の予算査定結果は関係部門に速やかに通知するとともに、資金収支予算書と消費収支予算書は理事会での承認後、概要の説明を付してスタッフネットに掲載し学内教職員への周知を図っている。事業計画書は関係部門のみならず広く一般に公開するため、本学公式ウェブサイトに掲載している。

部門ごとに査定された予算は、「学校法人目白学園経理規則」に基づき適正に執行されている。短期大学部関係の会計伝票は学事グループで検票した後に「学校法人目白学園決裁規程」第4条別表に基づき学事部長が事務局長名義で専決している。法人関係の会計伝票は法人本部の各部署から直接財務部へ回付されている。平成25年度からは財務部での現金取扱いを大幅に縮小してキャッシュレス化を実施するとともに、法人クレジットカードを導入して必要な部署による使用を認めることで、日常の出納業務のさらなる円滑化と多量の現金取扱いによるリスク回避を推進している。これらの出納業務の状況は、財務担当理事より理事長に定期的に報告している。

計算書類や財産目録等は学校法人会計基準及び私立学校法に基づき、監査法人並びに監事の監査を受けて作成されており、本法人の経営状況及び財政状態を適正に表示している。監事のうち1人は公認会計士であり、理事会や評議員会の開催時、及びそれとは別に財務業務や財産状況について意見交換する機会を設定し、さらに必要に応じて随時意見を求め、監査意見があれば迅速かつ適切に対応できる態勢を整えている。

固定資産の管理は、監査法人及び監事の意見を受けて適切に会計処理をした内容を「学校法人目白学園経理規則」に基づき固定資産台帳に記録し、安全かつ適正に実施している。また、資金（有価証券を含む）については同経理規則第13条所定の会計帳簿に記録して管理するとともに、同第28条に基づく「学校法人目白学園資金運用規則」に則り、ハイリスクな運用を行わないようにしている。

寄付金の募集は、平成20年11月から25年10月まで「目白学園教育充実資金」の募金事業を中心に適正に行われ、平成25年11月以降も同じ内容の募金事業を継続している。本法人は特定公益増進法人の証明を受けており、寄付者たる法人または個人が税制上の所定の優遇措置を受けられるようにしている。学校債については経理規則第30条及び第31条に発行手続きを定めているが、現在は発行していない。

経理規則第27条本文は、年度資金収支予算に基づく月次資金計画書を毎月作成すべき旨を定めている。ただし、同条ただし書きは経理責任者たる財務担当理事の承認により学期ごとまたは四半期ごとの資金計画書をもって月次資金計画書に代えることを認めているため、財務担当理事による理事長への報告は必ずしも月ごとではなく各期の適時に行われ

ている。

学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項第 1 号ないし第 9 号が定める各教育情報の公表は、同条第 3 項の規定に従い、本学公式ウェブサイトや学生・教職員に配付する『学生便覧』への掲載を通じて実施している。私立学校法第 47 条が定める財務情報の公開は、「学校法人目白学園寄附行為・財務書類等の閲覧に関する規則」に基づき、本学の在学学生その他の利害関係人に限ることなく、広く一般向けに行っている。その公開請求手続きも本学公式ウェブサイトに明示している。

(b) 自己点検・評価に基づく課題

寄付金の募集については、従来は在学学生への呼びかけが中心であったが、今後は校友会等との連携を強化して募金額の増加を図る旨が平成 25 年度の事業計画書に明記されており、その具体的な施策の立案と実行が今後の課題となっている。

選択的評価基準

2. 職業教育の取り組みについて

【選択的評価基準 2. 職業教育の取り組みについて】

(a) 自己点検・評価に基づく現状

本学は入学する学生のほとんどが就職を希望している。それに応えるため、カリキュラムは就職を意識した内容になっている。基礎教育科目は教養科目群とキャリア形成科目群から成る教育課程を体系的に編成し、「キャリア形成科目群」は「ベーシックセミナー」「職業と生活」「コミュニケーション」「情報リテラシー」「マナー」「インターンシップ」に分類され、それぞれに多くの科目が配置され、職業人として必要な基礎知識・技能を習得するための学びを提供している。特に、1年次秋学期に開講される「職業と生活」の中の「キャリアデザイン」は必修科目で、少人数クラスで開講され、キャリア形成を学び、実際の就職活動の知識を習得している。その内容は職業を知る、自己分析、企業研究、履歴書の作成、面接の仕方等である。授業の方法はグループワーク、実習、外部講師の講演、上級生の体験談等を交えており、多彩な形態で効果を上げている。また、「キャリアデザイン」はキャリアセンターとの密接な連携の下に実施されている。

入学する学科の選択が職業選択に大きく影響する製菓学科、生活科学科介護福祉コースの学生はもちろんのこと、生活科学科、ビジネス社会学科の学生もそれぞれの職業を考え、フィールドを選択して基本的な知識と技術を身に付け、さまざまな資格を取得できるカリキュラムが用意されている。3学科それぞれに推奨検定（生活科学科は販売士検定、ファッション販売能力検定、フードスペシャリスト、製菓学科は製菓技能士、ビジネス社会学科は秘書検定、販売士検定、上級秘書士（メディカル）、秘書士、観光ビジネス実務士、3学科共通で取得できるプレゼンテーション実務士）を定めて科目を配置し、検定直前には教員の自主研究会等で学生の検定取得をサポートしている。

「マナー」には「社会人とマナー」「ビジネスマナー演習」を配置し、社会人、職業人として必要なマナーの習得に力を入れている。それを基礎に「インターンシップ」を配置している。「インターンシップ」履修者は生活科学科約 20 名、ビジネス社会学科約 40 名であり、ビジネス社会学科においてはおよそ 9 割の学生が履修している。

生活科学科と製菓学科では、平成 17 年から東武百貨店池袋店レストラン街の産学連携の取り組みとして始まった「栄養学を学ぶ女子大生と和・洋・中の料理人が作り出した期間限定のメニュー」に、平成 20 年から継続して参加している。テーマに副った新しいメニューを学生が店舗と共同で開発し、一般客に提供している。学生自身が店舗の料理長等とコミュニケーションをとり、メニューを開発し、プレゼンテーションをすることを通じて、生きた職業教育が実践できている。平成 25 年度には生活科学科の学生は 21 名が、製菓学科の学生は 27 名が参加した。

製菓学科においては NPO 法人プロジェクト 88 主催の新宿区高島屋イベント「第 6 回大学は美味しい!!フェア」に参加し、製品の開発・製造に携わり、短期大学部 3 学科の学生が売り場に立ち販売を行った。1 週間のフェア期間中の売り上げは 80 万円に上った。学習を実践に活かした試みであり、今後も継続して参加する予定である。

また、平成 23 年度から「販売実践」の授業において、授業内で製造した菓子を学内施設で販売する取り組みを行っている。販売日数は年間 24 回、売り上げは年間約 40~60 万円である。この売り上げは東日本大震災の義捐金として日本赤十字社に全額寄付しており、

今後も継続していく予定である。

ビジネス社会学科においては併設の目白研心中学校・高等学校「遺跡フェスタ」や国立市滝乃川学園（障害者施設）のクリスマス会、また西武新宿線中井駅（本学の最寄りの駅）周辺のまちおこしイベント「染の小道」など、さまざまなイベントに運営スタッフとして参加するなど、多くの体験の機会を設けている。

生活科学科介護福祉コースにおいては、「介護機器展」の見学や卒業生の体験談を聞く機会を設けて、職業意識の醸成を図っている。

リカレント教育として、製菓学科では卒業生の会を毎年1回実施し、現場の問題や卒業生間の交流を通じての情報交換や技術の向上に役立っている。

キャリアセンター主催のガイダンスをはじめ、学内企業説明会、SPIテスト、キャリアカウンセラーによる学生に対する個別相談、ゼミ担当教員によるきめ細かい指導体制など有機的に運営している。

(b) 自己点検・評価に基づく課題

職業教育を担う教員は専任以外に非常勤教員も多く、個々の教員が工夫を重ねてはいるものの、教員同士の連携が組織的、効果的に行われているとは言えない現状である。職業教育の集大成とも言える「インターンシップ」科目は受け入れ先企業の開拓が困難であり、一部の学生の希望には必ずしも副っていない。研修期間における巡回指導も教員の負担になっている。

(c) 自己点検・評価に基づく改善計画

キャリアセンターとのより密接な関係を構築し、インターンシップ受け入れ先企業を開拓し、「インターンシップ」科目担当者だけでなく、学科教員が全体で取り組む科目に位置付ける。それによって、研修期間における巡回指導も多くの教員が関わることにより負担を分担でき、また学生の企業先での実習状況、企業の現状も把握でき、就職指導に役立つと考える。